
門真市第 9 期高齢者保健福祉計画
・介護保険事業計画
令和 6 (2024)年度～令和 8 (2026)年度
(案)

令和 6 (2024) 年 2 月時点
門 真 市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 法的位置づけについて	2
3. 計画の期間	2
4. 他計画との関係	3
5. 計画の策定体制	4
6. 計画見直しにおける基本的考え方	6
7. 日常生活圏域の設定	8
第2章 門真市の高齢者を取り巻く現状	9
1. 人口・世帯数	9
2. 要支援・要介護認定者数	14
3. サービスの利用状況	18
4. アンケート調査結果概要	21
第3章 計画の基本的な考え方	29
1. 本市のまちづくりに対する考え方と本計画の基本理念	29
2. 第9期計画における基本視点	31
3. 第9期計画のめざすべき将来像	32
4. 第9期計画の基本目標	33
5. 第9期計画の体系	36
第4章 施策の展開	37
基本目標1 介護予防と日常的支援の推進	37
基本目標2 認知症施策と支え合いの推進	51
基本目標3 高齢者の尊厳の確保	58
基本目標4 生きがいづくりと社会参加の促進	65
基本目標5 住みやすい環境づくり	74
基本目標6 総合的な推進体制の充実	82
基本目標7 安定的な介護保険事業の実施	89

第5章 介護保険事業計画における介護サービス量等の見込み 95

1. 介護保険料基準額の推計手順	95
2. 介護保険施設等の整備方針	96
3. 利用者数等の推計	97
4. 給付費の推計	100
5. 地域支援事業の推計	103
6. 総事業費見込額	105
7. 介護保険料算定に必要な諸係数	106
8. 第1号被保険者の介護保険料	109

第6章 計画の推進体制 113

1. 計画の進捗管理	113
------------	-----

資料編 114

1. 用語集	114
2. 計画の策定経過	122
3. 諮問書	124
4. 答申書	125
5. 門真市附属機関に関する条例（抜粋）	126
6. 門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）	127
7. 門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会 委員名簿	129
8. 門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定推進委員会設置要綱（抜粋）	130
9. 門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定推進委員会委員名簿	131

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

我が国では、高齢化の進行が続いており、高齢化率は今後さらに上昇することが予測され、さらに、核家族世帯や、単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加、地域における人間関係の希薄化等、高齢者や家族介護者を取り巻く環境は大きく変化してきています。

このような状況の中、国においては、平成12（2000）年度に介護保険制度を開始し、要介護高齢者や認知症高齢者数の増加、介護保険サービスの利用の定着化等、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを行ってきました。

令和7（2025）年には、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者になり、さらにその先のいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向け、介護ニーズの高い85歳以上の人口や世帯主が高齢者の単独世帯・夫婦のみの世帯及び認知症の人の増加等も見込まれ、介護保険サービスの需要が更に増加・多様化することが想定されています。その一方で、現役世代の減少は顕著となり、地域の高齢者の生活を支える担い手の確保が重要となっています。

サービス利用者の増加に伴い、サービス費用が急速に増大する中で、制度を維持しつつ、高齢者の生活機能の低下を未然に防止し維持向上させるために、介護予防の推進体制を確立することが大きな課題となっています。

さらに、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築が求められています。

守口市、門真市、四條畷市の3市は、平成11（1999）年にくすのき広域連合を設立し、介護保険事務を共同処理しておりましたが、地域包括ケアシステムのさらなる進展を趣旨として、令和6（2024）年3月31日で解散することとなりました。

本計画は、このような状況を踏まえて、上述した高齢者を取り巻く社会情勢の変化や諸課題に対応するため、令和3（2021）年3月に策定した「いきいきかどま高齢者プラン2021—門真市第8期高齢者保健福祉計画—」及びくすのき広域連合の「第8期くすのき広域連合介護保険事業計画」を門真市が保険者となる第9期計画として見直すもので、令和7（2025）年及び令和22（2040）年を見据え、門真市における高齢者施策及び介護保険事業の取り組むべき事項を整理し、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組むことで地域共生社会※の実現につながる包括的支援体制の整備等、各施策を検討していきます。

※地域共生社会とは

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超え、つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすものです。

2. 法的位置づけについて

令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間を計画期間とする「門真市第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」の 2 つの計画を、老人福祉法第 20 条の 8 第 7 項及び介護保険法第 117 条第 6 項の規定に基づき一体的に策定するものです。

「高齢者保健福祉計画」は、介護保険サービスだけではなく、高齢者福祉事業に関する計画であり、「介護保険事業計画」は、介護保険サービスの確保と提供、整備等に関する介護保険事業について、そのサービス見込量等を定める計画となっています。

3. 計画の期間

「介護保険事業計画」は、介護保険法により 3 年を 1 期として計画内容を見直す必要があります。「高齢者保健福祉計画」は、計画期間に関する規定はないものの、介護保険事業計画と一体的に作成することが老人福祉法で規定されており、介護保険事業計画と同じ 3 年を 1 期とし、「門真市第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

令和 6 年度を第 9 期の始期の年度とするため、令和 4（2022）年度にアンケート調査等を実施し、令和 5（2023）年度（令和 6（2024）年 3 月）に本計画の策定を行いました。

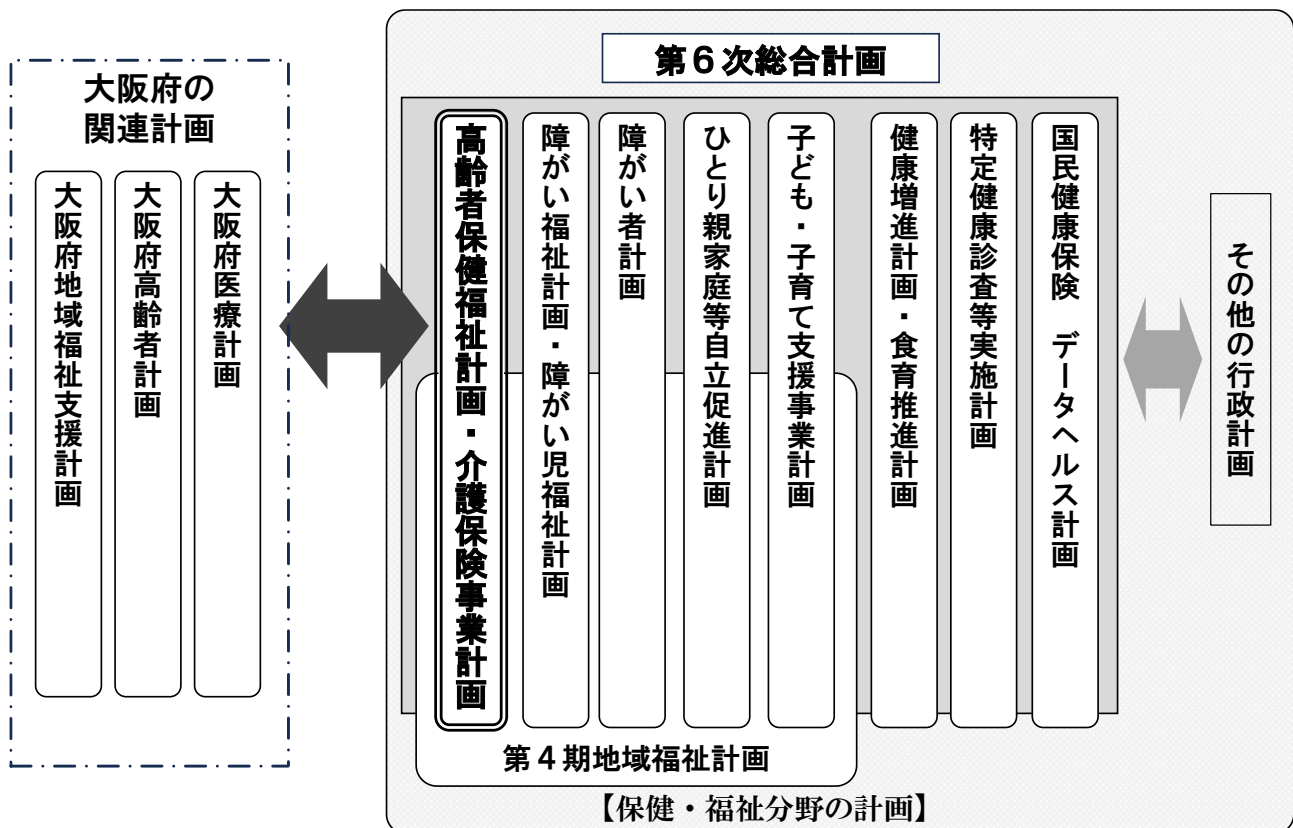
	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
現在の計画		門真市第 8 期高齢者保健福祉計画 第 8 期くすのき広域連合 介護保険事業計画				
次期の計画		調査等実施	計画策定	門真市第 9 期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画		

4. 他計画との関係

市町村が策定する介護保険事業計画は、社会福祉法における市町村地域福祉計画（社会福祉法第107条第1項）と、都道府県が策定する介護保険事業支援計画は、都道府県地域福祉支援計画（社会福祉法第108条第1項）と調和が保たれたものでなければなりませんとされています。

本計画は、門真市のまちづくりの指針となる「門真市第6次総合計画」を最上位計画に位置づけました。

また、市の関連する保健・福祉分野をはじめとする諸計画や国の基本指針、府の関連する計画との整合性を確保しました。



5. 計画の策定体制

1 アンケート調査の実施

本市では高齢者福祉の一層の充実と介護保険制度の円滑な実施に向け、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の見直しを行うためにアンケートを実施しました。

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

本調査では、身近な内容で、高齢者の状態や自立した生活を送る上での課題、今後の意向等をより的確に把握することを目的としました。

対象者	令和4（2022）年12月8日現在、門真市内にお住まいの65歳以上の方（要介護1～5の方を除く）から無作為抽出
実施期間	令和5（2023）年2月1日（水）～令和5（2023）年2月24日（金）
実施方法	郵送配布、郵送回収

(2) 在宅介護実態調査

本調査では、介護保険サービスや高齢者保健福祉サービスの利用状況、これらに対する今後のニーズ等を把握するとともに、計画に反映させる基礎資料として活用することを目的としました。

対象者	令和4（2022）年12月8日現在、門真市内にお住まいの要支援・要介護認定を受けている在宅の方から無作為抽出
実施期間	令和5（2023）年2月1日（水）～令和5（2023）年2月24日（金）
実施方法	郵送配布、郵送回収

(3) 居宅介護支援事業者等アンケート調査

本調査では、居宅介護支援事業所等の概況やサービス提供体制について把握することを目的としました。

対象者	門真市内の居宅介護支援事業所 門真市内の地域包括支援センター
実施期間	令和5（2023）年5月19日（金）～令和5（2023）年6月5日（月）
実施方法	メール配布、窓口に提出（メール回収の場合有）

2 門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会による協議

関係者の意見を広く反映させるため、学識経験者、医療団体、福祉団体、市民団体を代表する者、市民の代表、関係行政機関の職員等で構成する「門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会」と、門真市の関係課長で構成する「門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定推進委員会」を設置し、本計画策定のために協議・検討を行いました。

3 第8期計画の事業評価について

第8期計画の進捗状況について管理・評価を行うため、取組や施策を担当する関係各課へ照会を行い、現状と課題、及び今後の方向性の確認を行いました。

また、取組や施策について、PDCAサイクルを活用して進行管理を行うために第9期計画における方向性の検討を行いました。

4 パブリックコメントの実施

計画について広く市民から意見を募集するため、令和6（2024）年1月10日から29日までの間にパブリックコメントを実施しました。

実施にあたっては、広報紙や市ホームページに掲載するとともに、高齢福祉課、市役所本館入口、市情報コーナー（市役別館1階）、保健福祉センター、南部市民センター、女性サポートステーションWE S S、門真市民プラザ、ルミエールホール（門真市民文化会館）、中塚荘（市民交流会館）、公民館、総合体育館、図書館（本館）、老人福祉センター、高齢者ふれあいセンター、L o G o フォームにおいて閲覧できるようにしました。

6. 計画見直しにおける基本的考え方

1 国における基本的考え方

【基本的考え方】

- 今期計画期間中には、団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える 2040 年を見通すと、85 歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標について、優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

【見直しのポイント】

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の实情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みについて、サービス提供事業者を含め、地域関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

②在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備

③保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

2 大阪府における基本的考え方

【基本的考え方】

○大阪府の高齢者の現状や将来推計は以下の特徴がある。

- ・2040 年に向け、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ可能性が高い 85 歳以上人口が急激に増加する一方で、生産年齢人口（15～64 歳）は減少していく見込み。
- ・単身高齢者世帯の割合が全国平均より高く、今後も増加が見込まれる。
- ・高齢化の進展に伴い、認知症高齢者も増加する。
- ・直近データでは、要介護認定率（年齢調整後）が全国で最も高く（軽度者の割合が全国と比較して高い）、第 1 号被保険者 1 人あたり介護給付費（年齢調整後）も高い。
- ・全国と比較して、居宅サービス利用が多く、施設サービス利用が少ない。

今後は包括的な支援体制の構築などの社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが必要。次の点に留意すること。

1 人権の尊重

○同和問題や障がい者、在日外国人、ハンセン病回復者、性的マイノリティ等に係る人権上の諸問題を十分考慮し、全ての高齢者の人権を尊重するという視点が重要である。

2 高齢者の自立と尊厳を支える体制の整備・施策の推進

○高齢者が要介護状態等になっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことを可能とする「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」を確立し、真に支援を必要とする利用者に対し必要な支援を行うことが重要であることを踏まえ、可能な限り住み慣れた地域において、継続して日常生活を営むことができるよう、高齢者の意思及び自己決定を最大限尊重する視点に立った体制の整備やきめ細かな施策の推進を図ること。

3 地域包括ケアシステムの理念

- 地域包括ケアシステムは、今後、高齢化が一層進む中で、地域共生社会（高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援等の制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会をいう。）の実現に向けた中核的な基盤となり得るものである。
- 市町村においては、これまでの取組の成果を踏まえ、大阪府と連携を図りつつ、上記体制整備に向け、事業実施主体をはじめとする多様な関係者との協働を図ることにより、地域の実情に応じた特色ある高齢者施策を推進すること。

7. 日常生活圏域の設定

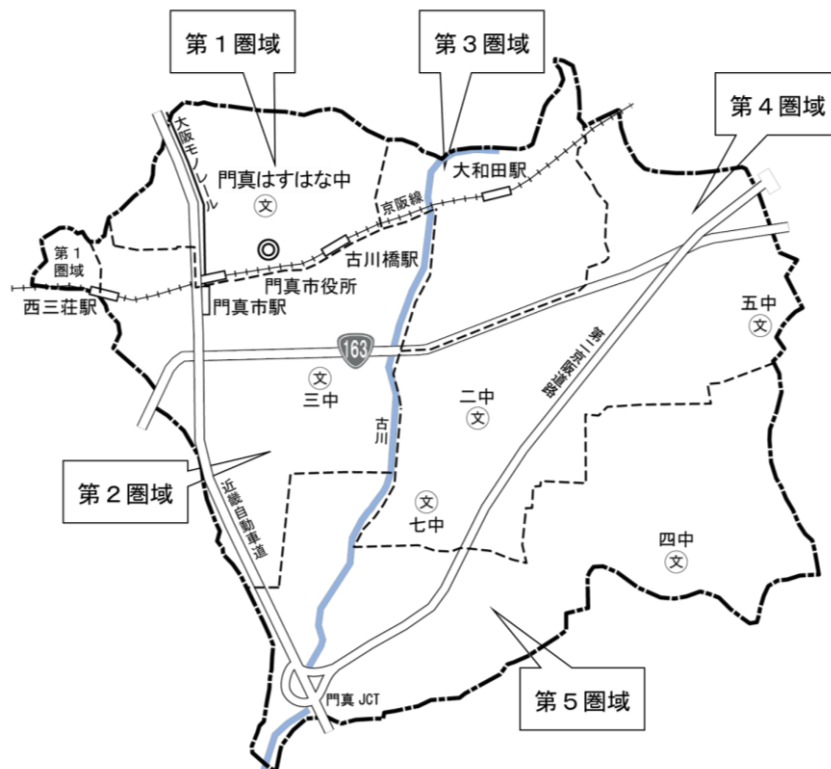
日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続しながら、多様なサービスが受けられるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域のことです。

日常生活圏域は、介護保険法第117条第2項第1号に規定されており、介護保険事業計画において、当該市町村がその住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件・介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域とされています。

本市の日常生活圏域については、これまで5圏域に設定し、各種施策を展開してきました。

本計画期間も引き続き5圏域で設定しますが、地域共生社会の実現につながる包括的支援体制の整備に向けて、地域の住民が支え合いながら、自分らしく活躍できる地域づくりについて、各地域の実情に即した事業展開を行います。

【門真市の日常生活圏域】



※おおむね小学校単位で設定しています。

日常生活圏域	小学校区
門真 第1	門真みらい
門真 第2	門真・速見
門真 第3	大和田・古川橋・上野口
門真 第4	四宮・沖・北巣本・五月田
門真 第5	脇田・砂子・二島・東

※令和5（2023）年4月1日現在

第2章 門真市の高齢者を取り巻く現状

1. 人口・世帯数

1 人口の推移

(1) 人口構成の推移

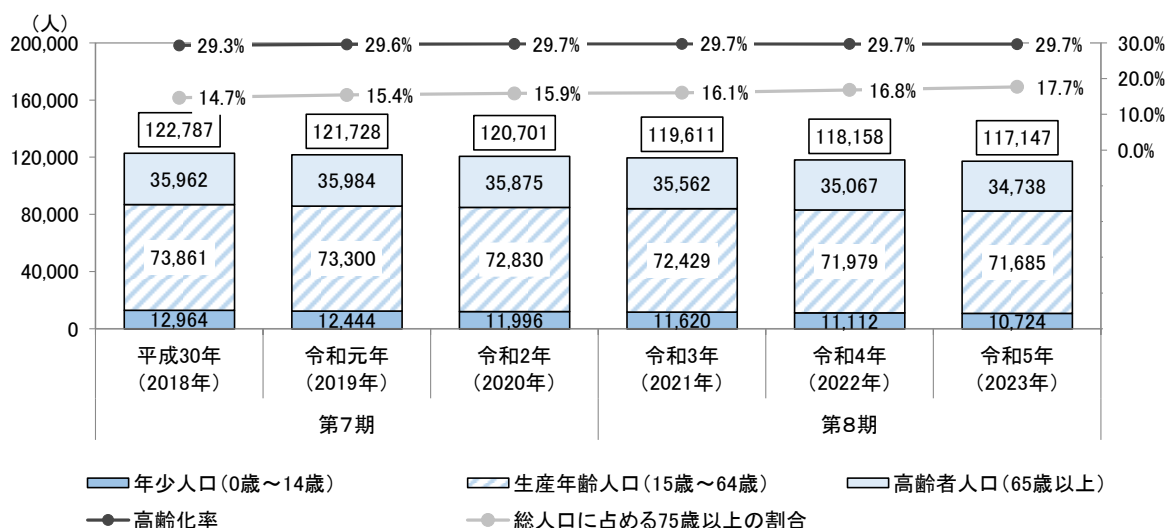
人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、令和5（2023）年では117,147人となっています。

また、高齢者人口についても令和元（2019）年以降減少傾向となっており、令和5（2023）年では34,738人と、令和元（2019）年の35,984人から1,246人減少しています。

高齢化率は横ばい傾向となっている一方で、総人口に占める75歳以上の割合は増加傾向となっており、令和5（2023）年で17.7%となっています。

単位：人

区分	第7期			第8期		
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
総人口	122,787	121,728	120,701	119,611	118,158	117,147
年少人口(0歳～14歳)	12,964	12,444	11,996	11,620	11,112	10,724
生産年齢人口(15歳～64歳)	73,861	73,300	72,830	72,429	71,979	71,685
40歳～64歳	42,350	42,272	42,165	42,016	41,860	41,704
高齢者人口(65歳以上)	35,962	35,984	35,875	35,562	35,067	34,738
65歳～74歳(前期高齢者)	17,964	17,196	16,732	16,364	15,169	14,014
75歳以上(後期高齢者)	17,998	18,788	19,143	19,198	19,898	20,724
高齢化率	29.3%	29.6%	29.7%	29.7%	29.7%	29.7%
総人口に占める75歳以上の割合	14.7%	15.4%	15.9%	16.1%	16.8%	17.7%

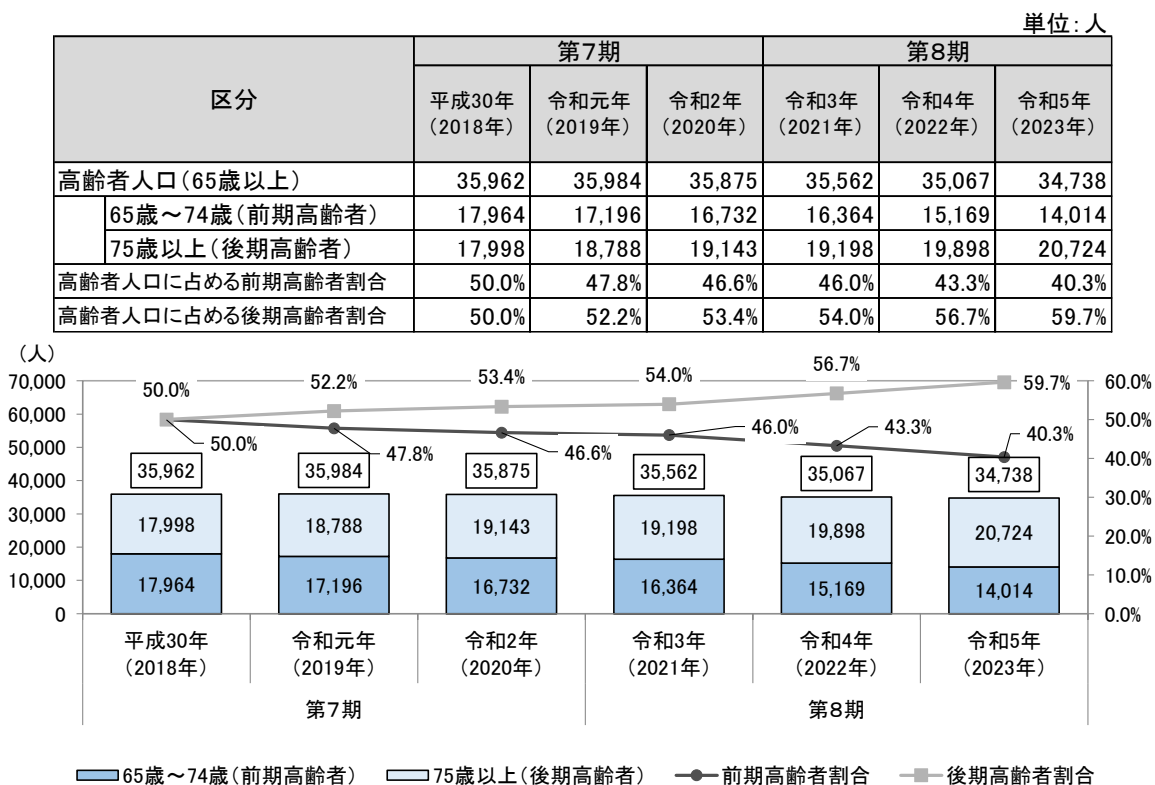


※資料：住民基本台帳 各年10月1日現在

(2) 高齢者人口の推移

高齢者人口の推移をみると、前期高齢者は減少傾向、後期高齢者は令和2（2020）年以降増加傾向にあり、令和5（2023）年では前期高齢者が14,014人、後期高齢者が20,724人と、平成30（2018）年から前期高齢者では3,950人減少し、後期高齢者では2,726人増加しています。

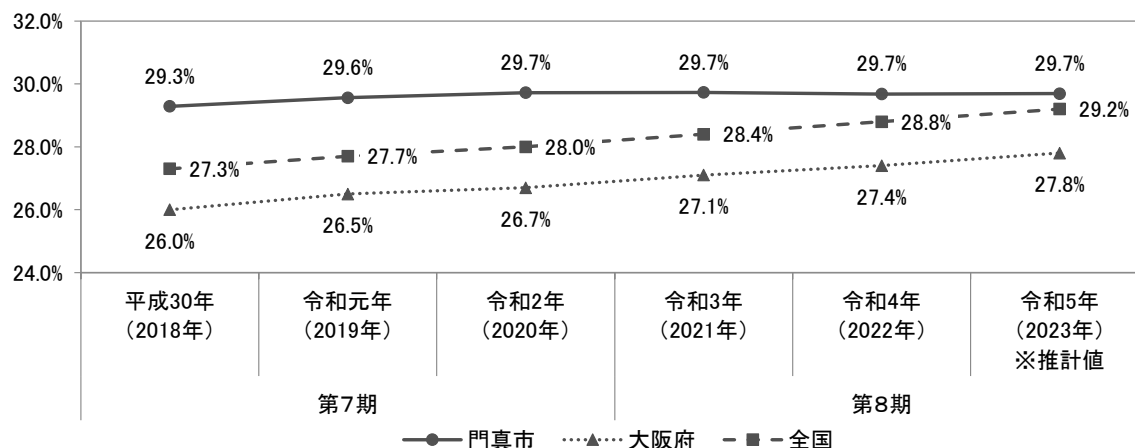
年々、高齢者人口に占める後期高齢者の割合が増加しています。



※資料：住民基本台帳 各年10月1日現在

(3) 高齢化率の比較

平成30（2018）年の時点では、門真市の高齢化率は全国・大阪府と比較して高くなっていますが、令和元（2019）年以降、高齢化率は横ばい傾向となっており、年々その差は縮まっています。



※資料：市は住民基本台帳（各年10月1日現在）。

大阪府、全国は総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

2 将来人口推計

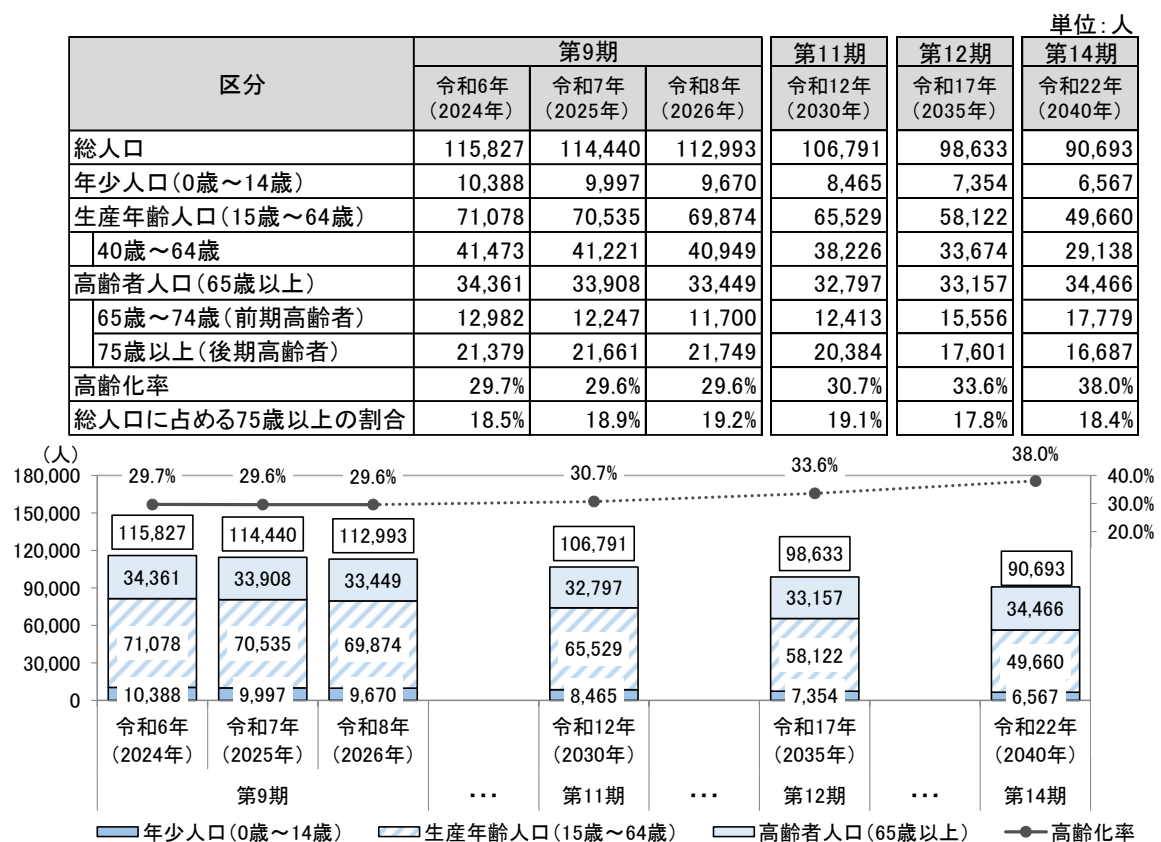
(1) 人口構成の推計

将来人口の推計をみると、総人口は今後減少傾向となり、令和7（2025）年では114,440人と、令和5（2023）年から2,707人減少する見込みとなっています。その後も減少は続き、令和12（2030）年では106,791人、令和22（2040）年では90,693人となる見込みです。

高齢者人口は、令和12（2030）年までは減少傾向となっていますが、その後、令和22（2040）年に向けて増加傾向に転じる推計となっています。

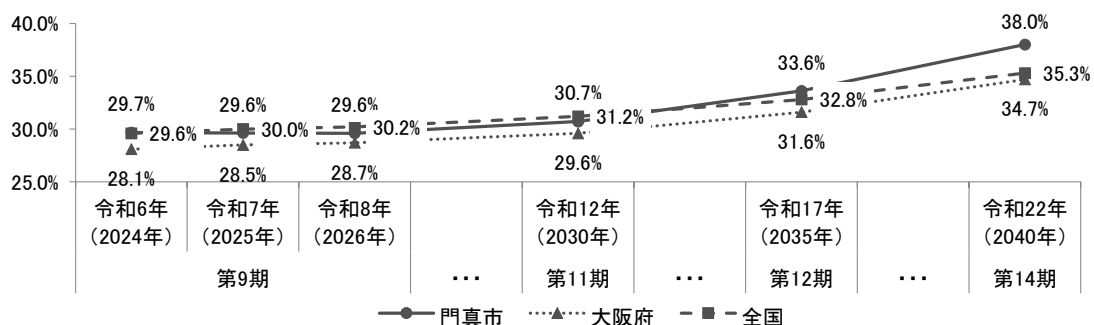
高齢化率については令和12（2030）年までは横ばい傾向、令和12（2030）年付近で急増する傾向に変わると推計され、令和22（2040）年では38.0%まで増加する見込みとなっています。

また、令和6（2024）年ごろには全国並みの高齢化率となっている一方で、令和22（2040）年にかけて、門真市の高齢化率は全国・府と比較して急激に上昇することが見込まれます。



※資料：住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法で推計。

※「コーホート変化率法」は、同年に出生した集団（コーホート）の過去における実績人口の変化率に基づき将来人口を推計する方法。



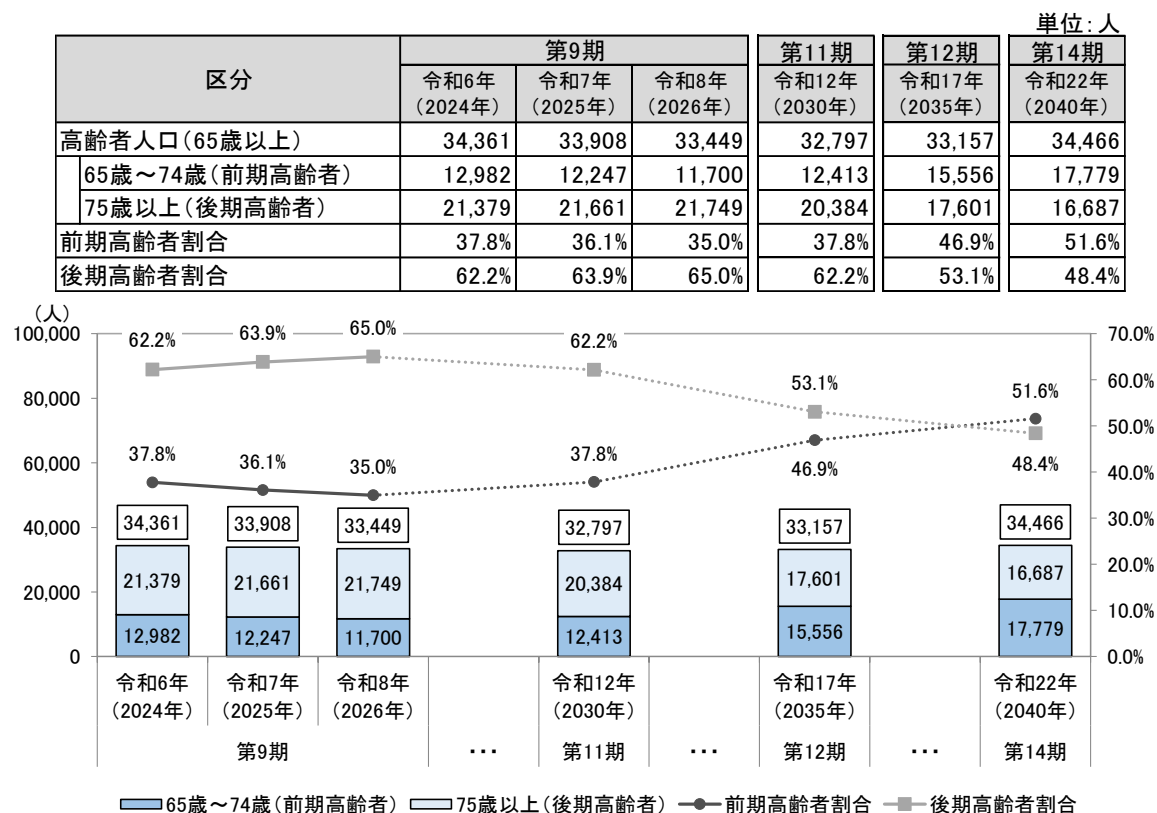
※資料：市は住民基本台帳人口に基づくコーホート変化率法での推計値。

大阪府、全国は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(2) 高齢者人口の推計

高齢者人口の推計をみると、前期高齢者は令和6（2024）年以降も減少傾向、後期高齢者は今後も増加傾向となり、令和8（2026）年では前期高齢者が11,700人、後期高齢者が21,749人となる見込みです。

高齢者人口に占める前期高齢者、後期高齢者の割合は、後期高齢者の割合が令和8（2026）年付近まで増加し、以降は令和22（2040）年に向けて団塊ジュニア世代が65歳以上となることで、前期高齢者の割合が上回る見込みとなっています。



※資料：住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法で推計

3 世帯数の推移

(1) 高齢者を含む世帯数の推移

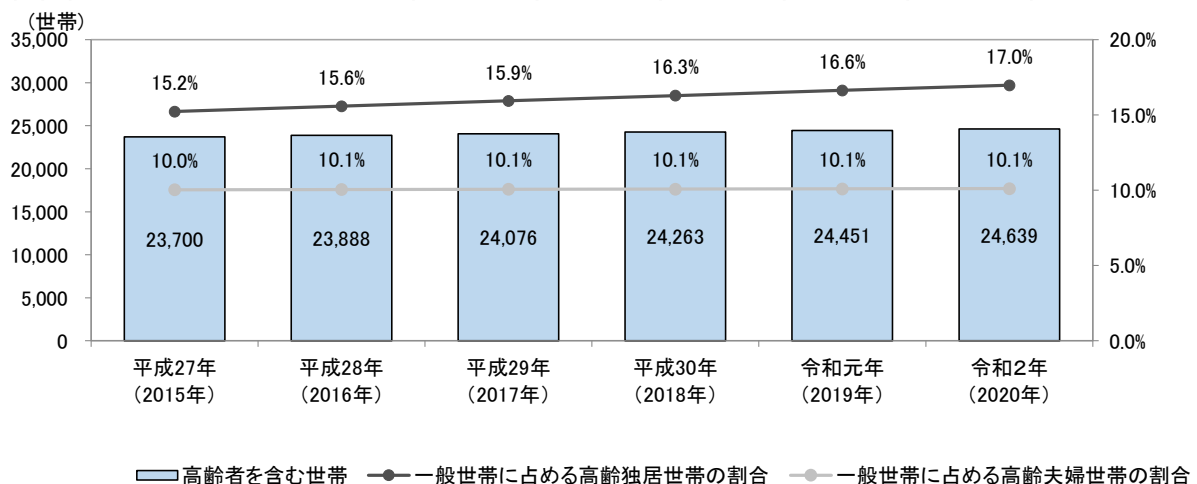
世帯数の推移をみると、一般世帯数は増加傾向にあり、令和2（2020）年では57,320世帯と、平成27（2015）年の55,780世帯から1,540世帯増加しています。

高齢者を含む世帯についても増加傾向にあり、令和2（2020）年では24,639世帯と、平成27（2015）年の23,700世帯から939世帯増加しています。また、令和2（2020）年では高齢独居世帯は9,731世帯、高齢夫婦世帯は5,794世帯となっています。

一般世帯に占める高齢独居世帯の割合も年々上昇し、令和2（2020）年では17.0%となっています。

単位：世帯

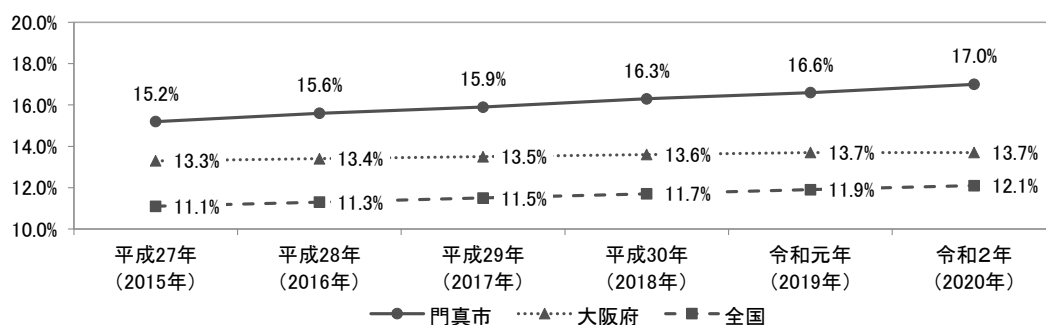
	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
一般世帯数	55,780	56,089	56,396	56,704	57,011	57,320
高齢者を含む世帯	23,700	23,888	24,076	24,263	24,451	24,639
高齢者のみ世帯	14,097	14,383	14,669	14,953	15,239	15,525
高齢独居世帯	8,497	8,744	8,991	9,237	9,484	9,731
高齢夫婦世帯	5,600	5,639	5,678	5,716	5,755	5,794
一般世帯に占める高齢独居世帯の割合	15.2%	15.6%	15.9%	16.3%	16.6%	17.0%
一般世帯に占める高齢夫婦世帯の割合	10.0%	10.1%	10.1%	10.1%	10.1%	10.1%



※資料：総務省「国勢調査」ただし、国勢調査は5年ごとの指標値のみが公表されているため、それ以外の年度については各指標値を直線で結んだ際に算出される値となっている。

(2) 高齢者独居世帯割合の比較

門真市の高齢者独居世帯割合は全国・大阪府と比較して高くなっています。



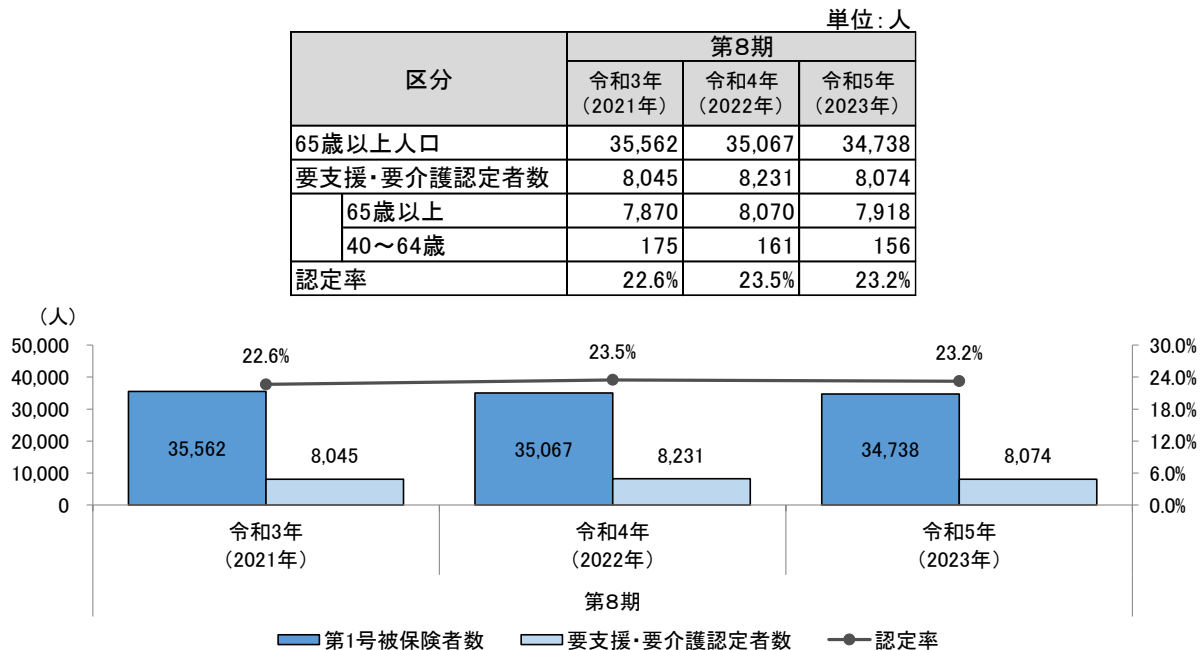
※資料：総務省「国勢調査」ただし、国勢調査は5年ごとの指標値のみが公表されているため、それ以外の年度については各指標値を直線で結んだ際に算出される値となっている。

2. 要支援・要介護認定者数

1 要支援・要介護認定者数

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると、おおむね横ばい傾向となっており、認定率は令和5（2023）年では23.2%となっています。

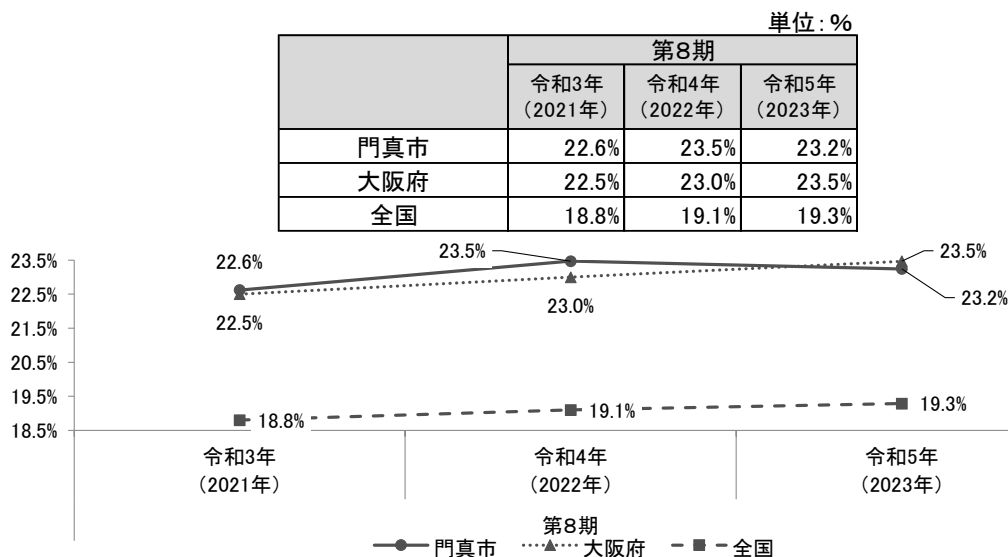


※資料：くすのき広域連合 各年9月末実績値

※本指標の「認定率」は、65歳以上の認定者数を65歳以上人口で除した数

(2) 認定率の比較

門真市の認定率を見ると、全国と比較して高くなっています。



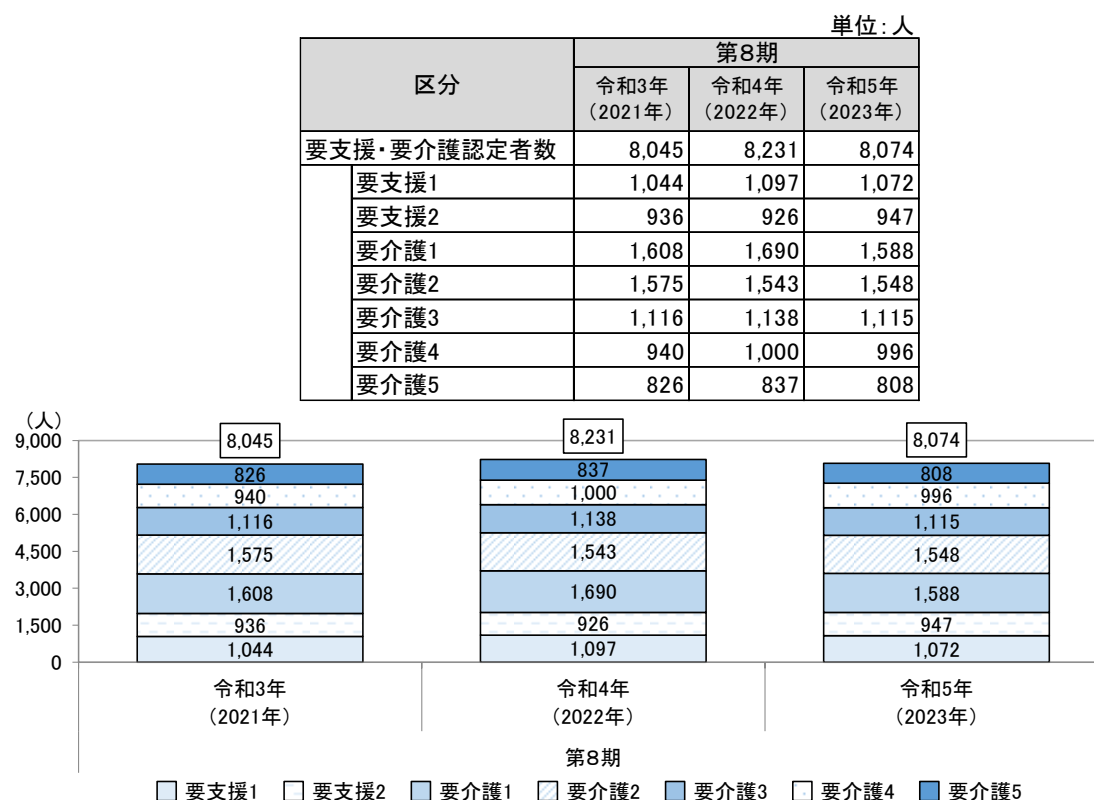
※資料：くすのき広域連合 各年9月末実績値。

大阪府、全国は厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報 9月末実績値

※本指標の「認定率」は、門真市については65歳以上の認定者数を65歳以上人口で除した数、大阪府、全国については第1号被保険者の認定者数を第1号被保険者数で除した数

(3) 要支援・要介護認定者の内訳（実績値）

要支援・要介護認定者の内訳をみると、いずれの要介護度においてもおおむね横ばい傾向となっています。

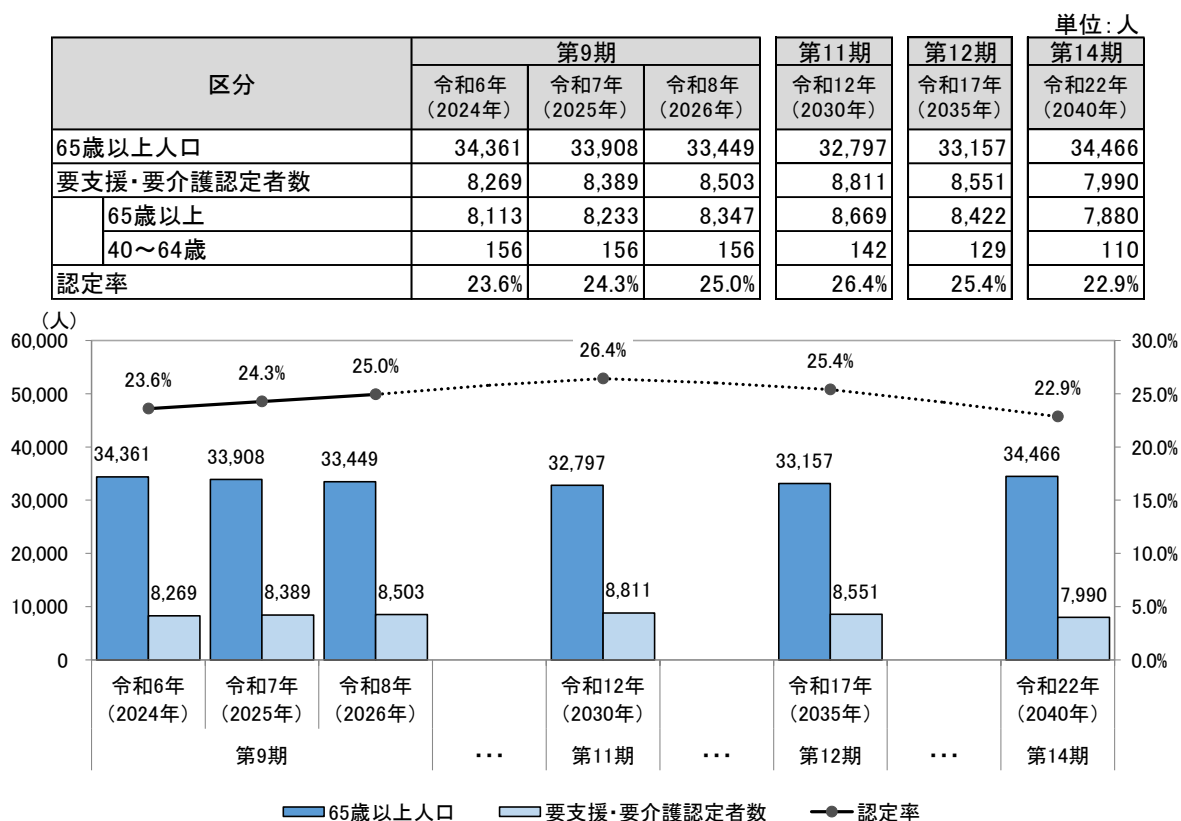


※資料：くすのき広域連合 各年9月末実績値

(4) 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数は増加していく見込みとなっており、令和7（2025）年では8,389人と、令和3（2021）年の8,045人から344人増加しています。

認定率も増加傾向で推移し、令和8（2026）年では25.0%となる見込みです。



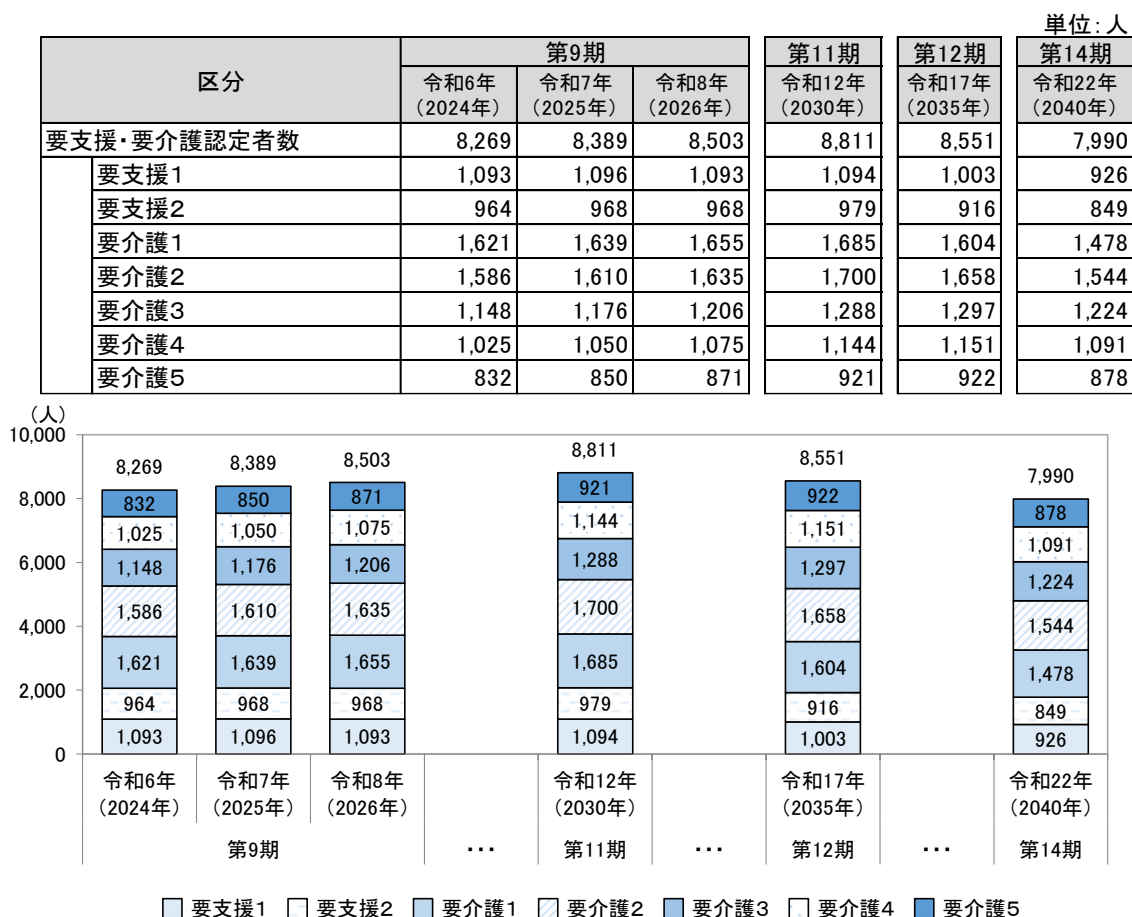
※資料：厚労省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システムより）

各年9月末日時点の推計値

※本指標の「認定率」は、65歳以上の認定者数を65歳以上人口で除した数

(5) 要支援・要介護認定者の内訳（推計値）

要支援・要介護認定者の内訳をみると、第9期計画期間中においては要支援1を除く全ての区分で増加傾向となる見込みです。



※資料：厚労省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システムより）
各年9月末日時点の推計値

3. サービスの利用状況

1 給付費の状況

(1) 介護予防サービスの給付費

介護予防サービスの給付費をみると、介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等で計画値を上回っています。一方で、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護等では計画値を下回っています。

単位：千円

	令和3年度			令和4年度		
	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	-	11	-	-	188	-
介護予防訪問看護	18,830	25,779	136.9%	18,830	26,141	138.8%
介護予防訪問リハビリテーション	5,563	6,778	121.8%	5,563	6,240	112.2%
介護予防居宅療養管理指導	3,233	4,364	135.0%	3,233	3,678	113.8%
介護予防通所リハビリテーション	23,328	30,404	130.3%	23,781	31,816	133.8%
介護予防短期入所生活介護	424	182	42.9%	424	403	95.0%
介護予防短期入所療養介護 (老健+病院等+介護医療院)	188	65	34.6%	188	-	0.0%
介護予防福祉用具貸与	48,325	40,957	84.8%	49,181	38,022	77.3%
特定介護予防 福祉用具購入	-	2,661	-	-	3,486	-
介護予防住宅改修	-	15,735	-	-	15,028	-
介護予防特定施設 入居者生活介護	13,581	11,617	85.5%	13,581	13,592	100.1%
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防 認知症対応型通所介護	-	-	-	-	-	-
介護予防 小規模多機能型居宅介護	5,104	1,206	23.6%	5,104	1,439	28.2%
介護予防 認知症対応型共同生活介護	3,270	-	0.0%	3,270	22	0.7%
(3) 介護予防支援						
介護予防支援	38,517	39,835	103.4%	39,231	40,697	103.7%
合計	160,363	179,594	112.0%	162,386	180,752	111.3%

※資料：くすのき広域連合（給付実績）

(2) 介護サービスの給付費

介護サービスの給付費をみると、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、介護療養型医療施設等で計画値を下回っています。

単位：千円

	令和3年度			令和4年度		
	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
(1) 居宅サービス						
訪問介護	2,686,893	2,838,990	105.7%	2,797,841	3,036,624	108.5%
訪問入浴介護	41,889	54,543	130.2%	43,634	59,767	137.0%
訪問看護	413,552	445,795	107.8%	429,879	492,354	114.5%
訪問リハビリテーション	58,871	60,906	103.5%	60,927	60,235	98.9%
居宅療養管理指導	250,044	248,646	99.4%	260,498	277,086	106.4%
通所介護	1,803,186	1,592,589	88.3%	1,875,130	1,690,609	90.2%
通所リハビリテーション	306,817	275,223	89.7%	318,669	293,799	92.2%
短期入所生活介護	347,541	356,773	102.7%	361,948	333,738	92.2%
短期入所療養介護 (老健+病院等+介護医療院)	32,993	12,297	37.3%	33,972	10,730	31.6%
福祉用具貸与	513,262	495,458	96.5%	533,819	519,796	97.4%
特定福祉用具購入	-	13,598	-	-	13,515	-
住宅改修費	-	24,894	-	-	25,911	-
特定施設入居者生活介護	288,300	282,822	98.1%	305,651	323,460	105.8%
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	65,955	63,954	97.0%	68,897	62,003	90.0%
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	-
地域密着型通所介護	475,025	431,070	90.7%	493,087	439,530	89.1%
認知症対応型通所介護	11,281	16,266	144.2%	12,452	16,260	130.6%
小規模多機能型居宅介護	158,047	103,045	65.2%	167,635	93,116	55.5%
認知症対応型共同生活介護	346,539	317,784	91.7%	367,420	329,878	89.8%
地域密着型特定施設 入居者生活介護	-	337	-	-	-	-
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	192,382	191,885	99.7%	192,382	192,993	100.3%
看護小規模多機能型居宅介護	1,629	1,823	111.9%	1,629	5,675	348.4%
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	1,393,119	1,388,885	99.7%	1,432,289	1,386,722	96.8%
介護老人保健施設	933,571	958,716	102.7%	933,571	939,953	100.7%
介護医療院	109,271	47,502	43.5%	134,118	82,828	61.8%
介護療養型医療施設	13,022	7,479	57.4%	13,022	5,951	45.7%
(4) 居宅介護支援						
居宅介護支援	772,940	801,271	103.7%	802,516	834,600	104.0%
合計	11,216,129	11,032,551	98.4%	11,640,986	11,527,133	99.0%

※資料：くすのき広域連合（給付実績）

(3) 総給付費

総給付費をみると、おおむね計画値通りとなっています。

単位：千円

	令和3年度			令和4年度		
	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
在宅サービス	8,083,437	8,005,118	99.0%	8,408,068	8,432,486	100.3%
居住系サービス	651,690	612,560	94.0%	689,922	666,952	96.7%
施設サービス	2,641,365	2,594,467	98.2%	2,705,382	2,608,447	96.4%
合計	11,376,492	11,212,145	98.6%	11,803,372	11,707,885	99.2%

※資料：くすのき広域連合（給付実績）

2 地域支援事業費の状況

(1) 地域支援事業費

地域支援事業費についてみると、訪問型サービスA（緩和型）と通所型サービスA（緩和型）で計画値を大幅に上回っています。

単位：千円

	令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
	実績値	計画値	計画対比	実績値	計画値	計画対比
介護予防・日常生活支援総合事業	262,674	395,158	66.5%	184,020	397,691	46.3%
訪問型サービス	78,803	112,777	69.9%	41,432	115,383	35.9%
介護予防訪問介護 相当サービス	59,953	103,944	57.7%	4,345	105,193	4.1%
訪問型サービスA (緩和型)	18,850	8,581	219.7%	37,087	9,969	372.0%
訪問型サービスB (住民主体型)	0	252	0.0%	0	221	0.0%
通所型サービス	132,408	212,042	62.4%	95,199	209,621	45.4%
介護予防通所介護 相当サービス	91,598	182,768	50.1%	2,850	177,344	1.6%
通所型サービスA (緩和型)	39,487	19,137	206.3%	89,571	21,171	423.1%
通所型サービスB (住民主体型)	40	725	5.5%	55	840	6.6%
通所型サービスC (短期集中型)	1,282	9,411	13.6%	2,722	10,266	26.5%
介護予防ケアマネジメント費	28,965	39,697	73.0%	25,657	39,584	64.8%
一般介護予防事業費	21,089	28,764	73.3%	20,738	31,216	66.4%
その他の総合事業費	1,409	1,879	75.0%	994	1,887	52.6%
包括的支援事業(地域包括支援 センターの運営)、任意事業	149,045	154,382	96.5%	144,314	156,313	92.3%
地域包括支援センターの運営	119,455	123,395	96.8%	118,687	127,812	92.9%
任意事業	29,590	30,987	95.5%	25,627	28,500	89.9%
包括的支援事業(社会保障充実分)	26,079	30,326	86.0%	24,759	31,444	78.7%
在宅医療・介護連携推進事業	2,037	2,382	85.5%	2,000	2,603	76.8%
生活支援体制整備事業	12,751	12,951	98.5%	12,058	13,097	92.1%
認知症総合支援事業	4,481	6,447	69.5%	3,717	7,017	53.0%
地域ケア会議推進事業	6,810	8,546	79.7%	6,983	8,726	80.0%
合計	437,797	579,866	75.5%	353,092	585,448	60.3%

※資料：くすのき広域連合

4. アンケート調査結果概要

門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定するにあたって、住民向け及び市内にある居宅介護支援事業者等を対象に下記の調査を実施しました。

1 実施した調査について

(1) 調査概要

調査種類	介護予防・日常生活ニーズ調査	在宅介護実態調査
対象者	門真市内にお住まいの65歳以上の方 (要介護1～5の方を除く) ※対象者：令和4(2022)年12月8日現在	門真市内にお住まいの要支援・要介護認定を受けている在宅の方 ※対象者：令和4(2022)年12月8日現在
実施期間	令和5(2023)年2月1日(水)～令和5(2023)年2月24日(金)	
実施方法	郵送配布、郵送回収	郵送配布、郵送回収
回収状況	配布数：1,996件 有効回収数：1,447件 有効回答率：72.5%	配布数：1,981件 有効回収数：1,243件 有効回答率：62.7%

調査種類	居宅介護支援事業者等アンケート調査
対象者	門真市内の居宅介護支援事業所 64箇所 門真市内の地域包括支援センター 5箇所
実施期間	令和5(2023)年5月19日(金)～令和5(2023)年6月5日(月)
実施方法	メール配布、窓口にて提出またはメールにて提出
回収状況	配布数：69件 有効回収数：44件 有効回答率：63.8%

(2) 留意点

分析結果を見る際の留意点は以下の通りとなっています。

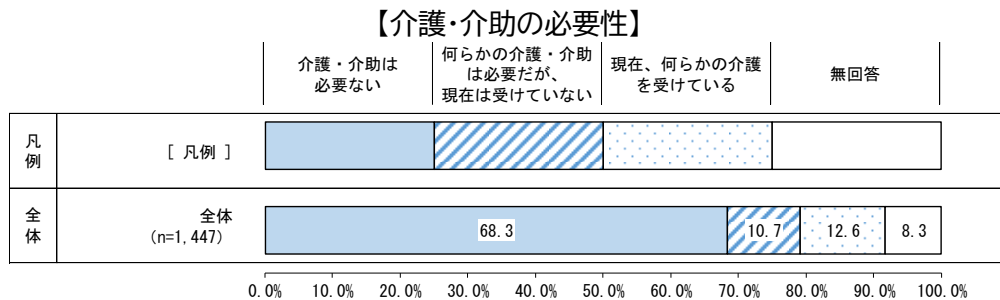
1. 「n」は「number」の略で、比率算出の母数。
2. 単数回答の場合、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記しています。このため、百分率の合計が100.0%とならない場合があります。
3. 複数回答の場合、図中にMA(Multiple Answer=いくつでも)、3LA(3Limited Answer=3つまで)と記載しています。また、不明(無回答)はグラフ・表から除いている場合があります。

2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(1) 介護・介助の必要性

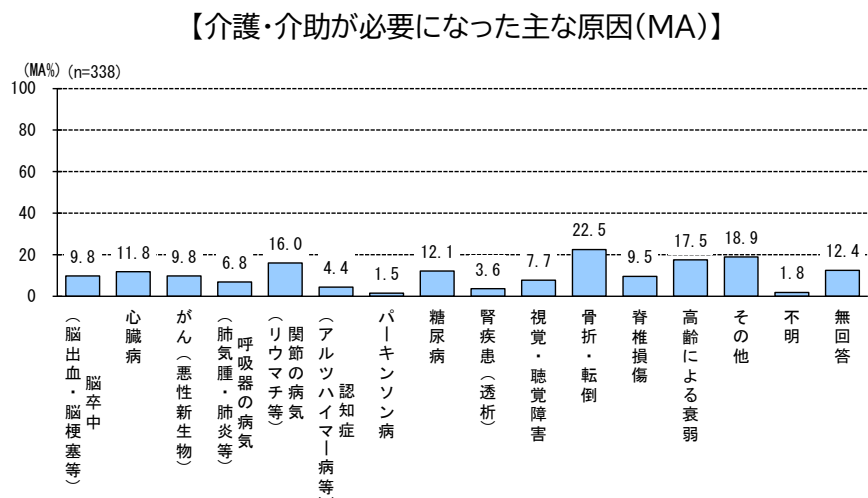
・何らかの介護・介助が必要な人の割合は2割程度となっている

介護・介助の必要性について、「介護・介助は必要ない」が68.3%で最も多く、次いで「現在、何らかの介護を受けている」が12.6%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が10.7%となっています。



(2) 介護・介助が必要になった主な原因

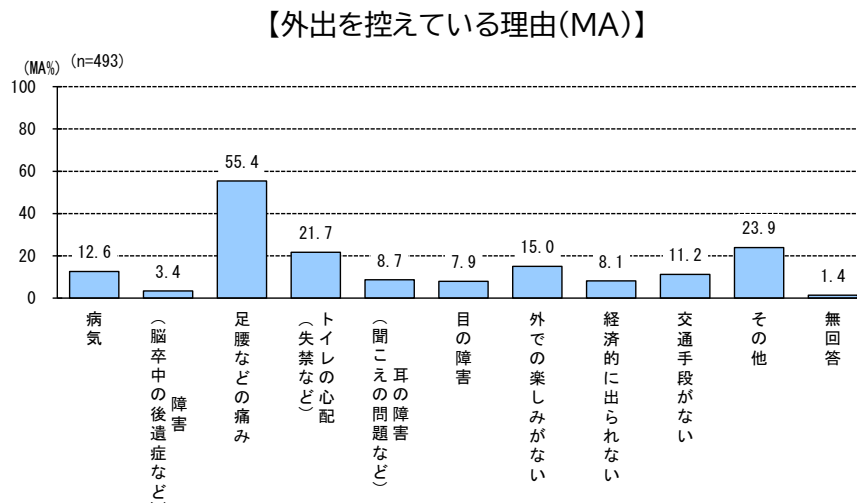
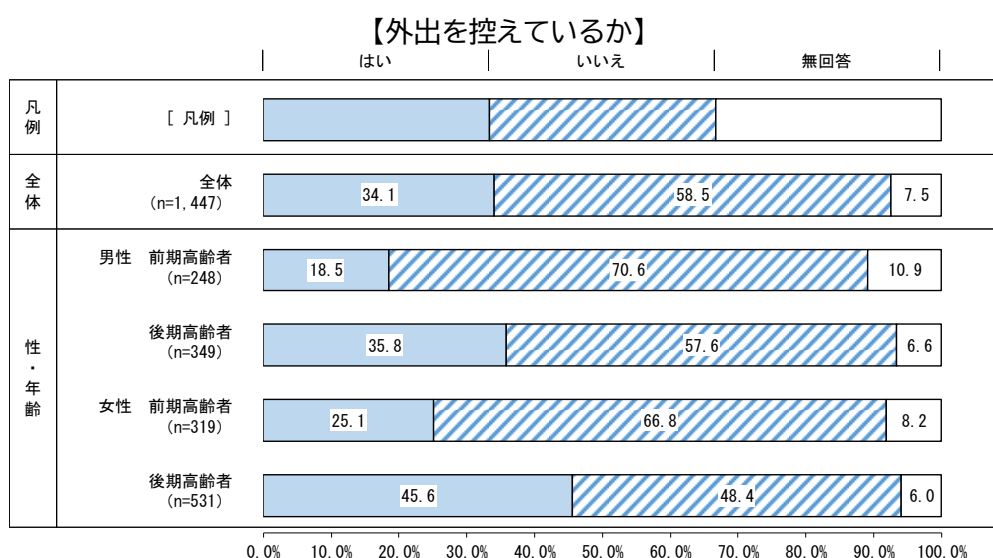
介護・介助が必要になった主な原因について、「骨折・転倒」が22.5%で最も多く、次いで「その他」が18.9%、「高齢による衰弱」が17.5%となっています。



(3) 外出の状況

- ・高齢になるほど外出を控える傾向が見られ、足腰などの痛みを理由に外出を控える傾向が多い

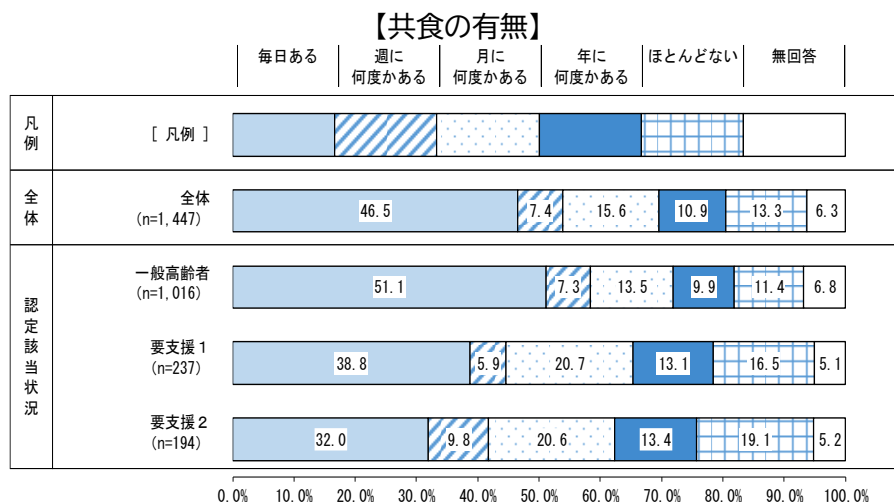
外出を控えているかについて、「はい」が34.1%、「いいえ」が58.5%となっています。
外出を控えている理由について、「足腰などの痛み」が55.4%で最も多く、次いで「その他」が23.9%、「トイレの心配（失禁など）」が21.7%となっています。



(4) 孤食の状況

- 一般高齢者で約1割、要支援2で約2割、孤食傾向となっている

共食の有無について、「毎日ある」が46.5%で最も多く、次いで「月に何度かある」が15.6%、「ほとんどない」が13.3%となっています。

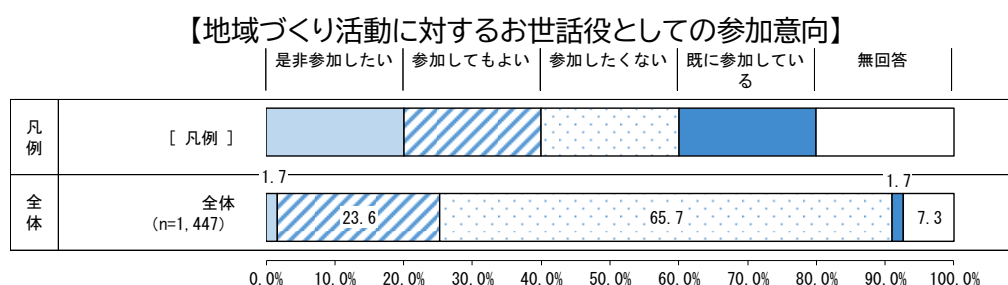
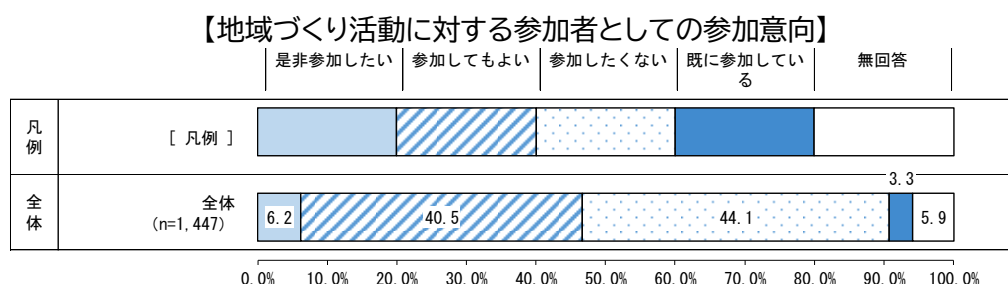


(5) 地域活動づくりへの参加意向

- 約4人に1人が「地域づくり活動に対するお世話役としての参加意向がある」と回答している

地域づくり活動に対する参加者としての参加意向について、「参加したくない」が44.1%で最も多く、次いで「参加してもよい」が40.5%、「是非参加したい」が6.2%となっています。「是非参加したい」「参加してもよい」を合わせた“参加意向がある方”は46.7%となっています。

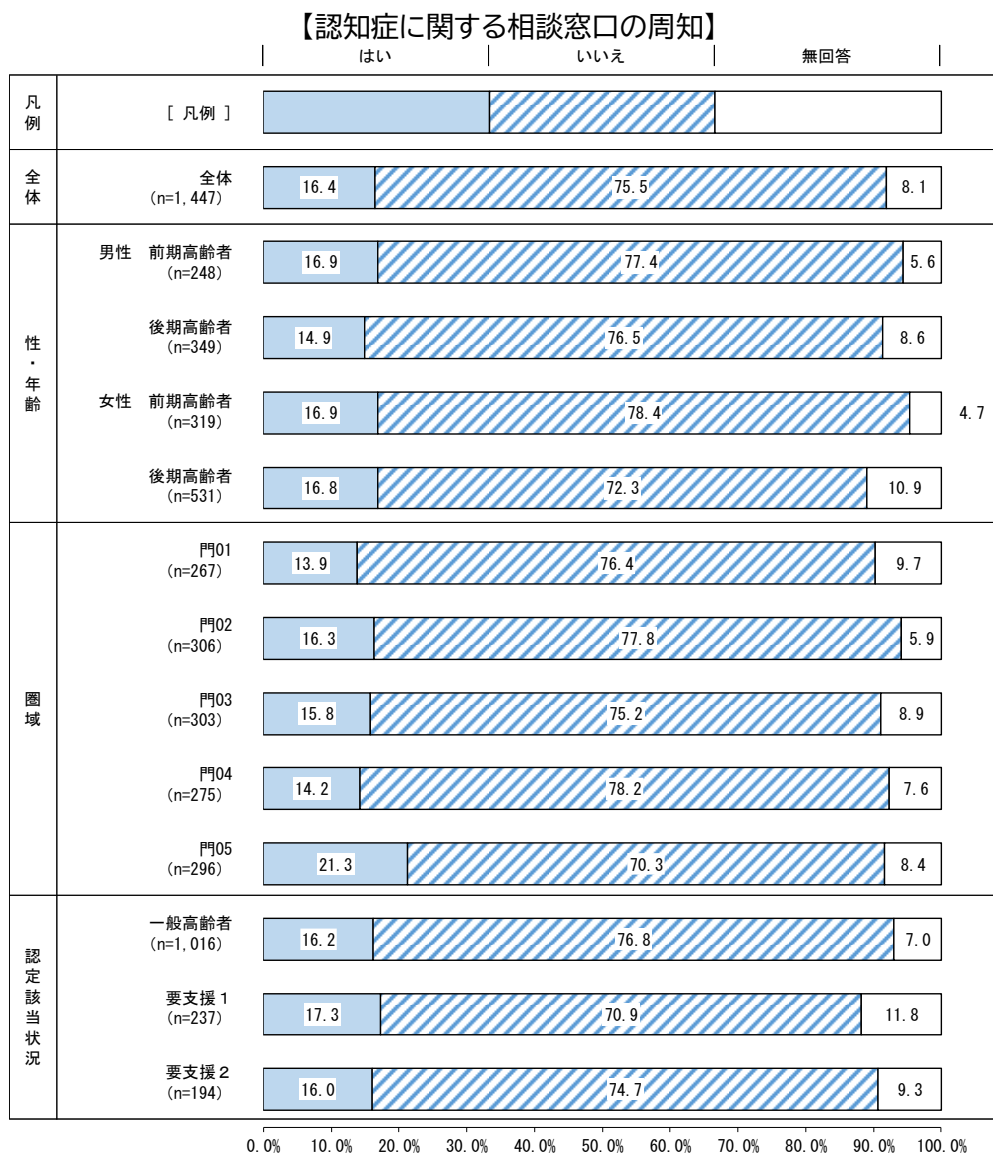
地域づくり活動に対するお世話役としての参加意向について、「参加したくない」が65.7%で最も多く、次いで「参加してもよい」が23.6%、「是非参加したい」「既に参加している」が1.7%となっています。「是非参加したい」「参加してもよい」を合わせた“参加意向がある方”は25.3%となっています。



(6) 認知症の相談窓口の周知状況

- 引き続き、認知症に関する相談窓口に関する周知を推進する必要があります

認知症に関する相談窓口の周知状況について、「はい (知っている)」が 16.4%、「いいえ (知らない)」が 75.5%となっています。



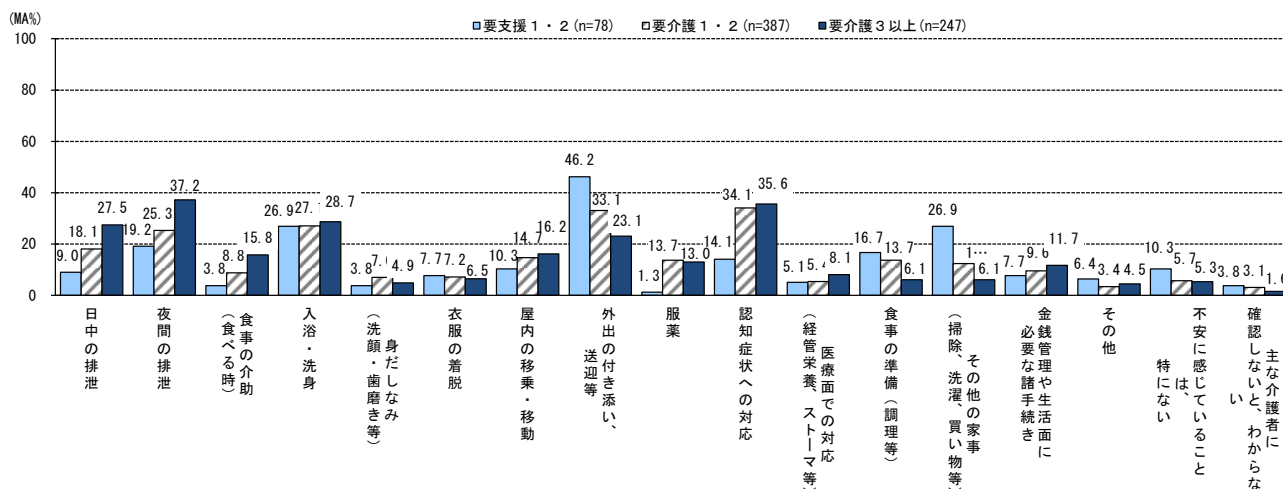
3 在宅介護実態調査

(1) 介護者が不安に感じる介護

- ・要介護度が高いほど、「日中または夜間の排泄」「認知症状への対応」に不安を感じている人の割合が高くなっている

介護者が不安に感じるについてみると、要支援1・2では「外出の付き添い、送迎等」「入浴・洗身」「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が多く、要介護1・2では「外出の付き添い、送迎等」「認知症状への対応」「入浴・洗身」、要介護3以上では「日中の排泄」「夜間の排泄」「入浴・洗身」「認知症状への対応」が多くなっています。

【不安に感じる介護(3LA)】

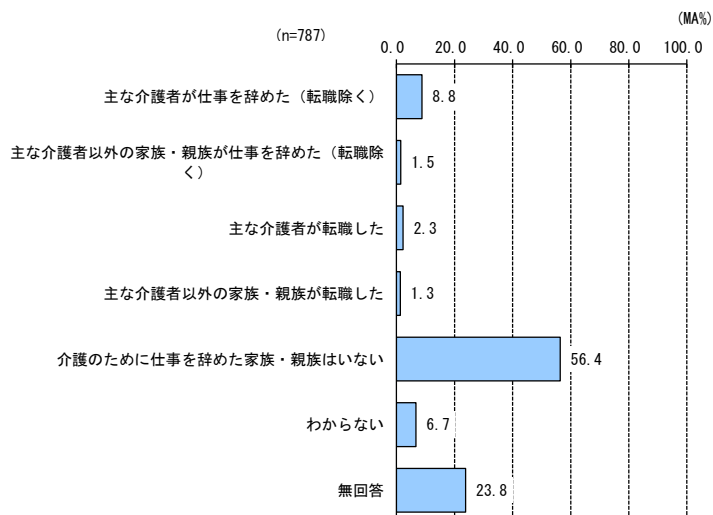


(2) 介護者の就労状況

- ・介護を主な理由として仕事を辞めた人が約1割となっており、介護をしながら就労継続できる地域づくりが重要と考えられる

介護離職についての状況をみると、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が56.4%で最も多く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が8.8%、「主な介護者が転職した」が2.3%となっています。

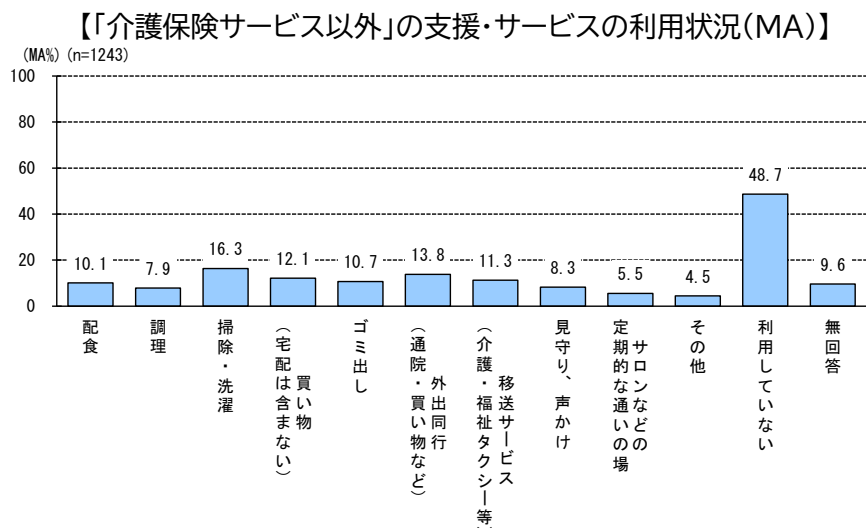
【過去1年の間の介護離職の状況】(MA)



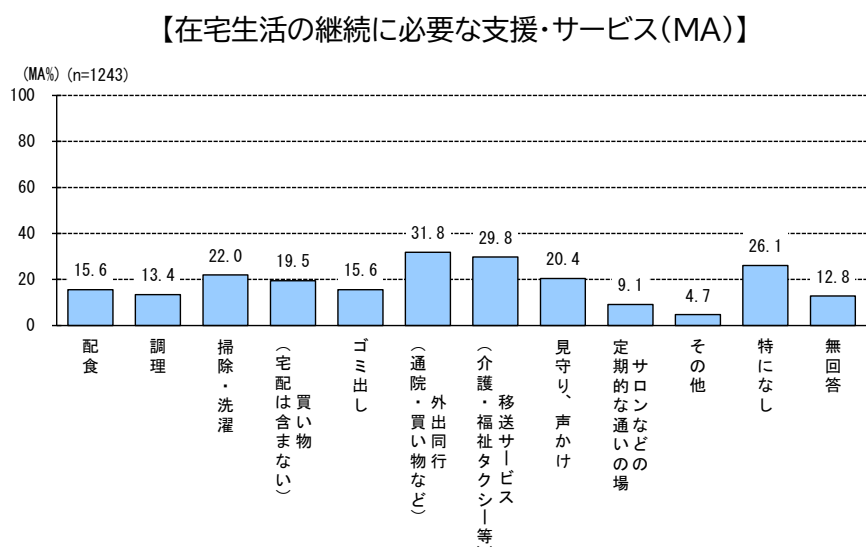
(3) 利用中の「介護保険サービス以外」の支援・サービスと、在宅生活に必要な支援

- ・在宅で生活している要支援・要介護認定者の約半数が「介護保険サービス以外」の支援・サービスを利用している
- ・ニーズの高い支援・サービスの内容は「外出同行」「移送サービス」「掃除・洗濯」となっている

現在利用している「介護保険サービス以外」の支援・サービスについて、「掃除・洗濯」が16.3%で最も多く、「外出同行（通院・買い物など）」が13.8%となっています。「利用していない」は48.7%となっています。



今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）について、ご回答くださいについて、外出同行（通院・買い物など）が31.8%で最も多く、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が29.8%、「特になし」が26.1%となっています。

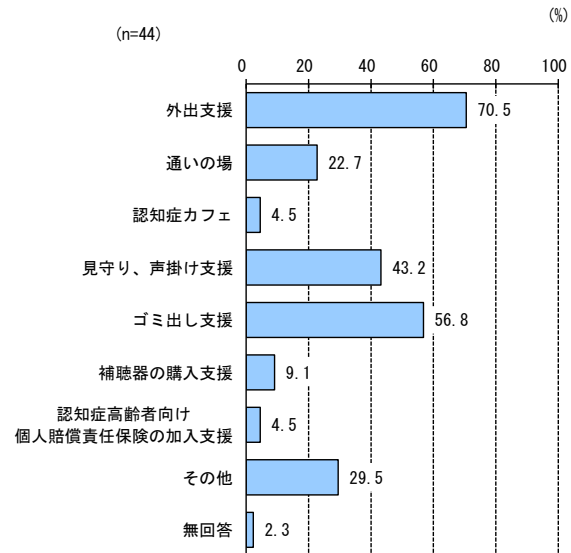


4 居宅介護支援事業者等アンケート調査

(1) 利用者からの希望が多いサービス（介護保険サービス以外）

介護保険サービス以外で利用者からの希望が多いサービスについて、「外出支援」が70.5%で最も多く、次いで「ゴミ出し支援」が56.8%、「見守り、声掛け支援」が43.2%となっています。

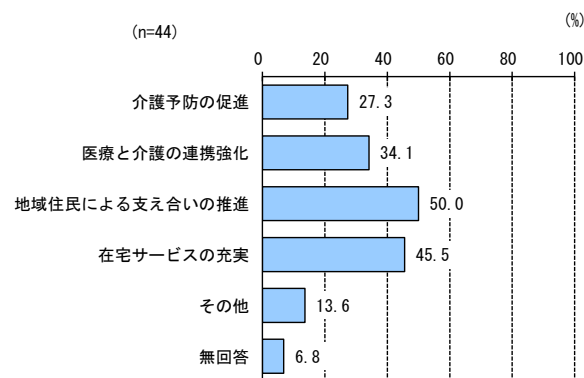
【利用者からの希望が多いサービス(介護保険サービス以外)】



(2) 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進のため充実すれば良いと思う事業

地域包括ケアシステムの更なる深化・推進のため充実すれば良いと思う事業について、「地域住民による支え合いの推進」が50.0%で最も多く、次いで「在宅サービスの充実」が45.5%、「医療と介護の連携強化」が34.1%となっています。

【地域包括ケアシステムの更なる深化・推進のため充実すれば良いと思う事業】



第3章 計画の基本的な考え方

1. 本市のまちづくりに対する考え方と本計画の基本理念

1 本市のまちづくりに対する考え方

(1) 門真市第6次総合計画

本市では、令和2（2020）年3月に「門真市第6次総合計画」を策定し、まちの将来像を「人情味あふれる！笑いのたえないまち 門真」と定めています。

また、まちの将来像の実現をめざした基本目標として、「出産・子育てがしやすく、子どもがたくましく育つまちの実現」「地域の中で生き活きと健康で幸せに暮らせるまちの実現」「安全・安心で快適な住まいと環境のあるまち」「誰もが活躍できる賑わいと活気あるまちの実現」を掲げています。



■ まちづくりの方向性

子どもを真ん中に地域みんながつながる健康で幸せな地域共生の「まち」に

働きながら、子育てしながら暮らしやすい便利で快適な職住近接の「まち」に

■ まちづくりの基本目標

01

出産・子育てがしやすく、子どもがたくましく育つまちの実現

02

地域の中で生き活きと、健康で幸せに暮らせるまちの実現

03

安全・安心で快適な住まいと環境のあるまちの実現

04

誰もが活躍できる賑わいと活気あるまちの実現

そのための方向性・目標

(2) 2025 年問題レポート

本市では、団塊の世代が後期高齢期（75 歳以上）を迎える令和 7（2025）年を見据え、平成 31（2019）年 3 月に 2025 年問題レポートを作成し、高齢化対策については、次のとおり、課題を抽出し、解決に向けた対策を講じていくこととしています。

めざすまちの姿 高齢化対策

健康でいきいきと 暮らせるまち

方針

健康寿命の延伸

01

課題 認知症高齢者の増加

対策 **地域の活動や適度な運動で
認知症を予防**

認知症予防の対策としては、適度な運動を行うことや、人との関わりを持つことが重要とされています。より多くの高齢者などが地域でのイベントなどに積極的に参加できるよう支援していきます。
また、認知症サポーターの養成講座の実施などの理解促進にむけた取組も引き続き進めていきます。

02

課題 医療費・介護費用の負担増

対策 **医療・介護費用の
抑制に向けた仕組みづくり**

より多くの市民に健（検）診を受診してもらうために、受診機会の拡充など、受診率向上に結びつく取組を進めるとともに、健（検）診受診をはじめとする健康づくりや介護予防に対するインセンティブを提供する取組を進めていきます。

03

課題 健康への関心の低さ

対策 **自然と健康的な生活を送れるような環境整備**

市民の健康意識を向上させる一方で、日常生活における健康の阻害要因を取り除き、健康への関心が低い人でも、日常生活を送るだけで自然と健康になれるような環境づくりが求められます。バランスの良い食生活をめざした、野菜摂取を促す取組などを進めていきます。

04

課題 貧困の高齢者の増加

対策 **高齢の生活困窮者等への
就労支援の拡充**

現在行っている就労支援の多くは、高齢者が対象となっていませんが、社会情勢の変化に伴いその支援内容を見直し、働く意欲のある高齢者などがスムーズに就労できるように取り組みます。また、やりがいや生きがいなどを目的とした就労についても支援を行い、就労を通じた健康づくりを推進します。

05

課題 地域を支える人の不足

対策 **誰もが地域に関われるような
きっかけづくり**

高齢者になった際に地域から孤立しないためには、現役世代のうちから地域との関わりを持つことが重要です。その視点から、地域での行事の内容や開催時間を見直したり、現役世代が参加したくなるようなきっかけづくりを支援していきます。

2 本計画の基本理念

第 9 期計画では、令和 2（2020）年 3 月に策定した門真市第 6 次総合計画と連動し、同計画に挙げた、まちづくりの方向性・目標の下に、2025 年問題レポートも踏まえ、高齢福祉分野にふさわしい基本理念を以下のように定めます。

- 1 いきいきと健康で幸せに暮らせるまちづくり
- 2 安全・安心で快適なまちづくり
- 3 高齢者が活躍する活気あるまちづくり

2. 第9期計画における基本視点

本計画の策定にあたり、国が示した基本指針及び大阪府が示した策定指針を勘案し、基本視点として以下の3つを設定します。

◇ 視点1 介護予防・健康づくりの推進～健康寿命の延伸～

- ・高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って生活できるよう、介護予防の取組の充実を図るとともに、健康診査未受診者に対する受診勧奨を行っていきます。
- ・保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へつなぐため、介護サービス事業者、医療機関、ボランティア等地域における様々な関係者のネットワーク構築を図る体制整備に努めていきます。
- ・高齢者への保健事業と介護予防事業を一体的に捉えて地域の健康課題に応じた支援に取り組み、生活習慣病の重症化やフレイル状態の進行を緩やかにし、高齢者のQOLの維持向上を図ります。

◇ 視点2 多様な主体による地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・高齢者が増加していくと予測される中、地域全体で地域の問題に気づき社会へ参画する「地域共生社会」の実現をめざし、地域ケア会議等を通して地域をともに創っていく体制づくりを図っていきます。
- ・医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制の構築を実現していきます。地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていきます。
- ・地域包括支援センター・医療・福祉サービス・自治組織・関係団体等と連携し、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムを一層推進していきます。

◇ 視点3 認知症総合支援の推進

- ・認知症になっても、本人と家族が地域で安心して暮らしていけるよう、認知症に関して正しく理解を深め、地域全体で見守っていく体制づくりが重要です。
- ・認知症の理解者を増やすため、地域住民や企業への啓発を継続するとともに、認知症の相談窓口の周知を進めていきます。
- ・また、認知症の方と暮らす家族に対しても、接し方等を理解する場を設ける等、認知症の方が住み慣れた地域で生活するための取組を進めていきます。

3. 第9期計画のめざすべき将来像

第9期計画は、「みんなが笑って活躍できる安心のまち・門真」をめざすべき将来像として、健康長寿や生涯現役、支え合う地域共生社会の実現につながる包括的支援体制の整備に向け、高齢者みんなが笑って活躍できるような安全・安心な地域社会づくりを引き続きめざしていきます。

地域では、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者、老老介護世帯が増加しています。また、高齢者と障がい者を含む家族、介護と育児を同時に担う家族等、複合的な生活課題を抱える人が暮らしています。

アンケート結果からは、介護が必要になっても在宅での生活を望む人が多く、地域で高齢者を支える体制を充実するとともに、高齢者自らが地域で自尊心を持って楽しく生活できる環境づくりが必要です。これが本市のまちづくりの方針である「人情味あふれる笑いのたえないまち」と言えます。

このように「みんなが笑って活躍できる安心のまち・門真」を実現させるためには、行政と関係機関の連携はもちろん、行政と市民・地域・団体等がともに協働・共創し、高齢者を支える体制を充実しなければなりません。

4. 第9期計画の基本目標

第9期計画の将来像である「みんなが笑って活躍できる安心のまち・門真」のまちづくりに向け、以下の6つの基本目標を設定し、計画を推進していきます。

◇基本目標1 介護予防と日常的支援の推進

高齢者が介護を受けるようになってもしっかりと住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるように、健康な高齢者の介護予防のみならず、介護状態の重度化防止に向けた取組を図ります。

また、地域の健康増進の取組と連動し、フレイル予防や高齢者のための食育等も含め、個々の状態に応じた健康づくりのための取組を推進していくことが重要となります。

これらの取組により、生涯にわたりできる限り元気に活躍しながら健やかな人生が送れるよう健康寿命の延伸をめざすとともに、介助・介護や手助けが必要な市民に様々な生活支援サービスを提供することで、高齢者の日常の暮らしを支えていきます。

さらに、介護と在宅医療の連携を図り、医療サービス・介護サービスが一体的に受けられる支援体制を強化します。

そして、地域においてひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等を見守ることも重要です。支え合いの仕組みづくりやネットワーク形成により、それぞれの地域の見守りや助け合い支え合い活動による支援を推進していきます。

基本施策

- (1) 重度化防止に向けた介護予防の推進
- (2) 生涯にわたる健康づくりの推進
- (3) 各種生活支援サービスの充実
- (4) 在宅医療の推進
- (5) 地域での見守り等による支援

◇基本目標2 認知症施策と支え合いの推進

高齢化が進み、認知症高齢者の増加が予想されるなか、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、共生社会の実現を推進するための認知症基本法を踏まえつつ、市民や地域が認知症に対する理解を深めるため一層の普及・啓発を推進する等、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

認知症サポーターやキャラバン・メイト等の養成強化だけでなく有効活用を図り、「共生」と「予防」の観点から、高齢者を地域ぐるみで支える取組を行います。

また、高齢者の権利擁護に関する事業を進めるとともに、成年後見制度を周知し、利用促進を図ります。

基本施策

- (1) 認知症にやさしい地域づくり
- (2) 認知症対策の充実
- (3) 高齢者の権利擁護の推進

◇基本目標 3 高齢者の尊厳の確保

介護が必要でも、認知症の症状があっても、高齢者それぞれの尊厳を守るため、人権に関する啓発をさらに進め、虐待等の防止や早期発見・早期対応を図るための体制づくりや取組を強化します。

また、地域において高齢者の社会的な孤立が起こらないように、近隣のつながりや見守り等のネットワークを駆使して、声掛けやあいさつ等の取組を進め、必要に応じてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）や民生委員・児童委員、虐待防止ネットワークをはじめとする行政からの支援を行います。

基本施策

- (1) 高齢者の人権の尊重と虐待防止
- (2) 高齢者の孤立防止

◇基本目標 4 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が笑顔でいきいきと暮らしていくためには、生きる実感や喜び、誰かの役に立てるといった動機付けが重要となります。本市では、様々な社会資源、地域社会における組織・団体等との連携により、スポーツや生涯学習、文化活動、ボランティア活動、社会貢献等を通じて、高齢者の生きがいづくりや社会参加による活動を支援していきます。

やりがいや生きがいを得る活動は介護予防や健康寿命の延伸にもつながります。高齢者のこれまでの経験や知識、技術等を活かしつつ、第2の人生が拓けたり、社会参加活動が充実したりといったメリットにつながるよう、就労やボランティア活動、地域活動を支援します。

具体的な活動の機会や場が活性化する取組を進め、子どもと高齢者、高齢者と若年者といった多世代・異世代がふれあう交流活動や拠点づくりを進めます。

基本施策

- (1) 生涯学習・生涯スポーツの推進
- (2) 社会活動の促進
- (3) 就労支援の充実
- (4) 世代間交流等の推進

◇基本目標 5 住みやすい環境づくり

高齢者にとって住みやすい環境づくりに向け、人にやさしい福祉のまちづくりを推進します。心身のバリアフリー化をめざして、ハード面・ソフト面での障壁を除去していくように努めます。

また、住み慣れた地域で在宅生活が続けられるよう、高齢者に配慮した住まいづくりを支援するため、住宅対策を推進します。

さらに、防犯・防災の観点からも、交通事故防止や消費者被害防止に取り組み、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、災害時対策や感染症対策を進め、円滑な相談対応や支援により体制整備を図ります。

基本施策

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 住宅対策の推進
- (3) 安全・安心のまちづくりの推進
- (4) 災害や感染症対策に係る体制整備

◇基本目標 6 総合的な推進体制の充実

8050 問題やダブルケア問題、ヤングケアラー問題等、高齢者を取り巻く問題は複雑化・多様化しており、複合的な生活課題に対応していくことが求められます。高齢者の自立に向け地域包括ケアシステムの深化・推進を進めるとともに、総合相談機能等により、必要な人が適切な支援やサービスに円滑につながるような推進体制を充実します。

そのため、保健・医療・福祉・教育等、多岐にわたる分野の関係機関や活動団体、地域及び市民の連携体制を一層強化しつつ、総合的・横断的・継続的なマネジメントにより、地域支援体制の充実を図ります。

また、高齢者施策及び事業や取組に関する情報提供を充実します。

基本施策

- (1) 地域支援体制の充実
- (2) 情報提供の充実

◇基本目標 7 安定的な介護保険事業の実施

効果的・効率的な介護給付等を実施するためには、介護給付等を必要とする利用者を適切に認定し、利用者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供できるよう促すことが必要です。この適切な認定、適切なサービスの提供、費用の効率化を通じ、介護給付の適正化を図ることが介護保険制度に対する信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築を可能とします。

介護が必要になっても住み慣れた地域で、その有する能力に応じてその人らしい自立した日常生活を営むことをめざし、介護給付適正化計画により、国の「介護給付適正化計画」に関する指針に基づいた給付の適正化事業を推進し、利用者の日常生活、介護上の課題を的確に把握し、自立支援に資するサービスの提供を促します。

また、生産性の向上について大阪府や、地域、関係機関・団体、サービス提供事業者等と連携を図り、介護人材の確保・業務効率化に向けた取組を推進します。

基本施策

- (1) 安心できる介護保険サービスの提供
- (2) 介護給付適正化に向けた取組の推進
- (3) 介護サービスの質の向上
- (4) 介護人材の確保・業務効率化の取組の強化

5. 第9期計画の体系

基本目標	基本施策
1 介護予防と日常的支援の推進	(1) 重度化防止に向けた介護予防の推進
	(2) 生涯にわたる健康づくりの推進
	(3) 各種生活支援サービスの充実
	(4) 在宅医療の推進
	(5) 地域での見守り等による支援
2 認知症施策と支え合いの推進	(1) 認知症にやさしい地域づくり
	(2) 認知症対策の充実
	(3) 高齢者の権利擁護の推進
3 高齢者の尊厳の確保	(1) 高齢者の人権の尊重と虐待防止
	(2) 高齢者の孤立防止
4 生きがいづくりと社会参加の促進	(1) 生涯学習・生涯スポーツの推進
	(2) 社会活動の促進
	(3) 就労支援の充実
	(4) 世代間交流等の推進
5 住みやすい環境づくり	(1) 福祉のまちづくりの推進
	(2) 住宅対策の推進
	(3) 安全・安心のまちづくりの推進
	(4) 災害や感染症対策に係る体制整備
6 総合的な推進体制の充実	(1) 地域支援体制の充実
	(2) 情報提供の充実
7 安定的な介護保険事業の実施	(1) 安心できる介護保険サービスの提供
	(2) 介護給付適正化に向けた取組の推進
	(3) 介護サービスの質の向上
	(4) 介護人材の確保・業務効率化の取組の強化

第4章 施策の展開

基本目標1 介護予防と日常的支援の推進

基本施策1 重度化防止に向けた介護予防の推進

(1) 一般介護予防の推進

現状と課題

- 関係機関と協力し介護予防に関する周知や教室開催を行っています。
- 住民主体の通いの場の立ち上げ支援や通いの場への専門職の派遣を行い、体力測定を実施する等、健康意識の醸成、モチベーションのアップに努めています。地域包括支援センターと生活支援コーディネーターが協働し、新しい通いの場の立ち上げのため、社会資源の把握や住民とのマッチングを担っています。
- 住民主体の通いの場では、担い手の不足が課題となっています。

今後の取組内容

- 市ホームページや広報紙への掲載、リーフレットの配布、教室の開催等により、介護予防の重要性を周知していきます。
- 「いきいき百歳体操」等の健康づくり体操の普及に努めるとともに、口腔機能の健康維持に向けた「かみかみ百歳体操」を推進していきます。
- 「いきいき百歳体操」をはじめとした通いの場を拡充していくためには、企画、運営を担う人が必要となるため、地域包括支援センターや生活支援コーディネーター、関係機関等と連携を図り、多様な通いの場の創出、担い手の育成及び確保に努めていきます。
- 各種の介護予防教室を通して、身体の状態を確認できる体力測定会の実施や介護予防情報の提供により、介護予防に関する興味・関心度の向上と普及に努め、高齢者の自発的な行動につなげていきます。
- 引き続き、介護予防の重要性の周知を行うとともに、健康意識醸成のため介護予防教室等を実施していきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防教室の年間参加者数(人)	649	993	1,690	1,800	1,900	2,000
通いの場(「いきいき百歳体操」等)の設置箇所数(箇所)	40	67	70	75	80	85

注) 以下令和5年度は見込値になります。

第8期実績値については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、実績値が低くなった数値があります。

(2) 介護予防・日常生活支援サービス事業

現状と課題

- 総合事業において通所型サービスCを主軸に運営しています。年々利用者、事業所が増加しています。
- 今後も事業対象者、要支援認定者が増加する中で、通所型サービスCの事業所を増やすことが必要です。

今後の取組内容

- ・ 市民啓発のため、広報紙や市ホームページを活用し周知に努めていきます。
- ・ 高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を過ごせるように、心身の状態に応じた適切な介護予防・生活支援サービスを提供できるよう基盤整備を図っていきます。
- ・ 市民講座等を開催し、適切な介護サービスの利用により高齢者の生活改善が図られるよう周知していきます。
- ・ 今後も介護予防・自立支援重度化防止の視点から、通所型サービスCを主軸に総合事業を運営していきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所型サービスCの利用実人数（人）	24	45	70	120	150	180
通所型サービスCの事業所数（箇所）	3	4	4	5	5	6

（３）自立支援に向けたケアマネジメントの推進

現状と課題

- ・ 介護予防の質の向上のため、リハビリ専門職同行訪問事業を実施しています。ケアマネジャーのアセスメント支援としてリハビリ専門職を派遣し、自立支援・重度化防止に則したアセスメントができるよう支援しています。
- ・ 高齢者の自立支援につながるケアマネジメントをテーマとした各種研修を開催しました。
- ・ 介護予防ケアマネジメントにおいて、自立支援・重度化防止の取組を推進するため、リハビリ専門職同行訪問において、予後予測や生活課題の明確化、阻害要因の改善の可能性等の見立てを介護支援専門員や地域包括支援センター職員と協働で行うことと、あわせて、ICTを活用した大阪府のモデル事業を実施し、介護予防の質の向上を図りました。

今後の取組内容

- ・ 介護予防・自立支援の考えに則した取組を今後も実施していきます。
- ・ 多職種での利用者個々の状況に応じた適切な支援に向けた検討を行い、介護予防の質の向上を図っていきます。
- ・ 引き続き、介護予防の質の向上のため、リハビリ専門職の派遣によるアセスメント支援を行っていきます。
- ・ 介護事業所に対し、高齢者の自立支援に活かせる研修会を開催していきます。
- ・ 住民への啓発やケアマネジャー・介護事業所職員等への啓発、研修会を実施していきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域リハビリテーション活動支援事業（専門職派遣）によるケアマネジメント支援（回）	41	25	30	150	170	190

注）令和6年度より総合事業の通所介護サービス等も対象

基本施策 2 生涯にわたる健康づくりの推進

(1) 健康に関する正しい知識の普及・啓発

現状と課題

- 若い世代から生活習慣病予防に取り組めるように「L e t' s アンチエイジング」で保育付きの教室を開催しています。
医師・歯科医師・薬剤師を講師とする健康教育講座やイベント等を通して、健康に対する正しい知識の普及、啓発に努めています。

今後の取組内容

- 運動・食事・たばこ・歯・口腔等の生活習慣の改善によって、市民の健康寿命の延伸をめざし、若い世代から高齢者までの健康づくりに取り組んでいきます。
- 生活習慣の改善から始める認知症及びロコモティブシンドロームの予防や低栄養や口腔機能低下等に関連する、フレイルの予防に関する取組として「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」を推進していきます。

(2) 健康づくりへの支援

現状と課題

- 特定健康診査受診率は、令和 2（2020）年度に新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に減少しましたが、令和 3（2021）年度以降は回復傾向にあります。しかしながら、国や府より下回っている状況です。
- 特定健康診査受診率の向上については、ハガキ・SMS・電話・医療機関からの勧奨などさまざまな方法を用いて実施しており、特にハガキなどについて、A I を活用し、効果的に受診に繋がりのやすい未受診者を抽出しさらに 7 つのタイプ別に分類し、勧奨通知を送付することで受診率の向上を図っています。
- 特定保健指導の実施率が低くなっています。
- 各種健（検）診の受診率向上をめざし、広報紙や市ホームページへの掲載、乳幼児健診等様々な機会を活用し、チラシ配布やポスター掲示等による周知・啓発を行っています。
- 令和 5（2023）年 1 月からアスマイルアプリを活用し、市独自インセンティブ事業を導入することで特定健康診査やがん検診等をはじめとする受診率の向上に努めています。また、歩数の市独自基準達成者などにポイントを付与するなど健康活動を支援しています。
- 受診しやすい環境の取組として、特定の対象年齢の市民へのがん検診無料クーポン券の送付やがん検診受診勧奨個別通知を実施しています。また、令和 5（2023）年度からけんしん予約システム「アイテル」を導入し、WEB による予約を開始しています。
- 乳がん検診においては、令和 5（2023）年度から特定健診と同日で実施できる取組を開始しています。
- 胃がん検診においては、令和 3（2021）年 10 月から胃部エックス線検査に加え、胃内視鏡検査を導入し、胃がんの早期発見・早期治療をめざしています。

今後の取組内容

- 「門真市国民健康保険第 3 期データヘルス計画及び第 4 期特定健康診査等実施計画」に基づき、個別保健事業の目標達成に向けて進めていきます。
- 今後も未受診者勧奨を通して、特定健康診査の受診率向上に取り組み、また、健診結果等から早期に受診及び受療勧奨、保健指導等を実施します。そのことにより、対象者の生活習慣改善に努め、動脈硬化が原因となる脳卒中や心疾患の予防、糖尿病性腎症等の重症化予防に繋げ、健康寿命の延伸及び医療費適正化を図っていきます。

- 各種健（検）診の周知啓発に努め、特定の対象年齢の市民へがん検診の無料クーポン券や個別受診勧奨の送付、受診しやすい体制を整えていきます。
- 健康寿命の延伸を図ることを目的に、健康づくりの推進に協力できる企業等と積極的に協定を締結し、効果的な健康づくりの取組を実施していきます。
- 引き続き、各種健（検）診の周知・啓発に努めます。保育付きの検診や、他健（検）診と同日で実施できる取組を継続していきます。

（３）運動等の推進

現状と課題

- 高齢者が自主的に体を動かすことにより、高齢者の健康維持・介護予防につながっています。
- コロナ禍において自粛生活を続けることで交流が減り、運動不足となっていたため、高齢期に健やかで心豊かに生活し、長寿を全うできるよう、生涯にわたる健康づくりを総合的に推進していく必要があります。
- 地域包括支援センターが主催する介護予防教室の開催数も参加者数も増えており、介護予防のための知識の普及・啓発活動に取り組んでいます。

今後の取組内容

- 高齢期における健康づくりを推進し、いつまでも住み慣れた地域で健やかに生活することができるよう、健康づくりを支援する取組を進めていきます。
- 高齢者が主体的に参加できるよう、個々の介護予防に対する取組を支援し、さらにはその活動を地域全体へと広げていきます。
- 地域包括支援センターが実施する介護予防教室等において、高齢者が自主的に体を動かし、健康づくりを学習することにより、介護予防に努めていきます。
- 健康の維持・増進はもとより、自発的な介護予防を促すためにも、歩こうよ・歩こうね運動等のウォーキングやスポーツ活動を推進していきます。
- 要支援・要介護の原因の１つである骨折・転倒等を予防するため、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」において、関係各課や地域包括支援センター等と連携し、運動指導等を含めた身体的フレイル対策の取組を進めていきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「歩こうよ・歩こうね」運動事業の登録人数（人）	629	753	758	780	790	800
介護予防教室開催数（回）	46	68	77	85	90	95
介護予防教室参加者数（延べ）（人）	649	993	1,170	1275	1350	1425

基本施策3 各種生活支援サービスの充実

(1) 介護保険サービス

現状と課題

- これまでは認定調査票点検は、くすのき広域連合本部と支所が二重で確認作業を行っていました。
- 医療情報との突合や縦覧点検に関しては、12 か月分の給付状況を確認しました。
- 疑義内容に関しては事業所等に確認し、必要に応じて大阪府国民健康保険団体連合会に対し過誤申立等を実施しました。
- 福祉用具の軽度福祉用具貸与理由書の内容等の確認を行い、介護給付適正化支援システムを活用して、疑義のあるケースを抽出して、リハビリ専門職を交えて協議を行いました。
- ケアプラン点検は目標通り年4回実施しました。

今後の取組内容

- 関係機関等と連携を図り、要介護度や生活の状況に応じた介護保険サービスの提供に努めていきます。
- 自立支援・重度化防止に向けた仕組みの確立に取り組んでいきます。

(2) 介護保険適用年齢に達している障がいのある人の高齢化に伴う支援

現状と課題

- 障がい福祉サービスから介護保険サービスに移行する際に、サービスの利用時間や提供事業者が変更になる場合があります。指定特定相談支援事業所は、障がい福祉サービス利用者が 65 歳になる前から介護保険サービス移行に向けての準備を行い、できるだけ円滑に移行するようにしています。
- 障がいの特性について、指定特定相談支援事業所と居宅介護支援事業所は連携を図りながら、ケアマネジメントを行っています。
- 共生型サービスの指定事業所はありません。

今後の取組内容

- 障がいのある人の高齢化に伴い、障がい福祉サービスから介護保険サービス等、高齢者福祉サービスへの円滑な移行を図るとともに、必要に応じて障がいの特性を踏まえた障がい福祉サービスが提供できるよう、サービスの連携や情報提供等に取り組んでいきます。
- 介護保険適用年齢に達する障がいのある人に対して、必要とされるサービスが途切れないように介護保険サービスへの円滑な移行を図るとともに、障がいの特性を踏まえ、指定特定相談支援事業所や居宅介護支援事業所等と連携を図りながら、適切な支援に努めていきます。

(3) 生活支援体制の整備の推進

現状と課題

- 生活支援コーディネーターを中心に、高齢者の生活支援に関するニーズと地域資源の把握を進めています。
- くすのき広域連合門真市域生活支援サービス協議体（第1層）を設置し、生活支援コーディネーターを配置することにより、地域資源の開発に努めています。
- 日常生活圏域ごとに、くすのき広域連合門真市域生活支援サービス協議体（第2層）を設置し、更なる地域の助け合い支え合いの仕組みづくりについて協議しています。

今後の取組内容

- 第1層生活支援サービス協議体において、さらなる課題の共有、資源の把握、開発に向けた取組について、意見交換や情報共有に努めていきます。
- 第2層生活支援コーディネーターにおいて、ニーズの把握とインフォーマルサービスの情報提供を行いつつ、サービスとニーズのマッチングを進めていきます。
- 生活支援コーディネーターを中心に、高齢者の生活支援に関するニーズと地域資源の把握を進めていきます。
- 高齢者の生活支援体制を整備していくため、福祉や医療、介護等に携わる関係機関と連携を図るとともに、住民組織や介護分野以外の民間事業者等に働きかけます。地域の住民同士で支え合い活動が行えるよう、担い手の確保に努めていきます。
- 高齢者の多様なニーズに対応するため、生活支援サービスや通いの場等の情報を掲載、発信し、通いの場やいきいき百歳体操の実施団体数の増加に努めていきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通いの場の実施団体数（団体）	27	67	70	71	72	73
いきいき百歳体操の実施団体数（団体）	27	41	42	43	44	45

(4) 街かどデイハウス通所事業

現状と課題

- コロナ禍において活動自粛を余儀なくされていましたが、活動再開により徐々に参加人数も増えています。
- コロナ禍前は3,600人を超える参加者数だったため、ひきこもりがちな高齢者の社会参加の場を提供するため、創意工夫し、介護予防の場として参加人数の増加につながるよう、総合的に推進していく必要があります。

今後の取組内容

- 閉じこもりがちな高齢者の社会参加の場・介護予防の場として事業を継続するとともに、今後も利用者数の増加をめざし広く周知していきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
街かどデイハウス通所事業の延べ参加人数（人）	1,299	2,449	3,000	3,100	3,200	3,300

(5) 緊急通報装置貸与事業

現状と課題

- おおむね 65 歳以上の病弱な高齢者等を対象に、急病等の緊急時に簡単な操作で第三者に通報でき、迅速で適切な対応ができるよう緊急通報装置を貸与しています。

今後の取組内容

- 緊急通報装置を必要としている人が利用できるよう関係機関との連携を図るとともに、民生委員・児童委員や地域包括支援センター等と連携し、申請の支援に努めていきます。
- ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に属する高齢者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、本人及び家族の不安の解消や安否状況確認手段の確保に努めていきます。

(6) 福祉電話貸与・補助事業

現状と課題

- 福祉電話新規受付件数が減少し、廃止件数の増加となっています。

今後の取組内容

- 格安スマホ等の普及により、携帯電話を取得しやすい状況となっていることもあり、今後の必要性について検討していきます。

(7) 地域包括支援センターの相談機能の充実

現状と課題

- 介護保険サービスのチラシ等には必ず地域包括支援センターの連絡先を印字して、周知を図っています。
- くすのき広域連合では年 1 回、地域包括支援センターの特集号を作成し、広報紙に織り込みをし、全戸配布しました。
- 様々な相談に対応できるように、知識の普及を目的とした研修会の開催や各団体の研修会の紹介等の適切な情報提供を行っています。
- 高齢福祉課や地域包括支援センターだけでは対応困難なケースの場合には、庁内連携を図り、地域ケア会議を開催し、支援方針を協議して各関係者が支援を行っています。

今後の取組内容

- 総合相談に対応するため、また、地域課題の解決に向けて、関係機関、専門機関と連携し、相談機能の強化に引き続き取り組んでいきます。
- 相談機能を高めるために、様々なテーマでの研修会の開催等を引き続き行っていきます。
- 関係者との地域ケア会議を開催し、相談機能をより高め、円滑に支援できるようにしていきます。
- 身近な高齢者の相談窓口として、地域包括支援センターを周知できるようチラシの作成、広報紙、市ホームページ等に掲載していきます。

目標項目	第 8 期実績値			第 9 期目標値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
総合相談（人）	3,062	3,338	3,500	3,700	3,900	4,100

(8) さわやか訪問収集

現状と課題

- 粗大ごみを集積場所まで持ち出すことが困難な人を対象に、屋内からの持ち出し収集を行っています。
- 関係各課との連携・調整、作業人員の適正な配置等、制度のさらなる充実が課題です。

今後の取組内容

- 引き続き、粗大ごみを集積場所まで持ち出すことが困難な人を対象に、屋内から粗大ごみを持ち出し、収集を行っていきます。
- 関係各課との連携・調整、作業人員の適正な配置等、制度のさらなる充実を図っていきます。

(9) ふれあいサポート収集

現状と課題

- ひとり暮らしの高齢者等に対し、家庭ごみを玄関先まで戸別に収集に伺い、日常生活上のサポートを行っています。

今後の取組内容

- ひとり暮らし高齢者等に対し、家庭ごみを玄関先まで戸別に収集に伺い、引き続き日常生活上のサポートを行っていきます。
- チラシの作成、関係各課への配置とともに、市ホームページで市民への周知をさらに図っていきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ふれあいサポート収集の延べ登録世帯数（世帯）	77	94	111	128	145	162

(10) <社会福祉協議会事業>紙おむつ給付サービス

現状と課題

- ・ コロナ禍で介護事業者への周知の機会が限定されたため、利用者が一時期は減少しました。
- ・ 現在は機関紙等による周知により利用者数は徐々に回復しています。

今後の取組内容

- ・ 団塊の世代が後期高齢を迎える 2025 年を前に、在宅での介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減等を図るため、今後も紙おむつ給付サービスの推進を図っていきます。
- ・ 常時紙おむつが必要な高齢者等がいる家庭に対して、介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減等を図るため、紙おむつ給付サービスを実施できるよう支援を行っていきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
紙おむつ給付サービスの利用者数（人）	38	47	50	55	60	65

(11) <社会福祉協議会事業>ふとん丸洗いサービス

現状と課題

- ・ コロナ禍で介護事業者への周知の機会が限定されたため、利用者が一時期は減少しました。
- ・ 現在は機関紙等による周知により利用者数は徐々に回復しています。

今後の取組内容

- ・ 在宅高齢者の衛生保持と健康増進に資するため、今後も機関紙等を活用した周知を実施し、事業推進を図っていきます。
- ・ 衛生保持と健康増進を図るため、専門業者によるふとんの丸洗い・乾燥を実施できるよう、委託事業者を確保し支援を行っていきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ふとん丸洗いサービスの利用者数（人）	4	6	6	8	10	12

(12) <社会福祉協議会事業>ハウスクリーニングサービス

現状と課題

- コロナ禍で介護事業者への周知の機会が限定されたため、利用者が一時期は減少しました。
- 現在は機関紙等による周知により利用者数は徐々に回復しています。

今後の取組内容

- 在宅高齢者の衛生保持と健康増進に資するため、今後も機関紙等を活用した周知を実施し、事業推進を図っていきます。
- ニーズの把握に努め、福祉・介護関係機関等とのさらなる連携を図っていきます。
- 高齢者の衛生保持と健康増進を図るため、専門業者による清掃を実施できるよう支援を行っていきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ハウスクリーニングサービスの利用者数（人）	2	2	6	7	8	9

(13) <社会福祉協議会事業>車いすの貸与

現状と課題

- 高齢者の増加に伴い、車いすの貸し出しのニーズは高まっていますが、社会福祉協議会で保管管理する車いすの在庫数が増えず、すべての貸し出し依頼に随時応えることが難しくなっています。

今後の取組内容

- 車いすを必要とする市民ニーズは増加しているため、車いすの確保に努め、支援を行っていきます。
- 原則3か月の車いすの貸出期間を見直し、短期間であっても必要日数の貸出とすることで、多くの市民の方に貸し出すことができる環境を構築していきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
車いすの貸与の利用者数（人）	298	367	343	350	360	370

基本施策 4 在宅医療の推進

(1) 在宅医療・介護連携推進事業の推進

現状と課題

- 在宅医療と介護の推進事業については、門真市医師会に事業の一部を委託して実施しています。
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会や介護保険事業所と連携し、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送れるよう、市域の医療と介護における課題を抽出の上、多職種連携研修会を実施し、連携強化を行っています。
- 高齢者がどのような生活を送りたいのか、自分で考える機会をもてるよう、ACP（人生会議）の普及啓発をし、門真市医師会作成のエンディングノートの配布等を行っています。

今後の取組内容

- 門真市医師会と連携し、在宅医療・介護連携推進事業のさらなる推進に努めていきます。
- 多職種の連携強化のため、医療や介護の関係者による研修や市民への普及啓発等、医師会等の地域の関係機関と連携して実施していきます。
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ステーション連絡会、地域包括支援センター、介護保険サービス事業者連絡会等の多職種間で情報共有を行いながら、PDCAサイクルを意識した医療と介護の連携強化を推進していきます。
- 病院での入院生活から在宅生活への移行や在宅看取りへの支援体制構築に努めていきます。
- 介護職と医療職の「顔の見える関係づくり」を継続し、円滑な情報共有や連携強化を行います。
- ACP（人生会議）の普及啓発をするため、市民向けの研修等啓発活動を継続していきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
多職種連携研修会の参加者数（人）	70	119	130	140	150	160

(2) かかりつけ医等の普及・啓発

現状と課題

- 要介護要支援認定申請時にかかりつけ医の必要性を伝える等、かかりつけ医・歯科医・薬剤師及び薬局の普及・啓発を行っています。
- かかりつけ医のいない高齢者に対しては、地域包括支援センターと圏域の担当医が連携して支援体制を構築しています。
- 認知症初期集中支援チームの支援活動の中で、認知症サポート医に会議で助言を受け、支援対象者の訪問等を実施しています。

今後の取組内容

- 引き続き、医師会・歯科医師会・薬剤師会及び薬局と連携し、かかりつけ医・歯科医・薬剤師及び薬局の重要性について、普及・啓発に努めていきます。
- 地域包括支援センターと圏域の担当医や、認知症初期集中支援チームのサポート医と連携し、かかりつけ医のいない高齢者の支援等を行います。

基本施策5 地域での見守り等による支援

(1) 小地域ネットワーク活動の推進

現状と課題

- ・ 市内のそれぞれの関係課が高齢者の助け合いの活動推進に取り組んでいますが、どのような事業に取り組んでいるのか把握できない状況であったため、生活支援コーディネーターが把握し、社会資源情報サイトに掲載を行いました。
- ・ 介護支援専門員や地域包括支援センターは社会資源情報サイトから社会資源を把握し、主催団体にも声掛けを行い、連携を図りながら必要な高齢者へ繋げる取組を行っています。
- ・ 認知症サポーター養成講座の講師を担えるキャラバン・メイトがキャラバン・メイト連絡会に参加し、認知症サポーター養成講座の修了者を増やすべく、市ホームページへのチラシの掲載や認知症イベント等認知症の周知・啓発に力を入れています。
- ・ 認知症見守り教室の開催や地域ケア会議等を通じて、地域での見守り体制の強化に努めています。
- ・ いきいきサロンの参加者・担い手ともに高齢化・固定化が進んでいるため、多くの人に関心を持ってもらえるよう、さらなる周知や啓発に取り組み、活動内容を充実させていく必要があります。

今後の取組内容

- ・ 高齢者の自立生活に向けた支え合い、助け合いの活動を推進していきます。
- ・ 地域包括支援センターが主体となり、市内関係課が取り組んでいる助け合い活動の団体と日頃より連携し、支援が必要な高齢者へ繋げる取組を引き続き実施していきます。
- ・ ひきこもりがちな高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯等のうち、支援を必要とする高齢者が地域の中で孤立することのないよう、校区福祉委員による声かけや見守り活動等を促進していきます。
- ・ 引き続き、認知症見守り教室の開催や地域ケア会議等を通じて、地域での見守り体制の強化に努めていきます。
- ・ 高齢化や核家族化が進む中で支援対象者が年々増加傾向にあり、小地域ネットワーク活動を支えるボランティアの育成・確保の支援に努めていきます。
- ・ 小地域ネットワーク活動で行っている「いきいきサロン」は、高齢者の主体的な参加によるサロン活動であり、介護予防やひきこもりの防止につながっているため、各校区におけるサロン活動の周知・啓発の支援に努めていきます。
- ・ 市ホームページにて社会資源情報を掲載し、誰もが適切な情報にアクセスできるようにしていきます。
- ・ より多くの方に認知症サポーター養成講座を受講いただけるよう、認知症サポーター養成講座のチラシの作成等を推進していきます。
- ・ 感染症対策を含め、社会情勢の変化に応じた活動のあり方等を検討していく必要があります、今後も地域福祉の一環として、助け合い支え合い活動である小地域ネットワーク活動に対する支援を門真市社会福祉協議会と連携して進めていきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小地域ネットワーク活動参加延べ人数（高齢者）（人）	10,628	14,254	15,000	20,000	20,000	20,000

(2) 救急医療情報キット配付事業の普及啓発

現状と課題

- 民生委員・児童委員の協力による配付、広報紙・市ホームページ及び郵便局等におけるチラシの配架による周知啓発、市関連窓口での申請受付け等を実施し、新たにキットを希望する方への配付を行いました。
- キットに保有する医療情報の適時更新が課題であり、関係機関、団体と協力調整しながら、適切な情報管理の周知啓発に取り組む必要があります。

今後の取組内容

- かかりつけ医や持病等の医療情報を専用容器に入れ冷蔵庫に保管し、救急搬送を要する場合等に活用するキットを配付していきます。
- 引き続き、民生委員・児童委員の協力による配布、広報紙等による周知啓発、市関連窓口での申請受付等により、新たにキットを希望する方への配布に取り組んでいきます。
- 既にキットを保有している方の医療情報の適時更新について、関係機関、団体と連携し、周知啓発を行い、適切な情報管理に努めていきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
救急医療情報キット申請者 実人数（人）	8,887	8,919	8,951	8,991	9,031	9,071

(3) 生活困窮状態の高齢者の支援

現状と課題

- コロナ禍で高齢労働者が職を失い、生活困窮に陥るケースが見受けられたため、きめ細かな伴走型の支援を行う必要があります。

今後の取組内容

- 生活困窮者自立支援機関をはじめ、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、校区福祉委員会等との連携を図り、生活困窮状態にある高齢者を早期に発見し、支援できる体制を強化していきます。
- 住居確保給付金や各種福祉施策の活用と就労支援等を通じて、生活困窮状態にある高齢者の支援を強化していきます。

(4) 高齢者等の孤立死防止・見守り活動

現状と課題

- 高齢化社会が進み、独居高齢者や高齢者のみの世帯が増えています。
- 普段からの声かけや、訪問、安否確認がますます求められます。地域の福祉の担い手との連携や地域住民との協働による見守り活動・体制が必要と考え、体制づくりに努めています。

今後の取組内容

- 地域包括支援センター、民生委員・児童委員、自治会、校区福祉委員等との連携を図り、高齢者等の生活実態を把握するとともに、支援が必要な高齢者を早期に発見するため、地域での見守り体制を強化していきます。
- 高齢者と関わる様々な機関と連携し体制を構築、強化を進めると同時に、民間事業者との協力体制も引き続き構築していきます。
- 地域住民等からの通報があった場合には、関係機関と連携して安否確認に努めています。

(5) 高齢者の見守りに関する協力機関の充実

現状と課題

- 市内の企業等と高齢者の見守りに関する協定を締結し、支援等が必要な高齢者を早期発見し、支援につなげる体制構築に努めています。
- 協定締結企業等からの通報により、企業より通報をもらうことがあり一定の成果があります。また、認知症等の周知・啓発にも協力していただいています。
- 協定締結企業等は年々増加しています。

今後の取組内容

- 高齢者の見守りに関する協定を締結している事業者が高齢者の異変等を早期に発見し、関係機関へ報告するとともに、適切な支援につながるよう、さらなる連携構築に向けた、情報交換等のネットワーク会議を開催する等、見守り協力体制の強化に努めています。
- 引き続き、協定締結企業等と協力し高齢者の見守り体制を構築し、支援が必要な高齢者の早期発見、支援を行っていきます。
- 新たな企業等との協定締結が行えるよう努めています。
- 見守りステッカーを作成し、協力企業・団体等に掲示してもらうことで、他の企業や団体、市民への普及啓発を行っていきます。

基本目標 2 認知症施策と支え合いの推進

基本施策 1 認知症にやさしい地域づくり

(1) 認知症サポーターの養成と活動支援

現状と課題

- ・ コロナ禍で、認知症サポーター養成講座の開催が少なく、サポーター数が伸び悩んでいます。
- ・ 市内の高校で認知症サポーターステップアップ講座を実施し、若者世代にも認知症に関する知識の普及啓発活動を行っています。
- ・ 令和4年度から認知症キャラバン・メイト連絡会を実施し、キャラバン・メイトが活動しやすいよう、横のつながりを意識した運営を行っています。
- ・ 令和5年度は認知症キャラバン・メイトや介護保険事業所と連携し、市内中学校での認知症サポーター養成講座を実現する等、ジュニアサポーター養成も少しずつ増えています。
- ・ 今後、認知症サポーターを増やすために、認知症サポーター養成講座を行う認知症キャラバン・メイトの非活動会員に活動してもらう仕組みづくりが必要となっています。

今後の取組内容

- ・ 行政だけではなく、当事者・市民と協働して認知症の理解を深める周知啓発活動の実現をめざしていきます。
- ・ 地域包括支援センター、認知症キャラバン・メイトと協働のもと、市内の学校等と連携し、ジュニアサポーターを要請するなど、若者世代に認知症に関する正しい知識を持ってもらい、認知症になっても安心して暮らせるまちをめざしていきます。
- ・ 認知症に関する理解を促進するため、引き続き地域包括支援センター等と連携し、認知症サポーター養成講座実施に関する情報提供を行います。
- ・ 認知症サポーター養成講座や認知症サポーターステップアップ講座を引き続き開催し、幅広い市民の参加を促していきます。
- ・ 認知症キャラバン・メイトに、活動場所や資料等を提供することにより、必要な場面で実際に活動できるよう、フォローアップ方法などをキャラバン・メイト連絡会などで検討します。
- ・ 市内の小売店で働く人を対象とした、認知症サポーター養成講座の実施に取り組んでいきます。
- ・ 認知症の本人や家族、地域住民が参加し、街歩きやランニングによりゴールをめざす「^{ラン}RUN^{ともプラス} 伴 + 門真」等の様々な活動に引き続き協力を行います。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成数 〔累計〕（人）	7,012	7,290	7,790	8,390	9,090	9,890
認知症ジュニアサポーター 延人数（人）	—	—	150	300	450	600

(2) チームオレンジの構築

現状と課題

- ゆめ伴プロジェクト in 門真実行委員会等、認知症の人と一緒に活動をすることで、認知症への理解を深め、認知症の人やその家族だけではなく、地域の人々の居場所にもなっています。
- 地域包括支援センターと連携し、認知症サポーターステップアップ講座を実施する等、認知症の人とともに活動する担い手の育成も行っています。

今後の取組内容

- 地域において認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターをつなげる仕組みであるチームオレンジの構築に向けて取組を進めていきます。
- 地域包括支援センターにおいても認知症サポーターステップアップ講座を実施し、地域づくりの担い手の育成を行っていきます。

(3) 認知症カフェの充実

現状と課題

- コロナ禍で認知症カフェを実施できない期間が続きましたが、令和4（2022）年度から少しずつ再開し始めています。
- 認知症地域支援推進員が認知症カフェやカフェを立ち上げたい人と連携し、運営の支援を行っています。

今後の取組内容

- 認知症の人やその家族が行きやすいように、各圏域での認知症カフェの立ち上げ等、認知症地域支援推進員や地域包括支援センターと連携して支援を行っていきます。
- 認知症カフェに興味のある団体とともに認知症地域支援推進員が支援し、その団体による独自運営ができるよう仕組みづくりを進めていきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症カフェ数（箇所）	4	4	6	7	8	9

(4) 協働による認知症にやさしい地域づくり

現状と課題

- 地域包括支援センターや認知症地域支援推進員を中心に、認知症カフェやゆめ伴プロジェクト in 門真実行委員会、市内の商業施設と協働し認知症の人や家族、地域の高齢者が交流できる居場所づくりを行っています。参加したくても一人でその場に行くことができない人への対応が、必要となっています。
- 認知症キャラバン・メイトを中心に、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識の普及に努めています。

今後の取組内容

- ゆめ伴プロジェクト in 門真実行委員会での取組は、認知症高齢者の人や家族、その支援をするスタッフが生きがいや楽しみ、夢を実現するためのまちづくりを目的に進められ、市も協働で認知症支援を推進していきます。
- 引き続き、認知症カフェやゆめ伴プロジェクト、市内商業施設等の民間事業者とも連携し、認知症の有無に関わらず、安心して暮らせるまちをめざしていきます。
- 地域包括支援センターや認知症キャラバン・メイトと協働し、認知症サポーター養成講座やイベント等を通じ、認知症の周知啓発活動を行っていきます。

基本施策 2 認知症対策の充実

(1) 認知症相談及び認知症高齢者と家族への支援の充実

現状と課題

- ・ 門真オレンジチーム（認知症初期集中支援チーム）として、認知症に関する普及啓発事業を行い、門真市内の小売店等で認知症に関するパンフレットの設置や、9月のアルツハイマー月間に認知症に関する啓発活動を行っています。
- ・ 門真オレンジチームの活動とチーム員の本来業務の両立が困難なため、チーム員のなり手不足が課題となり、令和5年度からはチーム員の一部を地域包括支援センターに委託して事業を行っています。
- ・ 門真オレンジチームの支援件数が少なく、初期の認知症の相談がないことや、初期集中支援事業の相談窓口となる地域包括支援センターが行う認知症に関する相談支援と、オレンジチームの役割との住み分けの明確化が課題となっています。
- ・ 認知症地域支援推進員による認知症に関する相談を毎週月曜日に行い、令和4年度からはSNSでも予約ができるよう相談しやすい環境づくりに努めています。
- ・ 高齢者の難聴は、厚生労働省の新オレンジプランをはじめ、様々な研究において、認知症発症のリスクとなる可能性が指摘されていることから、身体障がい者手帳の交付基準に該当しない、軽度・中等度の加齢に伴う難聴者に対する支援が必要となっています。

今後の取組内容

- ・ 行政だけではなく、認知症の当事者や市民と協働して認知症の理解を深める周知啓発活動の実施をめざしていきます。
- ・ 地域包括支援センターや認知症地域支援推進員による認知症相談コーナーを周知し、不安を抱えている本人や介護をされている家族等が気軽に相談できるように支援していきます。
- ・ 認知症初期集中支援チーム（門真オレンジチーム）は、認知症の人や認知症の疑いのある人、その家族のもとに医療・介護の認知症専門チームが訪問して、認知症についての困りごとや心配ごと等の相談に対応していきます。
- ・ 認知症初期集中支援チームについて、商業施設や公共施設等の協力により、ポスターの掲示やリーフレットを配架することにより、周知・啓発していきます。
- ・ 認知症地域支援推進員による認知症に関する相談について、より相談しやすい環境づくり（時間や場所等）をめざしていきます。
- ・ 認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れと相談先等をまとめた「認知症ケアパス」を活用し、高齢者だけでなく若い世代にも認知症に関する情報発信を行っています。
- ・ 第9期期間中にはオレンジチームを地域包括支援センターに委託し、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置していく予定です。
- ・ 高齢者の難聴について、早期発見の仕組みづくりが必要との認識に立ち、地域支援事業における「通いの場」や市ホームページ等での「きこえ」に関するチェックシートの活用や補聴器装着をサポートする仕組みづくり等も併せて、高齢者補聴器購入費用助成事業の導入に向けた検討を行っています。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症初期集中支援チーム（門真オレンジチーム）の相談件数〔累計〕（件）	3	0	5	6	8	10

(2) 認知症に関する正しい知識の普及・啓発

現状と課題

- ・ 認知症サポーター養成講座を実施する等、認知症に関する正しい知識の普及・啓発に取り組んでいます。
- ・ 地域包括支援センターでも認知症サポーター養成講座やステップアップ講座、ジュニアサポーター養成講座等を実施しています。
- ・ 9月のアルツハイマー月間には、認知症に関する普及啓発活動を行っています。
- ・ ゆめ伴プロジェクト in 門真実行委員会や商業施設等関係機関と協働し、認知症に関するイベントや周知啓発活動等を行っています。

今後の取組内容

- ・ 商業施設等との協働により、認知症高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が送れるような地域づくりをめざしていきます。
- ・ 認知症に関する正しい知識の普及・啓発のため、認知症に関するイベントや教室の開催を行っていきます。
- ・ 多くの関係機関と協働し、認知症の本人とともに活動をすることで、認知症の正しい知識を啓発していきます。
- ・ 地域包括支援センターや認知症キャラバン・メイト連絡会と連携を図り、認知症サポーター養成講座やステップアップ講座・ジュニアサポーター養成講座等を実施するとともに、年代を問わず広く認知症に関する知識の普及・啓発を行っていきます。

(3) 徘徊見守りネットワークの活用

現状と課題

- ・ 認知症地域推進員の活動、認知症サポーター養成講座・研修・イベント等を通じ、SOSネットワークや探知システム機器（GPS）の貸与、見守りQRコード交付等の認知症対策の周知啓発を行い、徘徊時にも早期発見につながるような対策を行っています。
- ・ 高齢者の見守りに関する協定を締結し、協定締結先企業等の活動中に異変のある高齢者を発見した場合に、高齢福祉課へ連絡してもらう体制づくりを推進しています。

今後の取組内容

- ・ 行政だけではなく、認知症の本人や市民と協働して認知症の理解を深める周知啓発活動の実施をめざしていきます。
- ・ 高齢者の見守りに関する協定の締結先を増やし、地域住民に認知症への理解を深め、認知症の人が安心して住み慣れた地域で過ごし続けることができるよう努めていきます。
- ・ 引き続き、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に関する理解や対応方法等を周知啓発し、認知症になっても安心して暮らせるまちをめざしていきます。
- ・ イベント等を通して、高齢者等SOSネットワークや認知症高齢者等位置探索システム利用助成金交付事業、見守りQRコード交付等の認知症対策を進めていきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者の見守りに関する協定（件）	19	20	22	23	24	25

(4) 若年性認知症施策の推進

現状と課題

- 要介護要支援認定申請を行っている第2号被保険者以外の若年性認知症の実態把握が課題となっています。
- 介護保険サービスでは高齢者の利用が多く、若年性認知症の人が通いやすいサービス等が少ないことが課題となっています。

今後の取組内容

- 障がい福祉サービスや介護保険サービス等の相談を受けて、本人や家族の状況に応じて、各関係機関との連携や調整を行い、必要なサービスにつなげていきます。
- 若年性認知症専門医や医療機関との連携を図り、支援を行っていきます。
- 若年性認知症の早期発見・対応に向けて、若年性認知症についての啓発を進めていきます。

(5) 緊急一時保護事業

現状と課題

- 虐待等による緊急一時保護のための一時保護入所先として、市内11施設と契約し、受入体制を確保しています。
- 対象者の情報が少ない場合、受入れの判断に時間を要することがあります。
- 契約施設の空き状況や職員の配置状況により、受入先が中々決まらないこともあります。

今後の取組内容

- 緊急保護の際は、対象者に関する情報が重要になるため、関係機関との連携・情報共有を円滑に行い、速やかに保護できるように努めていきます。
- 養護者による虐待等により緊急保護を要する高齢者、または警察に保護された身元不明の徘徊認知症高齢者を老人ホーム等へ一時的に緊急保護することにより、高齢者の身体面の安全及び精神的安定の確保に努めていきます。
- 現在契約している11施設に加え、新たな一時保護入所先の確保に努めていきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
緊急一時保護のための一時保護入所先（箇所）	11	11	11	12	12	12

基本施策 3 高齢者の権利擁護の推進

(1) 成年後見制度の利用促進

現状と課題

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）が施行され、成年後見制度利用促進基本計画に基づいた施策を総合的かつ計画的に推進し成年後見制度の利用の促進に関する施策について推進しています。
- 認知症高齢者等が必要なサービスの契約行為や金銭管理等の支援を受けることができるよう、成年後見制度について、地域包括支援センターと連携し、周知・啓発を図っています。
- 本人や親族等による家庭裁判所への申立てが困難な場合、必要に応じて市長申立てによる適切な支援を行っています。

今後の取組内容

- 地域包括支援センターや社会福祉協議会との連携を深め、権利擁護に関する相談や対応の充実を図るとともに、様々な機会・場や媒体を積極的に活用して、成年後見制度の周知に努めていきます。
- 高齢者の権利擁護として、支援を必要とする人の早期発見・対応に向けた相談支援や見守り体制を充実し、成年後見制度を安心して利用できる環境づくりを行っています。
- 判断能力が十分でない高齢者等が不利益を被らないよう、また、契約や財産管理等の法律行為への支援を受けることができるよう、成年後見制度の利用促進に努めていきます。
- 市民後見人の養成を進め、市民後見等の活用について周知していきます。
- 本人や親族等による家庭裁判所への申立てが困難な場合や親族との関係が疎遠となっているケースについては、必要に応じて、市長申立てによる適切な支援を行います。
- 消費者トラブルにあうリスクが高い高齢者等の被害防止に向け、判断能力が衰える前に対策をとることができるよう、関係機関と連携し周知・啓発を図っていきます。
- 成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、申し立てる親族がいなかったりする場合や、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申し立ての支援や助成等を実施し、利用の支援を行います。
- 権利擁護支援が必要な際には、本人が自分らしく生活し、地域社会に参加できるよう、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者や後見人によるチームで関わり、協力して日常的に見守る体制づくりを進めていきます。

(2) <社会福祉協議会事業>日常生活自立支援事業の利用促進

現状と課題

- 普及啓発による利用の促進により、利用者数が増加しています。
- 成年後見制度の周知が充実しておらず、単に金銭管理のみを行うというケースも散見されたため、専門職向けの啓発も取り組んでいく必要があります、利用者数や対象者の増加によって、今後さらなる周知や利用促進が必要です。

今後の取組内容

- 判断能力が十分でない高齢者・知的障がいや精神障がいのある人が必要なサービスを利用し、日常生活自立支援事業での金銭管理の支援を受けることができるよう、普及啓発による利用の促進を支援していきます。
- 軽度の認知症高齢者の在宅生活を支援するために、事業のさらなる周知に努めていきます。

基本目標 3 高齢者の尊厳の確保

基本施策 1 高齢者の人権の尊重と虐待防止

(1) 高齢者の虐待防止

現状と課題

- 介護予防・日常生活ニーズ調査では、高齢者虐待に関する相談先は「市役所」が 42.2%と最も割合が高くなっており、次いで「警察」が 36.9%、「地域包括支援センター」が 31.6%、「どこに相談してよいか知らない」が 28.7% (アンケート結果により変動) となっています。
- 高齢者虐待の通報件数はここ 3 年増加しており、警察からの高齢者虐待事案通報票の提出に加え、介護支援専門員からの通報も増加しています。
- 高齢者虐待の通報があった際は、事実確認を行い、必要に応じて地域包括支援センター等と連携して高齢者の権利擁護の支援に努めています。
- 高齢者虐待に関する対応の充実に向け、警察・消防・民生委員・関係行政等で構成される「門真市高齢者虐待防止ネットワーク会議」を年 1 回、地域包括支援センター等の関係機関で構成される「門真市高齢者虐待防止ネットワーク実務者会議」を年 4 回開催しています。

今後の取組内容

- 各関係機関や民生委員・児童委員、地域住民等との連携強化を図り、虐待の早期発見と適切な対応に努めていきます。
- 高齢者虐待には通報義務があること等、高齢者虐待に関する様々な知識・情報をはじめ、相談窓口に関する周知・啓発を引き続き進めていきます。
- 高齢者虐待に関する対応を充実するため、職員等の育成や研修を実施するとともに、地域包括支援センター等関係機関で構成する地域ケア会議・実務者会議・ネットワーク会議を通じ、関係機関とのさらなる連携強化に努めていきます。

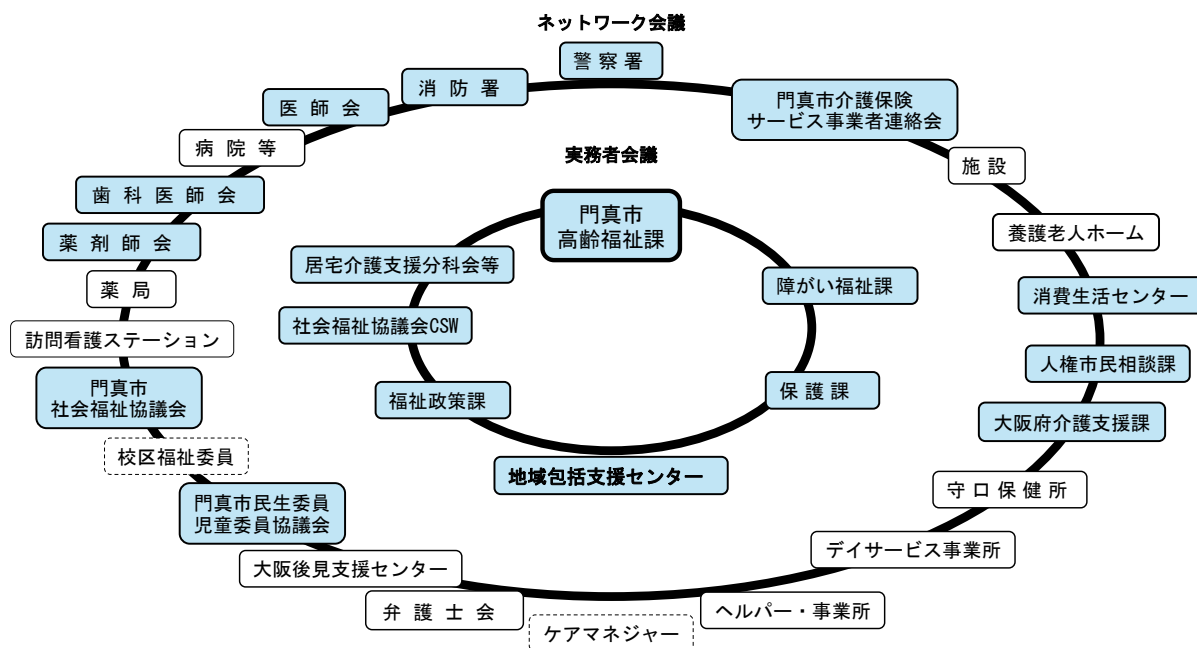
高齢者虐待防止

高齢者虐待とは親族・知人等からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることであり、高齢者に対して行う次の行為とされています。

- 身体的虐待 : 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
- 介護・世話の放棄・放任 : 衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。
- 心理的虐待 : 著しい暴言又は拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 性的虐待 : わいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 経済的虐待 : 財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

高齢者を虐待から守るためには、早期発見・対応が重要です。関係機関と連携し、虐待の深刻化を防ぎます。

【門真市高齢者虐待防止ネットワーク会議・関連図】



(2) 養介護施設従事者等による虐待防止

現状と課題

- 虐待防止や身体拘束ゼロ運動の周知・啓発、職員の意識改革やサービスの質の向上を目的に、養介護施設等に対して、集団指導を书面にて年1回開催しています。
- 養介護施設従事者等に対して、虐待防止に関する研修を年1回開催しています。

今後の取組内容

- 高齢者虐待の防止及び早期発見につながるよう、ストレスマネジメント等の研修会を開催し、高齢者虐待に関する知識等の普及啓発に努めていきます。
- 高齢者への身体拘束は、高齢者の尊厳を傷つけるだけでなく、身体的・精神的にも大きな被害を与えることから、身体拘束ゼロに向けて、大阪府と連携を図りながら、施設等に働きかけを行っていきます。
- 高齢者虐待の実態把握を行うとともに、対応した事案の点検、検証を通じて、職員の虐待への対応技量の向上に努めていきます。
- 養介護施設従事者等による虐待や身体拘束の防止、早期発見につながるよう、資質の向上等に向けた研修等を開催し、高齢者虐待に関する知識等の普及啓発に引き続き取り組んでいきます。
- 虐待防止や身体拘束ゼロ運動の周知・啓発、職員の意識改革やサービスの質の向上を目的に、養介護施設等に対して、集団指導を年1回開催していきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
門真市高齢者虐待防止研修会の参加人数(人)	30	57	60	100	100	100

(3) 老人福祉施設への入所措置

現状と課題

- 養護老人ホームの入所等の措置は、高齢者に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、高齢者の福祉の向上を図ることを目的として行っています。

今後の取組内容

- 経済的・環境的理由により、入所措置が必要な状態にある高齢者に対して、早急な審査を行い、在宅で生活することが困難な高齢者が安心して生活することができるよう、引き続き養護老人ホームへの適切な入所措置に努めていきます。
- 入所措置後の現状を把握し、措置継続についての検討を行い、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援していきます。

【老人福祉施設の整備計画】

養護老人ホーム

	第8期実績値		第9期計画値		2040年計画値	
	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数
第1圏域						
第2圏域						
第3圏域						
第4圏域	30	1	30	1	30	1
第5圏域						
合計	30	1	30	1	30	1

軽費老人ホーム（ケアハウス）

	第8期実績値		第9期計画値		2040年計画値	
	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数
第1圏域	50	1	50	1	50	1
第2圏域	50	1	50	1	50	1
第3圏域						
第4圏域						
第5圏域						
合計	100	2	100	2	100	2

（4）小学校・中学校における人権教育

現状と課題

- 小・中学校において人権教育年間指導計画に基づいた取組を推進し、子ども達が様々な人権問題について学ぶ機会を設定しています。
- 高齢者の人権問題は、学ぶべきことが多岐にわたるため、テーマを絞り込むのではなく、一層幅の広い実施方法を検討する必要があります。

今後の取組内容

- 人権教育等を通じて、様々な人権問題についての正しい知識、自他の人権を尊重する態度と実践力を身につけた子どもの育成を図っていきます。
- 人権教育の意義や必要性、児童・生徒への指導・啓発方法等について、教職員がより深く理解し実践できるよう、引き続き研修会等を実施していきます。

（5）人権啓発の推進

現状と課題

- 様々な人権課題をテーマとした人権講座を開催し、啓発に努めています。
- より多くの市民に啓発できるよう、周知等の手法について検討をする必要があります。

今後の取組内容

- 人権講座の参加者数の増加を図るべく講座開催の周知方法について、検討していきます。
- 高齢者に関する人権問題を含む、各種人権課題をテーマに取り上げ、人権講座「ともに生きる」を年5回の頻度で開催していきます。その際、社会情勢の変化に伴い新たに生じる人権課題を積極的に取り上げ、分かりやすくかつ適時な人権講座になるよう努めていきます。
- 参加者数の増加を図るべく講座開催の周知方法について検討していきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人権講座の延べ参加人数 （全数）（人）	153	159	250	250	260	270
人権講座の延べ参加人数 （高齢者の人権がテーマ） （人）	0	0	0	50	52	54

(6) 高齢者からの人権相談

現状と課題

- 高齢者を含む様々な人権課題を抱える市民を対象に、「門真市人権協会」に相談業務委託を行い、人権相談を実施しています。
- 毎月、第2・4水曜日には「門真地区人権擁護委員」による人権相談を行っており、高齢者施設での特設相談も行っております。

今後の取組内容

- 高齢者の様々な人権課題の相談場所としての認知を広めるため、様々な機会を通して周知を行います。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人権相談件数（全数） （件）	341	367	350	350	350	350
人権相談件数（高齢者のみ）（件）	36	109	78	74	74	74

(7) 矯正施設からの出所者等に対する支援の推進

現状と課題

- 令和3（2021）年3月に、門真市再犯防止計画を策定しました。
- 高齢者を含む犯罪をした者等の更生と犯罪や非行のない明るい地域社会の実現のため、門真地区保護司会が行う更生保護活動に対し、補助金の交付を実施しています。
- 再犯防止計画に掲げている施策の推進に際し、関係機関及び庁内関係各課との連携強化を図る必要があります。

今後の取組内容

- 門真市再犯防止計画に基づき、関係機関及び関係各課と連携し、施策の推進に努めていきます。
- 高齢者を含む、犯罪をした者等が、矯正施設出所後に円滑な社会復帰が可能となるよう、再犯防止等の推進に関する法律に基づき、取組を進めていきます。
- 高齢者を含む、犯罪をした者等の更生と犯罪や非行のない明るい地域社会の実現のため、門真地区保護司会が行う更生保護活動に対し、引き続き補助金を交付します。

基本施策 2 高齢者の孤立防止

(1) 閉じこもり予防と社会参加機会の提供

現状と課題

- 老人クラブ連合会及び単位クラブの活動を促進するため、グランドゴルフ大会等、様々な取組を継続しています。
- 老人福祉センター等の3施設で、介護予防、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションに関する各種講座を実施しています。
- 老人福祉センター等の3施設で、フリーWi-Fi 環境を整え、スマホ教室を開催するとともに、自宅等から介護予防教室等に参加できるようにしています。
- 在宅介護実態調査の結果では、要介護度が高いほど「外出同行」のニーズが高くなる傾向があることから、具体的な対策を検討する必要があります。

今後の取組内容

- 老人福祉センター等において、生きがいつくりや社会参加の場となるよう様々な活動を促進していきます。
- 社会参加・社会貢献活動として実施している老人クラブ連合会やシルバー人材センターをはじめ、生涯学習、生涯スポーツにおける様々な教室・講座について、広く周知し実施することにより、地域活動に無関心な高齢者の地域活動への参加促進に努めていきます。
- 老人クラブ加入者の増加を図り、閉じこもり防止及び介護予防に繋げるため、老人クラブ活動について高齢者に周知していきます。
- 老人クラブ活動について高齢者に周知することにより、老人クラブ加入者の増加を図り、閉じこもり防止及び介護予防に努めていきます。
- 指定管理者と連携し、老人福祉センター等で利用者ニーズに応じた各種講座の実施や、フリーWi-Fi 環境を活用したスマホ教室や自宅等から参加が可能な介護予防教室等の様々な教室の実施方法を検討し、社会参加機会の創出に努めていきます。
- 社会参加を促す取組の推進に加え、高齢者の外出に対する不安を払しょくするための対策の検討を進めていきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
門真市老人クラブ連合会の会員数（人）	5,839	5,685	5,555	5,560	5,570	5,580
老人福祉センター等での講座等での開催回数（サークル含まず）（回）	286	436	440	450	460	470

(2) 高齢者の地域活動への参加促進

現状と課題

- 老人福祉センター等で就業機会等の提供のために、シルバー人材センターの会員を募集しています。
- 日常生活圏域ごとに、生活支援サービス協議体（第2層）を設置し、更なる地域の助け合い支え合いの仕組みづくりについて協議しています。
- 高齢者の生活支援体制を整備していくため、福祉や医療、介護等に携わる関係機関と連携を図るとともに、住民組織や介護分野以外の民間事業者等にも働きかけています。また、地域の住民同士で支え合い活動が行えるよう、担い手の確保に努めています。

今後の取組内容

- 高齢者の多様なニーズに対応するため、生活支援サービスや通いの場等の情報を掲載し、通いの場や第1層生活支援サービス協議体において、さらなる課題の共有、資源の把握、開発に向けた取組について、意見交換や情報共有に努めていきます。
- 第2層生活支援コーディネーター業務を推進し、ニーズの把握とインフォーマルサービスの情報提供を行うとともに、サービスとニーズのマッチングを進めることで、通いの場の拠点数の増加に努めていきます。
- サークル活動やボランティア活動等を通じて、閉じこもりがちな高齢者も参加できるような地域活動の促進に努めていきます。
- 高齢者が活躍できる居場所づくり、仲間づくり、関係づくりに努めていきます。
- 社会奉仕活動（イベントでの清掃ボランティア活動）等を継続し実施していきます。
- 各種団体等と連携し、就業機会等の提供や地域活動の促進に努めていきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「歩こうよ・歩こうね」運動事業の参加人数（人）	629	753	758	760	770	780

基本目標 4 生きがいくくりと社会参加の促進

基本施策 1 生涯学習・生涯スポーツの推進

(1) 社会教育施設における各種講座の充実

現状と課題

- 市民プラザや公民館において、健康分野やスポーツ分野、頭の体操となる分野等、様々なジャンルのイベントや講座を開講しています。他にも、高齢者向けや子ども向けの講座を開講し、幅広い年代の方に参加していただけるよう、生涯学習に触れるきっかけづくりを行っています。

今後の取組内容

- 子どもから高齢者まで幅広い年代が集い、みんなで楽しめる教室・講座の開催に努めるとともに、現在実施している各種教室・講座の普及・周知を図っていきます。
- 高齢者が求める教室・講座は、教育分野のみならず、健康づくりや介護予防に関するものも多いことから、保健・医療・福祉等、様々な分野で行われている各種講座・教室との共同実施を行う等、創意工夫を行っていきます。
- 今後も、各施設において幅広い世代の方々に興味・関心を持って参加していただけるイベントや講座を計画・実施し、若者へ向けてはSNSを使った情報発信を行い周知するとともに、高齢者世代においても楽しくいきいきと生涯学習を行える土台づくりを継続して行っていきます。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の機会の創出

現状と課題

- 総合体育館では年間 60 回以上の自主事業を実施しており、総合型地域スポーツクラブと連携して「医療連携いきいきサポート運動教室」等が行われています。スポーツ・レクリエーションフェスティバルにおいては、スポーツの機会と幅広い年代の人に興味をもってもらえるようなニュースポーツ等のブースを設けイベントを実施しています。

今後の取組内容

- 総合型地域スポーツクラブや、関係団体、社会体育施設指定管理者等との連携を一層深めて事業を実施することで、市民それぞれのライフステージやライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション活動の充実に努めていきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポーツ・レクリエーション事業参加者数（人）	3,019	5,493	7,600	7,600	7,600	7,600

(3) まなびの情報提供

現状と課題

- 指定管理者が、公民館・門真市民プラザ・ルミエールホール・中塚荘のイベント情報や講座情報を一元的にまとめた情報誌を発行することで、各施設のイベント情報を分かりやすく発信しています。また、SNS等を適宜更新し、幅広い世代への情報発信を行っています。

今後の取組内容

- 今後も、引き続き情報誌やSNS等の各種媒体を活用し、各種イベントや講座情報を幅広い世代に向けて発信し、参加人数の増加につながるよう周知していきます。

(4) 活動の場の確保・活躍の場の創出

現状と課題

- 生涯学習フェスティバルを開催し、作品展示や舞台発表により、日頃の練習の成果を発揮できる場となり、サークル同士で交流できる機会となっています。
- 年代を問わずあらゆる世代のニーズに応えられるよう、高齢者向けや子ども向けの講座を設け、学ぶ機会を提供しました。
- 生涯スポーツ推進協議会が実施するスポーツ・レクリエーションフェスティバル開催をはじめ、門真市スポーツ推進委員協議会が実施するスポーツ教室や紅葉ウォーキング等で市民にニュースポーツに触れてもらう機会を創出する等、スポーツを推進する団体の活動やイベント等を周知し、世代間交流を促しています。

今後の取組内容

- 多様化する生涯学習活動や文化活動、生涯スポーツ活動へのニーズに応えるため、市民それぞれのライフステージやライフスタイルに応じた余暇活動の充実に努めていきます。
- 生涯学習活動や生涯スポーツ活動のための場の確保、活動を通じて得た知識、高齢者が培ってきた知識や経験が活かせる場・機会の創出に努めていきます。

基本施策 2 社会活動の促進

(1) 老人クラブ活動の促進

現状と課題

- 高齢者の社会参加につながる老人クラブの活動は、高齢者の主体的な交流活動が広がり、気軽に集える場をつくり、交流の機会を拡充します。
- 健康寿命の延伸により就労継続している高齢者が多く、若手高齢者の加入が少なく、会員数は年々減少傾向にあります。

今後の取組内容

- 高齢者同士の交流が広がることにより、老後不安の解消、生きがいにつなげるため、老人クラブ活動の周知・啓発に努め、支援を継続していきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
老人クラブのクラブ数 (クラブ)	114	113	111	112	113	114

(2) 地域におけるボランティア・NPO活動の促進

現状と課題

- 世代間交流を図る事業や、講座、体操等を通して、健康増進を図る事業を実施しました。また、令和4年度に、全中学校区で地域会議を設立し、各地域の課題解決に向けた事業に取り組んでいます。一方で地域活動における新たな担い手が不足していることが課題です。
- ボランティアが高齢化し、ボランティアの会員数や活動場所等が減少しています。

今後の取組内容

- 市民公益活動支援センターでは、高齢者がこれまでに培われた経験や知識、技術等を活かせるようNPO法人、地域団体、地域会議等やボランティアとのマッチングをするとともに、健康でいきいきと活動できるよう、様々な機会を捉え、ボランティア活動の情報を提供する等の支援をしていきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域会議事業数(件)	3	13	23	25	25	25

(3) <社会福祉協議会事業>ボランティアセンター事業の推進

現状と課題

- 元気な高齢者の社会参加と生きがいくりの機会として、多様な年代の方が参加できる各種ボランティア養成講座を開催しています。

今後の取組内容

- ボランティア活動者の養成のため、各種ボランティア養成講座を開催できるよう支援を行っていきます。
- ボランティア活動者への情報提供や活動支援を行っていきます。
- 従来の各種ボランティア養成講座を行うとともに、新たなボランティアニーズや活動に焦点をあてた、体験型のボランティア講座、男性の参加を促すプログラムの開発、外国籍の市民のための日本語通訳ボランティアの養成等の多様なボランティアの養成講座を検討し、生きがいくりや社会参加の促進を図っていきます。
- ボランティア活動を幅広く周知するとともに門真市ボランティアフェスティバルを開催し、より多くの市民に活動を知ってもらえるよう支援を行っていきます。
- SNSを利用した講座の募集や受付方法の手段を多様化することで、多くの市民に講座に参加してもらう方法を模索していきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ボランティアセンターでの ボランティア養成人数 (人)	34	92	92	94	96	98

基本施策3 就労支援の充実

(1) <シルバー人材センター事業>シルバー人材センター活動の充実

現状と課題

- ・ 高齢者の希望と地域のニーズに応じた就業の機会の確保と提供をしています。また、単なる就業機会の提供のみならず、就業以外でのボランティア活動やイベント活動等を通じた会員の生きがいの充実、社会参加の推進をめざし事業を進めています。
- ・ 少子高齢化、人口減少社会に、地域を支えるより多くの高齢者の参画を求める必要があります。
- ・ 年齢に関わらず、生きがい就業で社会に参加出来る環境の整備が必要です。

今後の取組内容

- ・ 高齢者の希望に応じた就業機会の提供を確保し提供するとともに、高齢者の豊かな経験や知識、技能を活かし、生きがいの充実、社会参加の促進を図っていきます。
- ・ シルバー人材センターの社会貢献活動について、会員と役職員が一丸となり、各種イベント等を開催する中で周知していきます。
- ・ 高齢者の日常生活をより豊かにする為にDXの活用と促進を目指していきます。
- ・ 元気な高齢者の多様な生きがい就労のニーズに対応した就労の場の開拓、地域ニーズや現状を分析した戦略的な事業のイノベーションを目指していきます。
- ・ あらゆる年齢層が参画できる有償、無償のボランティア活動の育成を目指していきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シルバー会員数（人）	1,605	1,636	1,700	1,700	1,750	1,800
ボランティア活動数（回）	15	19	22	24	24	24

(2) 就労のための情報提供

現状と課題

- ・ 就労機会の増加に際し、事故やトラブルも想定されることから、より一層の安全・適正就業を推進する必要があります。
- ・ シルバー人材センターにおいて、「高齢者の雇用の安定に関する法律」に基づき、高齢者の希望に応じた就労機会を提供しています。

今後の取組内容

- ・ 高齢者に対して就労機会の提供に努めていきます。
- ・ 「生涯現役支援窓口」等のハローワーク事業について周知していきます。
- ・ シルバー人材センターにおいて、会員の高齢化に伴い、就業機会の情報提供と若手高齢者の入会に努めていきます。
- ・ シルバー人材センターにおいて、幅広い年齢層のニーズにあった就業機会の確保や提供のため、民間企業等に働きかけを行っていきます。
- ・ シルバー人材センターにおいて、いつでも入会登録が出来る環境整備のため、Webによる入会説明会を実施していきます。
- ・ シルバー人材センターにおいて、会員数及び就業機会の増加により事故やトラブル等も想定されることから、より一層の安全・適正就業の推進を支援していきます。

(3) 介護離職防止に向けた家族支援の実施

現状と課題

- 地域包括支援センターで家族介護教室を実施し、家族介護者の相談を受けています。
- 認知症地域支援推進員が毎週月曜日に認知症に関する相談を実施しており、家族介護者からの相談を受けています。
- 介護離職者の実態把握ができていないことが課題となっています。

今後の取組内容

- 働く介護者の離職防止に向けて、要介護者及び介護者の家庭状況を踏まえた適切なケアマネジメントにより、必要なサービスにつなげていきます。
- 介護者が抱える不安や悩みの解消に向け、地域包括支援センターを中心に適切な相談場所の周知や、同じ不安や悩みを抱える人が集まる介護者交流会を紹介する等、介護者のレスパイトケア（介護休息）に努めていきます。
- 認知症地域支援推進員による認知症に関する相談について、実施時間や場所等検討し、相談しやすい環境づくりを進めていきます。
- 地域包括支援センターでの家族介護教室や家族介護者の相談を継続して実施していきます。

(4) 介護人材確保の実施

現状と課題

- くすのき広域連合が実施する、生活援助サービス従事者研修の受講者が少なく、介護サービスの担い手不足が続いています。
- 介護人材の確保に向け、大阪福祉人材センターと連携し、介護人材に関する情報提供を広報紙等で行っています。

今後の取組内容

- 介護保険事業所と情報共有、連携し、課題解決に向けた取組を検討していきます。
- 介護人材確保に向けて、大阪府主催の連絡会において「介護・福祉人材確保」に係る課題の共有、情報提供、意見交換等を行い、関係機関と連携して人材確保や定着促進を推進していきます。
- 介護人材の確保に向け、大阪福祉人材センターと連携し、介護人材に関する情報提供を広報紙等で行っていきます。
- 元気な高齢者が介護人材の担い手となるよう、養成研修の実施や周知方法について検討していきます。

基本施策 4 世代間交流等の推進

(1) 老人福祉センター、高齢者ふれあいセンター、地域高齢者交流サロンでの交流の促進

現状と課題

- 指定管理者が、スマホ教室や脳トレ講座等の教育の向上、健康の増進を図る各種講座を実施しています。
- 敬老月間の行事として、感謝のつどいを実施していますが、世代間交流については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できていません。

今後の取組内容

- 指定管理者と連携して、敬老月間の行事やレクリエーション活動において、世代間交流事業等を実施していきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
老人福祉センター・高齢者ふれあいセンター・地域高齢者交流サロンでの世代間交流回数（回）	0	0	0	2	2	2
老人福祉センター・高齢者ふれあいセンター・地域高齢者交流サロンでの世代間交流参加人数（人）	0	0	0	100	200	300

（２）保育所、幼稚園、学校等での高齢者との交流の促進

現状と課題

- 各学校園が地域との連携を密にするとともに、高齢者の方々の体験や蓄積された文化・経験等を子どもたちは学ぶことができます。
- 地域の方々が児童の登下校の見守りをしており、全校で感謝の集いを行っている取組等も見受けられます。

今後の取組内容

- 保育所や幼稚園での行事への高齢者の参加促進を図るとともに、知識や技術、経験等をいかした地域貢献につながるよう、小・中学校等での教育やクラブ活動での交流に引き続き取り組んでいきます。
- 学校園の行事等の取組の中で工夫を凝らし、地域とのつながりを大切にした世代間交流を進めていきます。
- 門真市版キャリア教育の推進により、学校と地域がより連携した取組を進めていきます。具体的には、地域の高齢者を学校に招待して学びの成果を発表したり、地域の職場体験等による子どもたちの将来を見据えた取組を増やしたりといった学校だけでは完結しない学びを進めることで、世代間の交流を増やし、子どもたちの将来を見据えた学びを充実させていきます。

（３）地域で応援する支援者と親子等との世代間交流の促進

現状と課題

- スポーツ・レクリエーションフェスティバルを開催し、様々な人が楽しむことができるニュースポーツの体験等で、地域の支援者の育成と世代間交流を実現しています。

今後の取組内容

- 子どもから高齢者まで誰もが参加できるスポーツ・レクリエーションフェスティバルを通じて、世代間交流を図っていきます。
- 今後も、門真市生涯スポーツ推進協議会等の関係団体や関係機関との連携を深め、スポーツ・レクリエーションフェスティバル等の様々な事業を企画し、スポーツ・レクリエーション活動に関心のない人でも楽しむことができる体験会等を実施することで、参加者を増やすとともに、世代間交流を行っていきます。

(4) 各種生涯学習講座やニュースポーツを活用した世代間交流の推進

現状と課題

- 年代を問わずあらゆる世代のニーズに応えられるよう、高齢者向けや子ども向けの講座を設け、学ぶ機会を提供しています。
- 毎年、門真市スポーツ推進委員協議会が実施するスポーツ教室や、世代間交流を行っています。

今後の取組内容

- 様々な団体と連携し幅広い世代で取り組むことが出来るニュースポーツの推進に取り組んでいきます。
- 引き続き、あらゆる世代のニーズに応えられるよう、様々な講座を実施し活動ができる場を提供していきます。

基本目標 5 住みやすい環境づくり

基本施策 1 福祉のまちづくりの推進

(1) 道路交通環境等の整備・改善

現状と課題

- 交通安全施設については、カーブミラーや道路照明灯の設置、交差点のカラー舗装化等を実施して道路交通環境の向上に努めています。
- 公園等の面積については、都市化が進む本市において、一度に大規模な公園用地を確保することが困難な状況となっています。

今後の取組内容

- 市内の道路の問題箇所を総合的に把握し、必要となる道路の改善手法を考え、市内道路全体の整備の方向性を整理しながら、高齢者が安全で利用しやすい道路交通環境の整備に努めていきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
交通安全施設整備箇所数 (箇所)	15	18	20	20	20	20

(2) 市民に対する啓発の充実

現状と課題

- 市民の交通マナーに対する意識啓発については新型コロナウイルス感染症の影響により、交通安全運動キャンペーン等が中止となっており、対面での啓発は実施できていませんが、市ホームページの活用やポスターの掲示等による啓発を図っています。
- 高齢者運転免許証自主返納サポート制度については、窓口でパンフレットを配布しており、啓発に努めています。

今後の取組内容

- 交通安全運動キャンペーン等において、市民の交通マナーに対する意識啓発を図っていきます。
- 市民の交通マナーに対する意識啓発については、交通安全運動キャンペーン、市ホームページへの掲載、ポスター掲示等あらゆる機会を通じて啓発に努めていきます。
- 高齢者による交通事故の増加に歯止めをかけるため、高齢者運転免許証自主返納サポート制度について、引き続き周知啓発を図っていきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
運転者講習会（春・秋）の 参加人数（人）	0	0	200	220	240	260

(3) 交通安全意識の啓発の充実

現状と課題

- 警察と連携して実施している防犯キャンペーンにおいて、交通安全や自転車保険の啓発を実施しています。

今後の取組内容

- 警察と連携して、高齢者を対象とした交通安全教室を開催し、交通安全意識の啓発を図っていきます。
- 引き続き、地域や警察との協議により地域小学校にて実施される防犯キャンペーンにおいて、交通安全や自転車保険の啓発を実施していきます。

(4) こころのバリアフリーの啓発

現状と課題

- 小学校を中心とした福祉教育は、活動が根付いてきたため令和4年度に大きく増加しました。学校での福祉教育は実施時期が秋以降に集中する傾向があり、社会福祉協議会のみでの実施は回数の増加で困難になっています。

今後の取組内容

- 福祉教育の担い手の養成と学校での自主的な福祉教育を推進していきます。
- 学校と社会福祉協議会の連携だけでなく、地域住民を巻き込み、不安や不便を抱える高齢者の日常生活に根ざした取組を展開していきます。
- 小学校での福祉教育において、体験活動だけで終わるのではなく、子どもたちの地域貢献学習（サービスラーニング）として、地域で暮らす高齢者に対して、子どもたちが実際に何ができるのかを考えて行動するプログラムを実施し、地域貢献を通じて豊かな福祉観を育むことをめざしていきます。
- 市民に対して、こころのバリアフリーを育むために高齢者の疑似体験や車いす体験等の体験学習を中心に、様々なプログラムの取組を進めていきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉教育の実施回数（回）	29	53	50	50	50	50

基本施策 2 住宅対策の推進

(1) 公的住宅の整備

現状と課題

- シルバーハウジングは、設備・仕様の面でも高齢者に配慮した住宅で、生活援助員による生活相談、入居者の安否確認、関係機関等の連絡、緊急時の対応等のサービスを受け、24 時間対応を可能としていますが、入居者の高齢化が進んでおり、安否確認等を拒否される場合があります。
- 公的賃貸住宅のバリアフリー化を進め、令和元年度に着工した門真住宅の建替工事により令和 3（2021）年 6 月 28 日竣工にて、バリアフリー化された市営住宅を 350 戸供給しています。
- 住宅の構造上、エレベーターの設置が不可能な住宅について、高齢者に配慮した対応が課題となっています。

今後の取組内容

- シルバーハウジングについて、生活援助員を派遣し、安心して暮らせるよう取り組んでいきます。
- シルバーハウジングについて、事業開始当初と比べて、高齢者施設や介護サービスが整備されているため、今後の必要性について検討していきます。
- バリアフリー化された市営住宅 413 戸を令和 7（2025）年度に竣工の予定となっています。

(2) 有料老人ホーム等の立入検査

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度から虐待対応を除く立入検査が見送りとなっていましたが、令和5（2023）年度から実施しています。
- 有料老人ホームの設置届や虐待通報等の増加に伴い、立入検査施設数も増加しています。

今後の取組内容

- 高齢者虐待の防止につなげ、高齢者が安心して住み続けられるよう、有料老人ホーム等立入検査において、健全な施設の設置や運営の指導等を継続して実施していきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
有料老人ホーム等立入検査数（件）	0	1	4	5	6	7

(3) 大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度に基づく民間賃貸住宅情報の提供

現状と課題

- 大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度に基づく民間賃貸住宅情報の提供を行っています。

今後の取組内容

- 民間賃貸住宅に入居を希望する高齢者世帯等が円滑に入居できるよう、大阪府において実施されている「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」について情報提供を行います。

(4) 高齢者向け住宅の情報提供

現状と課題

- 大阪府からの情報提供等により、市内サービス付き高齢者向け住宅の整備状況を把握し、入居希望者に市内登録状況一覧やサービス付き高齢者向け住宅情報提供システム等の情報提供を行っています。

今後の取組内容

- 大阪府からの情報提供等により、市内の整備状況を定期的に把握するとともに、希望者へサービス付き高齢者向け住宅等の門真市内登録状況一覧やサービス付き高齢者向け住宅情報提供システム等による情報提供を行うことで、高齢者の必要な住まいの確保に努めていきます。

基本施策3 安全・安心のまちづくりの推進

(1) 安全・安心なまちづくりの充実

現状と課題

- 自治会管理の防犯カメラはリース更新時期に合わせ、門真市への管理に変更しています。
- 「門真市第6次総合計画」の令和5年度実施計画に基づき、安全安心なまちの実現に向けて新規の防犯カメラ50台を設置しています。

今後の取組内容

- 市・市民・警察・防犯協議会等と連携し、小学校区内で防犯キャンペーンや全国地域安全運動の防犯啓発等を引き続き実施していきます。
- 自治会で過去に設置されている防犯カメラについて点検を行うとともに、令和4年3月策定の門真市防犯カメラ設置事業基本方針に基づき、自治会からの要望を基に警察と協議し、設置していきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
防犯カメラ設置新規台数 (台)	38	50	50	50	50	50
防犯カメラ延べ台数(台)	414	464	514	564	614	664

(2) 消費者被害の防止と対応

現状と課題

- より複雑・巧妙化する特殊詐欺や悪質商法の被害の防止のため、自治会や福祉関係事業所等に消費生活相談員が出向き、消費者被害のトラブル事例等について出前講座を実施しています。
- 特殊詐欺等の被害を防止するため、電話の会話内容について録音をする、特殊詐欺等被害防止機器の無償貸与を継続して行っています。
- 門真市消費者安全確保地域協議会の構成員として、高齢者等の見守りを行っている郵便局、信用金庫、民間事業者が新たに参入しています。
- 門真市消費者安全確保地域協議会において、見守りの際のポイントや関係機関や消費生活センターにつなぐ際の流れ等をまとめた「見守り対応マニュアル」を作成しています。
- 特許詐欺被害件数が増加傾向にあり、被害未然防止のため、警察と連携する必要があります。

今後の取組内容

- 門真市消費者安全確保地域協議会において高齢者、障がい者等の消費被害を防止するため、新たな手法や視点での連携や取組を検討していきます。
- 特殊詐欺や悪質商法の被害の防止のため、出前講座の周知に努めていきます。
- 特殊詐欺や悪質商法等の電話の会話内容について録音をする、特殊詐欺等被害防止機器の無償貸与を継続して実施することにより、被害の未然防止につなげていきます。
- 消費生活相談総件数のうち、高齢者の相談割合が高く、また、インターネット通販の相談件数も増加傾向にあるため、被害未然のための周知・啓発に取り組んでいきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特殊詐欺等被害防止機器貸与数(台) 延べ台数	262	320	370	420	470	520
出前講座開催回数(回)	7	13	13	15	15	15

基本施策 4 災害や感染症対策に係る体制整備

(1) 防災知識の普及と災害時シミュレーションの実施

現状と課題

- ・ 守口市門真市消防組合、門真市消防団等と連携し、自治会等の行事を活用して、災害に関する知識の普及のため、防災講話や防災用品等の紹介等を行っています。
- ・ 南海トラフ地震が発生し、門真市内においても震度6強を観測したとの想定で門真市総合防災訓練を実施しています。
- ・ 市内に限らず全国的に消防団員の高齢化と退団による団員数が減少していることから新規消防団員の普及活動が課題となっています。

今後の取組内容

- ・ 自治会をはじめとする自主防災組織等からの防災講話等の要望に応えられるよう、より一層体制を整えるとともに、守口市門真市消防組合、門真市消防団とのさらなる連携を進め、市民及び地域社会における防災意識の醸成に努めていきます。
- ・ 守口市門真市消防組合、門真市消防団等と連携し、自治会等の行事を活用して、災害に関する知識の普及のため、防災講話や防災用品等の紹介等を引き続き行っていきます。
- ・ 災害時を想定した訓練等により、平時からいざというときの行動を想定した対応が図られるよう、市民向けの啓発活動に取り組んでいきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
防災講話の開催回数（回）	8	8	10	10	10	10

(2) 避難行動要支援者に対する支援体制の構築

現状と課題

- ・ 災害対策基本法の改正に伴い、市町村に作成が義務付けられた避難行動要支援者の名簿のデータを更新しています。
- ・ 高齢化が進む一方、その支援者となる方が減少していくことが想定され、現在は一定の年齢を基準として避難行動要支援者とみなしていますが、高齢であっても支援者側となりうる方も多く、基準となる年齢の引き上げ等の検討が課題となっています。

今後の取組内容

- ・ 避難行動要支援者名簿を活用した避難行動支援の実施体制、実施手順、名簿の保管方法、安否確認の方法等の方策について引き続き検討を進めていきます。
- ・ 関係各課との連携を密にしながら、引き続き、避難行動要支援者名簿の活用について検討を進めていきます。
- ・ 避難行動要支援者マニュアルを必要に応じ改訂し、市民への周知を図っていきます。
- ・ 避難行動要支援者を支える支援者が減少していることから、支援者の確保に努めるとともに、避難行動要支援者の基準となる年齢の引き上げ等について、検討していきます。

(3) 要配慮者の福祉避難所の確保

現状と課題

- 災害時に避難所で避難生活を送ることが困難な要配慮者が避難生活を送るための二次的な避難所として、社会福祉法人と災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定による福祉避難所の指定について検討を行い、10箇所福祉避難所を確保しています。
- 福祉避難所の増設を図る必要があるものの、市内に適切な施設等が存在しないことが課題となっています。

今後の取組内容

- 社会福祉法人と災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定を締結し、引き続き、災害時に避難所で避難生活を送ることが困難な要配慮者の二次的な避難所として、福祉避難所の確保に努めていきます。

(4) 継続的なサービス提供体制

現状と課題

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、介護施設等は業務継続計画（BCP）の策定、定期的な研修、訓練の実施等が必要です。

今後の取組内容

- 感染症や災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供される体制が整っていることが重要なため、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等に基づき、体制の構築等に努めていきます。

基本目標 6 総合的な推進体制の充実

基本施策 1 地域支援体制の充実

(1) 地域ケア会議の推進

現状と課題

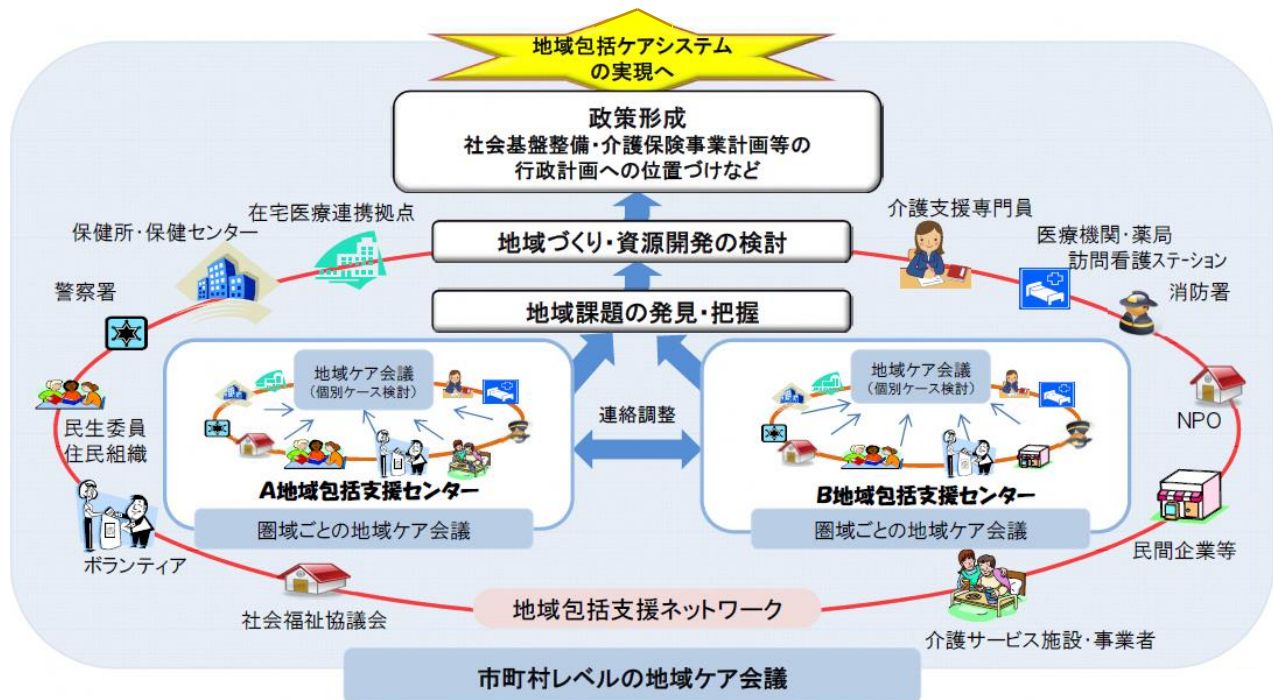
- 個別地域ケア会議にて検討するケース数が少なかったため、地域ケア会議の重要性や役割等を再認識できるように研修会を開催しました。
- 圏域の介護支援専門員の日頃の困りごとや知りたいことについて、国の方向性等を踏まえ、テーマを選定し、圏域ケア会議で研修会を開催しました。
- 介護予防ケアマネジメント検討会議（通所型サービスCカンファレンス）に参加する地域包括支援センター職員や介護支援専門員の、利用者が元気になるという成功体験を通して、自立支援・重度化防止のさらなる推進に取り組みました。

今後の取組内容

- 個別ケースの地域ケア会議から出てくる課題を蓄積の上、市での取り組みが必要な課題について、日常生活圏域での地域ケア会議で検討していきます。
- 介護予防ケアマネジメントにおいて、自立支援・重度化防止の取組をさらに推進するため、リハビリ専門職同行訪問の対象者を拡大していきます。
- 介護予防地域ケア会議において、通所型サービスC利用者の現状などから市域の課題を抽出し、自立支援・重度化防止に資する施策を検討していきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議（個別） （件）	17	15	37	39	41	43
地域ケア会議（圏域） （件）	5	6	9	10	11	12

地域ケア会議の活用による地域包括ケアの推進



(2) ボランティア・NPO団体等のネットワークづくりの推進

現状と課題

- 市民公益活動支援センターにおいて、地域団体、NPO法人、企業や大学とのマッチングやコーディネートを行い、各種団体のネットワークの構築を進め、新たな事業に取り組んでいます。一方で各団体はそれぞれの設置目的があるため、領域を超えた他団体との協力体制の構築に障壁になっている事業もあります。

今後の取組内容

- 市民公益活動支援センターと連携し、地域団体、NPO法人、企業、大学や地域会議等の領域を超えた幅広いネットワークの構築を図るため、マッチングやコーディネートを行うとともに、ネットワークの構築を進め、協働・共創のまちづくりを一層推進していきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民公益活動支援センターでのマッチング数（件）	15	15	15	20	20	20

(3) 地域支え合いの推進

現状と課題

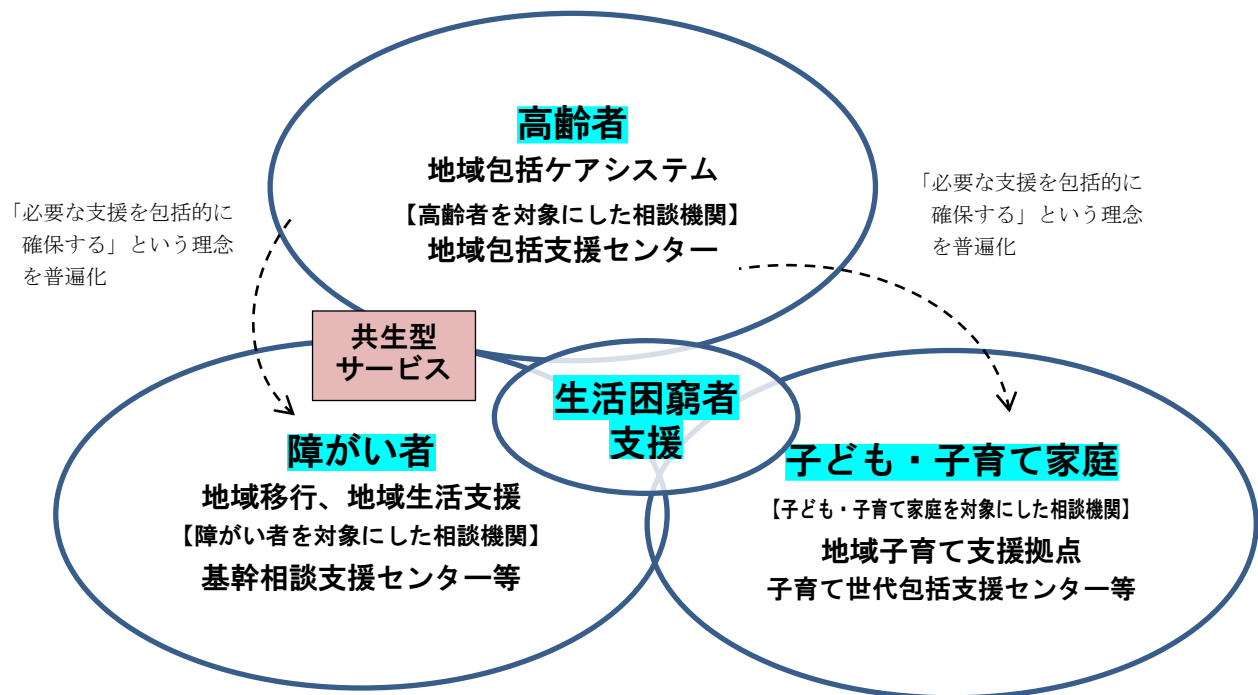
- 地域包括支援センターが主体となり、民生委員・児童委員、校区福祉委員、自治会等との連携を図り、支援の必要な高齢者を早期に把握し、早期の支援に努めています。
- 民生委員・児童委員、校区福祉委員、自治会等地域のキーパーソンになる方が参加する、地域ケア会議を開催するとともに、ネットワーク構築や資源の開発等を行い、高齢者の見守りの強化を図っています。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2（2020）年度から令和3（2021）年度までの期間は自治会の活動が休止状態となり、自治会を退会する方も増加傾向となっていました。令和4（2022）年度からは、ふるさと門真まつりや校区門真まつり、地域活性化まちづくり推進事業等を開催することができ、徐々に住民相互の交流も回復しつつあります。また、令和4（2022）年度には、全中学校区で地域会議が設立され、地域の見守りや、世代間交流の事業が行われ、地域の活性化を図りました。

今後の取組内容

- 地域包括支援センターと民生委員・児童委員、校区福祉委員、自治会等との連携を図り、支援の必要な高齢者の早期把握・早期支援に努めていきます。
- 民生委員・児童委員の活動として、独居高齢者宅への訪問や安否確認等の見守り活動、地域包括支援センターとの研修会や意見交換等を、今後も引き続き実施していきます。
- 高齢者の見守り協定締結先を増やし、行政だけでは十分に支援できない部分について、民間企業の力を借りて、地域全体の見守りの体制を整備していきます。
- 自治会を中心に、小学校区での地域活性化まちづくり推進事業や校区でのまつりを推進することで、人と人のつながりや地域連携を強化していきます。また、全中学校区で地域会議が設立したことにより、地域の見守り活動や住民相互の交流等、地域課題解決に取り組んでいきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議（圏域）（件）	—	10	11	15	15	15
校区門真まつり（件）	0	3	7	7	7	7
地域活性化まちづくり推進事業（件）	1	9	13	15	15	15

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

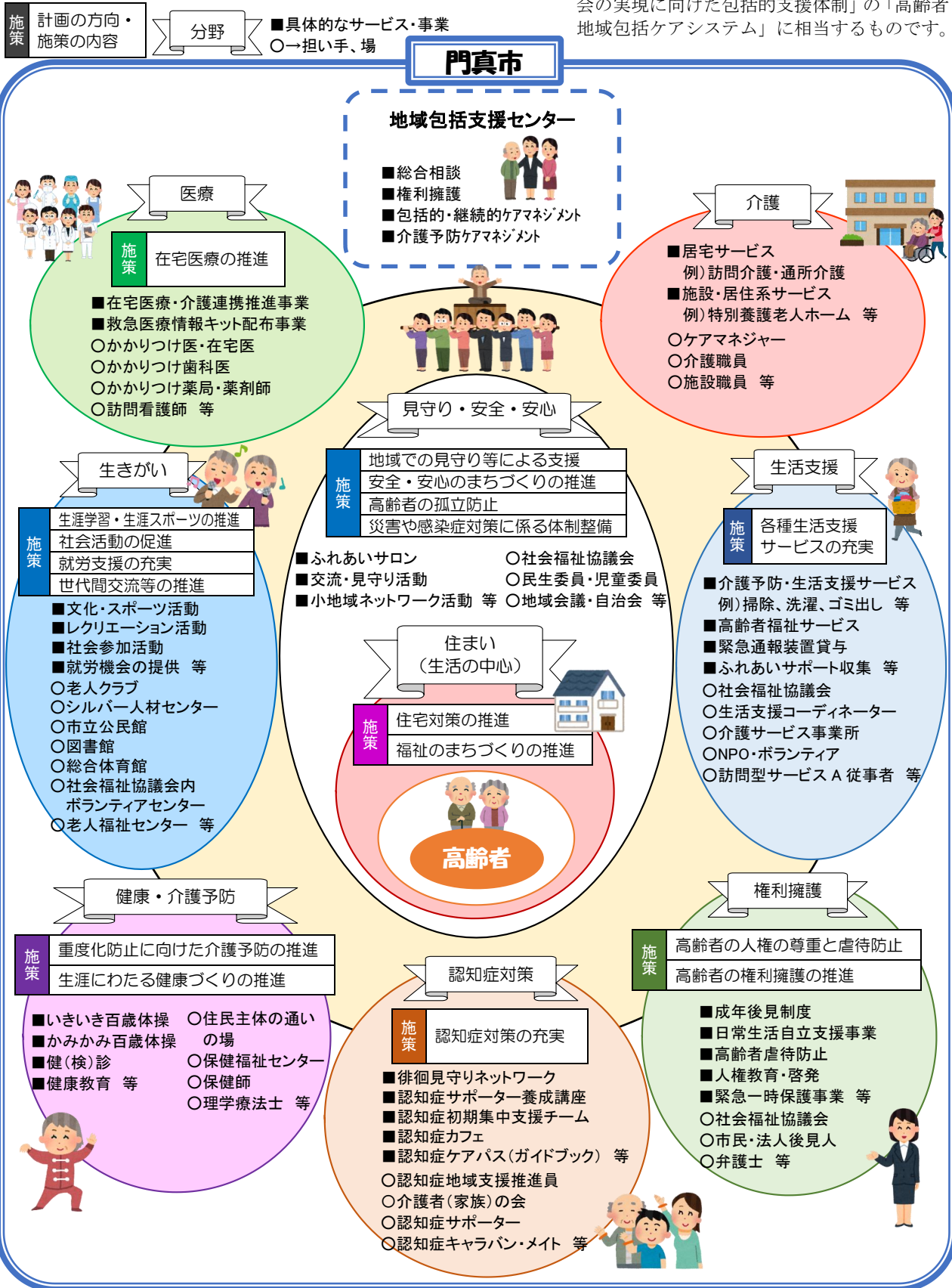


土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

門真市版地域包括ケアシステム[イメージ]

※門真市版地域包括ケアシステムは「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」の「高齢者地域包括ケアシステム」に相当するものです。



基本施策２ 情報提供の充実

（１）高齢者保健福祉施策の周知と利用意識の啓発

現状と課題

- 高齢者に関する様々なサービスや情報提供を、広報紙や市ホームページ、公共施設でリーフレット配架するとともに、老人クラブや民生委員・児童委員、校区福祉委員、地域包括支援センター等にも協力を要請し周知を行っています。
- 市ホームページにおいて、情報を適時更新し、最新情報を掲載するように努めています。

今後の取組内容

- 老人クラブや民生委員・児童委員、校区福祉委員、地域包括支援センター等にも協力を要請し、行事や交流の場での啓発や周知に努め、市民が身近に情報を手に入れることができる体制づくりを進めていきます。
- 高齢者に関する様々な情報・サービスを高齢者が適切に利用するために、広報紙や市ホームページ、市公共施設窓口でのリーフレットの配架等により周知していきます。また、外国人高齢者への周知についても検討していきます。
- 広報紙や公共施設でのリーフレット配架や老人クラブや民生委員・児童委員、校区福祉委員、地域包括支援センター等にも協力を要請し周知を行っていきます。
- くすのき広域連合の解散に伴い、介護保険事業においても市ホームページに掲載を行うため、多くの情報量を見やすく表示するように工夫を行っていきます。
- 市ホームページ等を活用し、様々な情報を適時提供できるよう努めていきます。

(2) 外国人や障がいのある高齢者への情報提供

現状と課題

- 日本語の理解が十分ではない外国人に対しては、ポケット型音声翻訳機を活用しています。
- 聴覚障がいのある人に対して、認定調査時に手話通訳者が同席しています。
- 聴覚障がいのある人の意思疎通の支援のため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣や遠隔での手話通訳の実施を令和3（2021）年6月から実施し、聴覚に障がいのある人の情報保障に努めています。また、意思疎通支援を担う人材育成を図るため、手話奉仕員養成講座・要約筆記講座を行っています。
- 手話レベルアップ講座を定期的に実施し、社会福祉協議会等との連携も継続して行っています。

今後の取組内容

- 相談や介護サービスの利用の際に、外国人が理解できるようにポケット型音声翻訳機を引き続き活用していきます。
- 引き続き、障がいのある高齢者に声の広報紙の発行等の地域生活支援事業による支援を行い、障がいのある高齢者が情報の入手を容易にできるように努めていきます。
- 聴覚障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣、遠隔手話通訳の活用により、障がいのある人のコミュニケーションを支援していきます。また、聴覚に障がいのある人との意思疎通の支援をするため、手話奉仕員養成講座・要約筆記講座や登録手話通訳者を増やすための手話レベルアップ講座を定期的に実施し、社会福祉協議会等と連携しながら、意思疎通支援を担う人材の育成を図っていきます。
- 視覚障がいのある人への情報伝達手段として、点字広報・声の広報・広報紙拡大版を作成し、引き続き発行していきます。

基本目標 7 安定的な介護保険事業の実施

基本施策 1 安心できる介護保険サービスの提供

(1) 居宅サービスの充実

今後の取組内容

- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活をしていくことができるよう、地域の実情に応じた共生型サービスを含めた在宅サービスの推進を支援し、必要なサービスが確保されるよう努めていきます。

【居宅サービスの整備計画】

特定施設入居者生活介護

	第8期実績値		第9期計画値		2040年計画値	
	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数
第1圏域						
第2圏域						
第3圏域	80	1	80	1	80	1
第4圏域	99	2	99	2	99	2
第5圏域						
合計	179	3	179	3	179	3

特定施設入居者生活介護の指定を受けていない居住系サービス

	定員
有料老人ホーム	853
サービス付き高齢者向け住宅	601

(2) 地域密着型サービスの充実

今後の取組内容

- 重度の要介護者、認知症の人、単身高齢者等の在宅生活を支え、地域全体でサービスの過不足が生じないように、日常生活圏域ごとに基盤整備の必要性を検討していきます。

【地域密着型サービスの整備計画】

地域密着型通所介護

	第8期実績値	第9期計画値	2040年計画値
	事業所数	事業所数	事業所数
第1圏域	2	2	2
第2圏域	5	5	5
第3圏域	3	3	3
第4圏域	9	9	9
第5圏域	1	1	1
合計	20	20	20

小規模多機能型居宅介護

	第8期実績値		第9期計画値		2040年計画値	
	登録者数	事業所数	登録者数	事業所数	登録者数	事業所数
第1圏域						
第2圏域	25	1	25	1	25	1
第3圏域	25	1	25	1	25	1
第4圏域	25	1	25	1	25	1
第5圏域						
合計	75	3	75	3	75	3

認知症対応型通所介護

	第8期実績値		第9期計画値		2040年計画値	
	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数
第1圏域						
第2圏域						
第3圏域	9	1	9	1	9	1
第4圏域	3	1	3	1	3	1
第5圏域						
合計	12	2	12	2	12	2

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

	第8期実績値	第9期計画値	2040年計画値
	事業所数	事業所数	事業所数
第1圏域			
第2圏域			
第3圏域			
第4圏域	1	1	1
第5圏域	1	1	1
合計	2	2	2

認知症対応型共同生活介護

	第8期実績値		第9期計画値		2040年計画値	
	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数
第1圏域						
第2圏域	36	2	36	2	36	2
第3圏域						
第4圏域	18	2	18	2	18	2
第5圏域	63	3	63	3	63	3
合計	117	7	117	7	117	7

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

	第8期実績値		第9期計画値		2040年計画値	
	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数
第1圏域	29	1	29	1	29	1
第2圏域						
第3圏域						
第4圏域	29	1	29	1	29	1
第5圏域						
合計	58	2	58	2	58	2

(3) 施設サービスの充実

今後の取組内容

- 入所待機者の状況や自立支援・重度化防止（介護予防）による要介護認定者数の推移等を勘案して、中長期的な視点に立った施設サービスの推計必要量を見込み、地域密着型を含めた介護老人福祉施設や特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護等の施設について、整備の検討を行っていきます。

【施設サービスの整備計画】

介護老人福祉施設

	第8期実績値		第9期計画値		2040年計画値	
	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数
第1圏域	50	1	50	1	50	1
第2圏域	130	2	130	2	130	2
第3圏域	50	1	50	1	50	1
第4圏域	160	2	160	2	160	2
第5圏域	60	1	60	1	60	1
合計	450	7	450	7	450	7

介護老人保健施設

	第8期実績値		第9期計画値		2040年計画値	
	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数
第1圏域						
第2圏域	120	1	120	1	120	1
第3圏域						
第4圏域	180	2	180	2	180	2
第5圏域						
合計	300	3	300	3	300	3

介護医療院

	第8期実績値		第9期計画値		2040年計画値	
	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数
第1圏域						
第2圏域	100	1	100	1	100	1
第3圏域						
第4圏域						
第5圏域						
合計	100	1	100	1	100	1

基本施策 2 介護給付適正化に向けた取組の推進

(1) 介護給付等適正化に向けた取組みの推進

今後の取組内容

- 事業所における運営指導に加え、対象事業者等を集めた講習方式の集団指導を実施し、事業運営の適正化を図っていきます。
- 居宅介護支援事業者に対して、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針や自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントについての基本的な考え方を示すとともに、研修会の開催や地域ケア会議の活用等についての情報発信を行っていきます。

目標項目	第8期実績値			第9期目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプラン点検数（件数）	89	57	77	100	100	100
市指定事業所の運営指導数（件数）	2	9	17	18	18	18

(2) 認定調査体制の充実

今後の取組内容

- 調査票のチェックを実施することにより、随時、認定調査員への指導を行い、客観的かつ正確な資料に基づく適正な認定に向けて取り組んでいきます。

(3) 介護認定審査体制の充実

今後の取組内容

- 全国一律の基準に基づいた要介護認定を行うため、国で定められた手順に従い介護認定審査会を開催し、公正かつ的確な要支援・要介護認定を実施していきます。

基本施策 3 介護サービスの質の向上

(1) サービス提供事業所への指導・助言

今後の取組内容

- 介護給付等対象サービスの質を確保するため、効率的かつ効果的な指導や監査を行います。
- 指導や監査にあたっては、介護給付等対象サービスの取扱いや介護報酬の請求等に関する事項について周知するとともに、指定基準等に照らし、改善が必要であれば適切な指導や助言を行っていきます。

(2) 介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援

今後の取組内容

- 居宅介護支援事業所を対象に、利用者に寄り添った適切なサービスの提供につながるプランとなるようケアプランの点検を行い、介護保険サービスやケアマネジメント等の質の向上を図っていきます。
- 利用者が効率的、効果的な支援を受けるために、保険者と介護支援専門員の意思疎通を図ることを目的とし、利用者に寄り添った内容のプランができているか、そのためのプロセスができているか等の点検を介護支援専門員と協働で行っていきます。

基本施策 4 介護人材の確保・業務効率化の取組の強化

(1) 介護人材の確保・定着支援

今後の取組内容

- 「大阪府介護・福祉人材確保戦略 2023」を踏まえ、大阪福祉人材支援センターや門真市介護保険サービス事業者連絡会等の関係機関と連携し、介護人材の確保に取り組んでいきます。

(2) 業務効率化の取組の強化

今後の取組内容

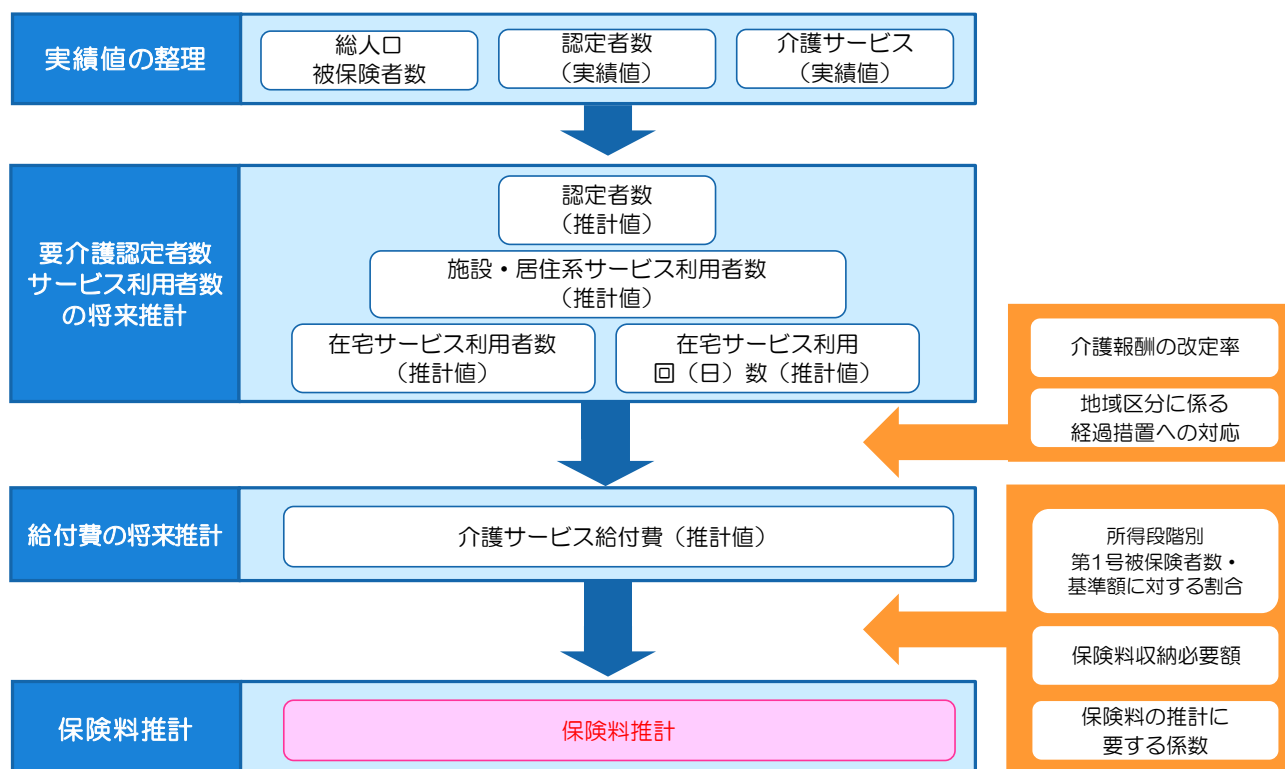
- 介護ロボットやICTの活用による業務効率化、元気高齢者を含めた介護人材の確保・定着、介護という仕事の魅力発信等、介護現場のイメージ刷新に努めていきます。
- 文書負担軽減や各種申請様式・添付書類の簡素化等、業務効率化に向けて国、大阪府、関係団体等と連携して取組を進めていきます。

第5章 介護保険事業計画における介護サービス量等の見込み

1. 介護保険料基準額の推計手順

第8期計画期間（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）における被保険者数、認定者数、サービス利用者数、給付費等の実績と令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの高齢者の人口動態等を勘案して推計を行い、次に介護保険料の算定にあたっての諸係数等を勘案しながら第1号被保険者の介護保険料基準額を設定する流れとなっています。

介護保険料基準額の推計手順



2. 介護保険施設等の整備方針

1 国及び大阪府の介護保険施設等整備方針

国及び大阪府の整備方針に則して門真市における施設等の整備方針を検討します。

国

介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・ 中長期的なサービス需要の見込みについて、サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

大阪府

高齢者の居住安定に係る施策との連携

- ・ 高齢者向け住まいの確保を図るに当たり、地域の人口動態、医療・介護ニーズ及び高齢者の住まいに関するニーズを分析するとともに、住宅政策を所管する部局等と連携して、当該ニーズに対し、既存の施設やサービス基盤を組み合わせつつ、計画的に対応していく必要がある。
- ・ 公営住宅その他の高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームに関する供給目標等について、必要に応じて住宅政策を所管する部局や大阪府等と連携を図りながら定めることが重要である。
- ・ 居住支援協議会等の場も活用し、関係部署や、居住支援法人、不動産団体、社会福祉法人、NPO等の関係団体が連携し、住まい支援の総合的な窓口を構築するなど、住まいの確保と生活の一体的な支援体制を整備しつつ、生活に困難を抱えた高齢者等の居住の確保を図ることが重要である。
- ・ その他の施設の整備について、以下のとおり努めるものとする。

①養護老人ホーム

- ・ 施設の改築を優先的に推進することとし、新設や増設については、施設や市町村の実情等を勘案し、必要に応じ整備するよう努めるものとする。

②軽費老人ホーム

- ・ 老朽化した施設の建替え（経過的軽費老人ホームからの移行）を優先して推進することとし、必要に応じ整備するよう努めるものとする。

2 本市における介護保険施設等の整備の方向性

地域包括ケアシステムの基本理念では、高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まいを中心に、医療・介護・予防及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制の構築に努めることとしています。

本市においても、住み慣れた地域において安心して暮らし続けることができるよう、在宅生活の継続が難しい人や認知症高齢者、または病床の機能分化による新たな受け皿として、そして、介護離職ゼロに向けての取り組みとして中長期的な施設サービス及び居住系サービスの必要定員数を見込みました。

第9期計画期間中における新たな整備計画はありません。

3. 利用者数等の推計

第1号被保険者数の将来推計及び要支援・要介護認定者数の将来推計を基礎として、各サービスの給付状況を考慮して利用者数等を推計しました。

1 介護予防サービスの1月あたり利用者数・利用日数回数の推計

		第9期			第14期
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	(人/月)	2	2	2	2
	(回/月)	3	5	5	6
介護予防訪問看護	(人/月)	73	76	79	69
	(回/月)	591	613	634	549
介護予防訪問リハビリテーション	(人/月)	17	17	18	17
	(回/月)	197	204	210	200
介護予防居宅療養管理指導	(人/月)	30	31	32	29
介護予防通所リハビリテーション	(人/月)	71	78	85	73
介護予防短期入所生活介護	(人/月)	1	1	1	1
	(日/月)	4	8	9	8
介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	(人/月)	2	2	2	2
	(日/月)	9	9	10	10
介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	(人/月)	0	0	0	0
	(日/月)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	(人/月)	0	0	0	0
	(日/月)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	(人/月)	671	695	718	623
特定介護予防 福祉用具購入	(人/月)	11	11	11	10
介護予防住宅改修	(人/月)	15	16	16	14
介護予防 特定施設入居者生活介護	(人/月)	15	15	15	13
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防 認知症対応型通所介護	(人/月)	0	0	0	0
	(回/月)	0	0	0	0
介護予防 小規模多機能型居宅介護	(人/月)	2	2	2	2
介護予防 認知症対応型共同生活介護	(人/月)	0	0	0	0
(3) 介護予防支援					
介護予防支援	(人/月)	689	713	737	639

2 介護サービスの1月あたり利用者数・利用日数回数の推計

		第9期			第14期
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 居宅サービス					
訪問介護	(人/月)	2,489	2,562	2,630	2,522
	(回/月)	99,749	103,239	106,685	105,460
訪問入浴介護	(人/月)	76	79	82	81
	(回/月)	411	425	440	439
訪問看護	(人/月)	963	995	1,029	995
	(回/月)	10,217	10,565	10,914	10,603
訪問リハビリテーション	(人/月)	131	134	139	135
	(回/月)	1,655	1,707	1,771	1,719
居宅療養管理指導	(人/月)	1,392	1,440	1,485	1,456
通所介護	(人/月)	1,815	1,874	1,930	1,833
	(回/月)	18,784	19,412	20,017	19,110
通所リハビリテーション	(人/月)	343	354	363	344
	(回/月)	2,906	3,001	3,096	2,932
短期入所生活介護	(人/月)	216	225	230	225
	(日/月)	3,155	3,264	3,368	3,324
短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	(人/月)	19	22	23	23
	(日/月)	141	146	149	192
短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	(人/月)	0	0	0	0
	(日/月)	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	(人/月)	0	0	0	0
	(日/月)	0	0	0	0
福祉用具貸与	(人/月)	3,428	3,542	3,648	3,508
特定福祉用具購入	(人/月)	38	39	41	40
住宅改修	(人/月)	28	27	29	28
特定施設入居者生活介護	(人/月)	145	149	154	149

		第9期			第14期
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	(人/月)	27	25	25	23
夜間対応型訪問介護	(人/月)	0	0	0	0
	(回/月)				
地域密着型通所介護	(人/月)	602	622	640	602
	(回/月)	5,417	5,601	5,770	5,450
認知症対応型通所介護	(人/月)	10	10	11	11
	(回/月)	181	177	186	186
小規模多機能型居宅介護	(人/月)	35	36	38	38
認知症対応型共同生活介護	(人/月)	102	105	109	107
地域密着型 特定施設入居者生活介護	(人/月)	1	1	1	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	(人/月)	53	54	54	57
看護小規模多機能型居宅介護	(人/月)	1	1	1	3
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	(人/月)	419	432	443	458
介護老人保健施設	(人/月)	261	268	277	293
介護医療院	(人/月)	18	18	18	25
介護療養型医療施設	(人/月)				
(4) 居宅介護支援					
居宅介護支援	(人/月)	4,324	4,471	4,613	4,389

4. 給付費の推計

利用者数とサービス量の推計に基づいて予防給付費・介護給付費を算出すると、以下のとおりとなります。

1 予防給付費（介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス等）

単位：千円

	第9期			第14期
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	196	203	210	245
介護予防訪問看護	27,737	28,773	29,711	25,664
介護予防訪問リハビリテーション	7,092	7,348	7,590	7,199
介護予防居宅療養管理指導	4,566	4,727	4,876	4,417
介護予防通所リハビリテーション	33,291	34,471	35,609	30,894
介護予防短期入所生活介護	422	436	452	442
介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	68	70	73	71
介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0	0
介護予防 福祉用具貸与	42,856	44,396	45,866	39,908
特定介護予防 福祉用具購入	3,648	3,776	3,904	3,549
介護予防住宅改修	16,465	17,058	17,572	15,359
介護予防 特定施設入居者生活介護	16,641	17,240	17,817	12,325
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防 認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防 小規模多機能型居宅介護	1,797	1,861	1,923	1,923
介護予防 認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(3) 介護予防支援				
介護予防支援	43,506	45,077	46,594	40,389
合計	198,285	205,436	212,197	182,385

2 介護給付費（居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等）

単位：千円

	第9期			第14期
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 居宅サービス				
訪問介護	3,398,623	3,520,953	3,637,029	3,588,175
訪問入浴介護	68,528	70,996	73,321	73,062
訪問看護	532,185	551,279	569,594	554,244
訪問リハビリテーション	63,730	65,834	68,279	66,249
居宅療養管理指導	299,502	310,455	320,420	315,494
通所介護	1,827,377	1,893,210	1,955,820	1,881,882
通所リハビリテーション	317,567	328,906	339,701	324,777
短期入所生活介護	360,737	373,635	386,018	381,859
短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	12,868	13,340	13,669	17,442
短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0	0
福祉用具貸与	561,847	582,115	601,179	586,257
特定福祉用具購入	14,229	14,591	15,389	15,056
住宅改修	28,007	29,016	29,983	28,949
特定施設入居者生活介護	387,091	401,033	414,267	401,495

単位:千円

	第9期			第14期
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	66,919	69,315	71,609	68,279
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	475,087	492,159	508,356	484,952
認知症対応型通所介護	17,020	17,635	18,220	18,321
小規模多機能型居宅介護	107,823	111,982	115,662	115,662
認知症対応型共同生活介護	356,565	369,407	381,598	375,927
地域密着型 特定施設入居者生活介護	353	365	377	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	203,108	210,423	217,367	225,866
看護小規模多機能型居宅介護	5,938	6,152	6,355	18,451
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	1,453,286	1,505,628	1,555,314	1,597,720
介護老人保健施設	1,003,170	1,039,301	1,073,598	1,140,968
介護医療院	86,669	89,791	92,754	127,096
(4) 居宅介護支援				
居宅介護支援	873,299	904,982	934,736	894,007
合計	12,521,528	12,972,503	13,400,615	13,302,190

3 サービス給付費計

単位:千円

	第9期			第14期
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
在宅サービス	9,212,930	9,544,751	9,859,720	9,603,178
居住系サービス	760,650	788,045	814,059	789,747
施設サービス	2,746,233	2,845,143	2,939,033	3,091,650
合計	12,719,813	13,177,939	13,612,812	13,484,575

5. 地域支援事業の推計

第1号被保険者数の将来推計及び要支援・要介護認定者数の将来推計、各事業の利用状況をもとに、地域支援事業の利用者数や事業費を推計しました。

1 訪問型サービス、通所型サービスの利用者数の推計

単位: 人/月

		第9期			第14期
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
訪問型サービス					
	訪問介護相当サービス	8	8	8	7
	訪問型サービスA	143	143	143	123
通所型サービス					
	通所介護相当サービス	3	3	3	3
	通所型サービスA	284	285	285	245

2 介護予防・日常生活支援総合事業費

単位: 千円

		第9期			第14期
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
訪問型サービス					
	訪問介護相当サービス	9,292	9,627	9,944	9,345
	訪問型サービスA	32,139	33,297	34,395	32,320
通所型サービス					
	通所介護相当サービス	39,463	40,884	42,234	39,686
	通所型サービスA	64,528	66,852	69,058	64,892
	通所型サービスB	500	517	534	502
	通所型サービスC	14,076	14,540	15,020	14,114
介護予防ケアマネジメント		29,167	30,217	31,214	29,332
介護予防把握事業		38,364	39,630	40,938	38,468
上記以外の介護予防・日常生活 総合事業		1,299	1,341	1,386	1,303

3 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

単位：千円

	第9期			第14期
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	129,640	129,640	129,640	121,819
任意事業	48,600	50,204	51,860	48,731

4 包括的支援事業（社会保障充実分）

単位：千円

	第9期			第14期
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
在宅医療・介護連携推進事業	4,502	4,651	4,804	4,514
生活支援体制整備事業	11,100	11,466	11,844	11,130
認知症初期集中支援推進事業	21,268	21,970	22,695	21,326
認知症地域支援・ケア向上事業	148	153	158	149
地域ケア会議推進事業	1,712	1,768	1,827	1,716

5 地域支援事業費計

単位：千円

	第9期			第14期
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防・日常生活支援総合事業費	228,827	236,905	244,723	229,962
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	178,240	179,843	181,500	170,550
包括的支援事業(社会保障充実分)	38,730	40,008	41,328	38,835
地域支援事業費 合計	445,796	456,756	467,551	439,347

6. 総事業費見込額

介護保険サービスにかかる総費用および、地域支援事業の総費用は以下のとおりです。

単位:千円

		第9期	第9期			第14期
		合計	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
	総給付費	39,510,564	12,719,813	13,177,939	13,612,812	13,484,575
	特定入所者介護サービス費等給付額	654,407	214,630	218,476	221,301	205,256
	高額介護サービス費等給付額	1,085,713	356,088	362,468	367,157	340,536
	高額医療合算介護サービス費等給付額	138,681	45,484	46,299	46,898	43,498
	算定対象審査支払手数料	34,094	11,198	11,374	11,522	10,856
	標準給付費見込額(上記の合計)	41,423,459	13,347,213	13,816,557	14,259,689	14,084,721

単位:千円

		第9期	第9期			第14期
		合計	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
	介護予防・日常生活支援総合事業費	710,455	228,827	236,905	244,723	229,962
	包括的支援事業(地域包括支援センター の運営)及び任意事業費	539,583	178,240	179,843	181,500	170,550
	包括的支援事業(社会保障充実分)	120,066	38,730	40,008	41,328	38,835
	地域支援事業費(上記の合計)	1,370,104	445,796	456,756	467,551	439,347

7. 介護保険料算定に必要な諸係数

1 第1号被保険者が負担する割合

保険給付及び地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の財源は、50%が公費負担、残りの50%が介護保険料により負担されます。第1号被保険者と第2号被保険者の介護保険料の負担割合は、全国規模での被保険者数の人数比率に基づき、3年ごとに定められます。

第9期計画期間において、第1号被保険者の負担割合は第8期計画期間と同様の23.0%となる見込みです。

また、市町村特別給付費等は100%を第1号被保険者の保険料によってまかなうこととされています。

介護保険事業の財源構成

			保険給付		地域支援事業		市町村 特別給付費等
			居宅等	施設等	介護予防・日常生活 支援総合事業	包括的支援事業 ・任意事業	
公 費	国	公費	20.0%	15.0%	20.0%	38.50%	—
		財政調整交付金	5.0%※	5.0%※	5.0%※	—	—
	府		12.5%	17.5%	12.5%	19.25%	—
	市		12.5%	12.5%	12.5%	19.25%	—
保 険 料	第1号被保険者		23.0%		23.0%	23.00%	100.0%
	第2号被保険者		27.0%		27.0%	—	—

※ 上記の表は一般的な負担割合を用いています。

※ 財政調整交付金交付割合は各市町村により異なり、5%に満たない分は第1号被保険者の保険料収納必要額に上乗せされます。

2 財政調整交付金

国は、国の負担分のうち、全市町村の標準給付費の5%にあたる額を財政調整交付金として交付します。これは、市町村間の介護保険財政の格差を調整するために交付されるものであり、市町村の後期高齢者割合等により、5%未満または5%を超えて交付されます。

3 介護保険給付費準備基金

介護保険の保険者は、給付費が見込額を下回る場合には剰余金を「介護保険給付費準備基金（以下、「基金」とする）」に積み立て、給付費が見込額を上回る場合には前年度以前に積み立てられた基金から必要額を取り崩すなどにより、被保険者への安定した保険給付に努めています。

令和6年度時点においては取り崩すことのできる基金はありません。今後第9期計画において給付額が見込み額を下回った場合には、基金を積み立てます。

4 第9期計画期間における制度改正（国の主な方向性）

第9期計画においては、低所得者対策、制度の持続性及び公平性の観点などから、以下の制度改正が行われます。

（１）第1号被保険者が負担する保険料に関する見直し及び所係数について

介護保険制度の持続可能性を確保する観点から今後の介護給付費の増加を見据え、①標準段階の9段階から13段階への多段階化 ②高所得者の標準乗率の引上げ ③低所得者の標準乗率の引下げ等の対策を行い、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制が図られます。

（２）国の定める標準乗率、公費軽減割合等

国の定める標準段階数、標準乗率、公費軽減割合は以下のとおりとなりました。

段階数	1段階	2段階	3段階	...	9段階	10段階	11段階	12段階	13段階
標準乗率	0.455	0.685	0.69		1.7	1.9	2.1	2.3	2.4
公費軽減割合	0.17	0.2	0.005		-	-	-	-	-
最終乗率	0.285	0.485	0.685		1.7	1.9	2.1	2.3	2.4

（３）基準所得金額（第9期計画期間）

第9期計画期間における第1号被保険者が負担する保険料を決定するための基準所得金額については、第1号被保険者の所得分布調査の結果を踏まえ、以下のとおりとなりました。

- ・第6段階 と 第7段階を区分する基準所得金額 120 万円
- ・第7段階 と 第8段階を区分する基準所得金額 210 万円
- ・第8段階 と 第9段階を区分する基準所得金額 320 万円
- ・第9段階 と 第10段階を区分する基準所得金額 420 万円
- ・第10段階 と 第11段階を区分する基準所得金額 520 万円
- ・第11段階 と 第12段階を区分する基準所得金額 620 万円
- ・第12段階 と 第13段階を区分する基準所得金額 720 万円

（４）介護報酬の改定

令和6年度介護報酬改定に係る対応について

令和6年度予算案において令和6年度介護報酬改定率は+1.59%とされました。今回の改定では、介護職員の処遇改善分として+0.98%分が、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として+0.61%が措置されることとなります。このうち、介護職員の処遇改善分が令和6年6月施行となることを踏まえ、第9期計画期間における給付費見込み等を行う際には平均+1.54% $((1.59 \times 33 + 0.61 \times 2) \div 35)$ を反映し、給付費を見込むこととなっています。

第9期計画期間に向けた制度改正に係る対応について

多床室に関して、介護老人保健施設においては「その他型」及び「療養型」、介護医療院においては「Ⅱ型」については、新たに室料負担（月額8千円相当）が導入されることとなりました。この見直しによって、室料相当の給付費が減少する一方で、対象となる入所者のうち利用者負担第1～第3段階の者に対する「特定入所者介護サービス費等給付額」が増加することとなります。

5 予定保険料収納率

門真市の第9期計画期間においては、第8期計画期間における収納率の実績値を参考に、98.5%と設定します。

単位:千円

	第9期 合計	第9期			第14期
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
市町村特別給付費等	0	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	0				0
保険者機能強化推進交付金等の 交付見込額	50,000				0
予定保険料収納率	98.5%				98.5%
保険料収納必要額	9,379,901				3,834,948

8. 第1号被保険者の介護保険料

1 第1号被保険者負担相当額

第9期計画期間における標準給付費見込額と地域支援事業費の合計に第1号被保険者の負担割合（23.0%）を乗じた金額が第1号被保険者負担相当額となり、3年間で約98億円と見込まれます。

単位：千円

	第9期	第9期			第14期
	合計	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
標準給付費見込額	41,423,459	13,347,213	13,816,557	14,259,689	14,084,721
地域支援事業費	1,370,104	445,796	456,756	467,551	439,347
標準給付費見込額＋地域支援事業費	42,793,563	13,793,009	14,273,313	14,727,241	14,524,068
第1号被保険者負担分相当額（上記の23%）	9,842,519	3,172,392	3,282,862	3,387,265	3,340,536

2 第9期介護保険料の金額と賦課割合

（1）保険料段階の設定

くすのき広域連合においては、所得に応じた介護保険料となるよう国の標準段階よりも保険料段階を多段階化し、15段階としていました。本市の第9期計画においてもこの考え方を踏襲し、国の低所得者の負担軽減等の方向性を踏まえ、国の標準段階よりも多段階化し、17段階とします。

また、第8期計画期間では、公費を投入して市町村民税非課税世帯（第1段階から第3段階）を対象として、保険料の軽減を実施していました。第9期計画においては、国の低所得者の負担軽減等の方向性を踏まえ、第8期計画よりも軽減率を引き上げ、公費投入による軽減を実施します。なお、介護保険料の算定にあたっては、別枠公費投入による軽減額前の賦課割合を用いることとされています。

(2) 補正第1号被保険者数

年度ごとの各保険料段階における被保険者数を推計すると、以下のとおりとなります。

なお、介護保険料の基準額を算定する際には、実際の被保険者の人数ではなく、保険料段階ごとにばらつきのある賦課割合と人数を基準段階（第5段階）の被保険者数に置き換えた補正第1号被保険者数を用います。これは、上記表の各段階の人数にそれぞれの賦課割合を乗じ、足し合わせることによって算出するものです。これにより、第9期計画期間の3年間における補正第1号被保険者の合計は、90,703人と見込まれます。

各保険料段階における第1号被保険者数

保険料段階	第9期			合計	保険料率
	令和6年 (2024年)度	令和7年 (2025年)度	令和8年 (2026年)度		
第1段階	10,141人	10,009人	9,873人	30,023人	0.455
第2段階	4,109人	4,055人	4,000人	12,164人	0.685
第3段階	3,541人	3,494人	3,447人	10,482人	0.690
第4段階	3,099人	3,058人	3,017人	9,174人	0.900
第5段階	2,951人	2,912人	2,873人	8,736人	1.000
第6段階	3,751人	3,701人	3,651人	11,103人	1.200
第7段階	3,405人	3,361人	3,315人	10,081人	1.300
第8段階	1,679人	1,657人	1,634人	4,970人	1.500
第9段階	604人	596人	588人	1,788人	1.700
第10段階	274人	270人	267人	811人	1.900
第11段階	167人	165人	162人	494人	2.100
第12段階	125人	123人	121人	369人	2.300
第13段階	55人	54人	53人	162人	2.400
第14段階	39人	38人	38人	115人	2.500
第15段階	31人	31人	30人	92人	2.600
第16段階	41人	40人	40人	121人	2.700
第17段階	349人	344人	340人	1,033人	2.800
合計	34,361人	33,908人	33,449人	101,718人	

※ 第1段階から第3段階については、別枠公費投入前の賦課割合を示しています。

補正第1号被保険者数

補正第1号被保険者	令和6年 (2024年)度	令和7年 (2025年)度	令和8年 (2026年)度	合計
	30,642人	30,235人	29,826人	90,703人

3 保険料の算定の過程

標準給付見込み額・地域支援事業費（令和6年度～令和8年度）： 42,793,562,941 円-①

第1号被保険者負担分相当額（①×第1号被保険者負担割合 23%）（令和6年度～令和8年度）：
9,842,519,476 円

第1号被保険者負担分相当額：	9,842,519,476 円
＋) 調整交付金相当額：	2,106,695,695 円
－) 調整交付金見込額：	2,519,314,000 円
＋) 市町村特別給付費等：	0 円
－) 準備基金取崩額：	0 円
－) 財政安定化基金取崩による交付額：	0 円
－) 保険者機能強化推進交付金等の交付見込額：	50,000,000 円
＝) 保険料収納必要額：	9,379,901,171 円-②

保険料収納必要額を予定保険料収納率で補正した値（②÷98.5%）： 9,522,742,306 円

÷)

所得段階別加入割合補正後被保険者数（令和6年度～令和8年度）： 90,703 人

＝)

基準保険料額（年額）：	104,988 円
基準保険料額（月額）：	8,749 円

第9期介護保険料の保険料段階

保険料段階	対象者	保険料率	保険料 (年額)
第1段階	・ 本人が老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の方 ・ 生活保護受給者 ・ 世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額の合計額と前年の合計所得金額（課税年金に係る雑所得を除く）が 80 万円以下の方	基準額×0.285	29,921 円
		(軽減前) 基準額×0.455	(軽減前) 47,769 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額の合計額と前年の合計所得金額（課税年金に係る雑所得を除く）が 120 万円以下の方	基準額×0.485	50,919 円
		(軽減前) 基準額×0.685	(軽減前) 71,916 円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1、第2段階に該当しない方	基準額×0.685	71,916 円
		(軽減前) 基準額×0.69	(軽減前) 72,441 円
第4段階	被保険者本人が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額の合計額と前年の合計所得金額（課税年金に係る雑所得を除く）が 80 万円以下の方で、第1、第2、第3段階に該当しない方	基準額×0.9	94,489 円
第5段階	被保険者本人が市民税非課税で、第1、第2、第3、第4段階に該当しない方	基準額×1.0	104,988 円
第6段階	被保険者本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額×1.2	125,985 円
第7段階	被保険者本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	基準額×1.3	136,484 円
第8段階	被保険者本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	基準額×1.5	157,482 円
第9段階	被保険者本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 320 万円以上 410 万円未満の方	基準額×1.7	178,479 円
第10段階	被保険者本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 410 万円以上 500 万円未満の方	基準額×1.9	199,477 円
第11段階	被保険者本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 500 万円以上 590 万円未満の方	基準額×2.1	220,474 円
第12段階	被保険者本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 590 万円以上 680 万円未満の方	基準額×2.3	241,472 円
第13段階	被保険者本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 680 万円以上 730 万円未満の方	基準額×2.4	251,971 円
第14段階	被保険者本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 730 万円以上 780 万円未満の方	基準額×2.5	262,470 円
第15段階	被保険者本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 780 万円以上 830 万円未満の方	基準額×2.6	272,968 円
第16段階	被保険者本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 830 万円以上 900 万円未満の方	基準額×2.7	283,467 円
第17段階	被保険者本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 900 万円以上の方	基準額×2.8	293,966 円

※ 第1から第3段階については、別枠公費投入前の賦課割合を示しています。

第6章 計画の推進体制

1. 計画の進捗管理

1 計画の推進体制

(1) 市内での横断的な取組と市民協働の推進

本計画を所管する高齢福祉課を中心に、市内関係各課と連携を図りながら、高齢者施策に係る取組を推進していきます。本計画は、市民のための事業や取組の展開が基本となるため、市民との協働や積極的な参画を促していきます。

(2) 大阪府、近隣自治体等との連携

広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、大阪府や近隣自治体等との連携を図ります。

(3) 地域・団体・事業所等との連携

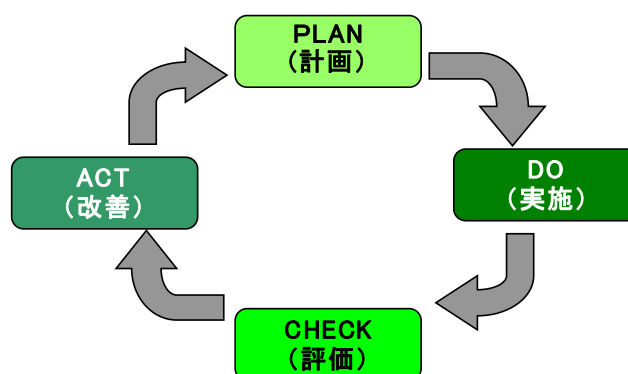
高齢者が安心できるまちづくりに向け、保健・医療・福祉・教育など、さまざまな分野で活躍する団体や組織、企業や事業所、福祉関連の担い手などと連携を図ります。

(4) 計画の周知と活用

本計画を広報紙や市ホームページ等で周知し、市民への周知を図るとともに、活用の促進に努めます。また、市内の関係機関などの協力を得て、市民へのきめ細かい周知を図ります。

2 計画の進行管理

進行管理にあたっては、計画の進捗管理、評価などを適切に実行するため、PDCA (Plan Do Check Act) サイクルに基づき、毎年度、点検と評価検証を行い、進行管理を行います。



資料編

1. 用語集

※用語に続く（ ）内は初出の掲載頁を示す

あ行

●アセスメント（38 頁）

利用者の有する日常生活上の能力や取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じる問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することで、ケアマネジメントの一環として、ケアマネジャーがケアプランを作成する前に行います。

●いきいきサロン（48 頁）

自宅にひきこもりがちな高齢者の集いの場の提供として、地域住民が組織する校区福祉委員会が中心となり、自治会館や公共施設を会場として企画運営するサロン活動です。高齢者が徒歩で参加しやすいように、地域で身近に参加できる茶話会や健康体操などのイベントが各校区で定期的に開催されています。

●インフォーマルサービス（42 頁）

近隣や地域社会、民間やボランティア等が行う非公式な援助活動のことで、フォーマルサービス（公的機関等が行う制度に基づいた社会福祉サービス）の対語です。

●ACP（47 頁）

Advance Care Planning の略で、国において愛称を「人生会議」としています。もしものときのために、望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のことです。

●エンディングノート（47 頁）

自身の終末期や自分の身に何かがあった時に備えて、自分に関するさまざまな情報を書き記すためのノートのことです。

か行

●介護離職（26 頁）

就業者が家族の介護や看護のために退職することです。

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（90 頁）

要介護認定をされ常時介護を必要とする人で、自宅での生活が困難な人に、生活全般の介護（入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話）をする施設です。

●通いの場（37 頁）

介護予防を目的とした住民主体で体操や趣味活動等を行う場です。

●介護認定審査会（92 頁）

要支援・要介護認定を申請し、要支援又は要介護状態に該当するか否かを審査、判定するために市に設置される審査会。委員は、保健、医療、福祉に関する学識経験者のうちから、市町村長（広域連合長）が任命する。審査会では、申請者が要支援または要介護状態に該当するか否かを審査するとともに、その支援または介護の必要の程度に応じて非該当、要支援状態区分（要支援 1 又は 2）または要介護状態区分（要介護 1～5）を判定する。また、必要に応じて、認定の有効期間やサービスの種類の指定等の意見を付すことができる。

●介護予防（1 頁）

要介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減をめざすものです。高齢者が可能な限り自立した日常生活を送り続けていけるよう、地域づくりの視点が重要となります。

●介護予防・日常生活支援総合事業（6 頁）

総合事業（介護保険法では、「介護予防・日常生活支援総合事業」として定められています。）域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざすものです。

介護予防・生活支援サービス

対象者	要支援認定者または65歳以上で基本チェックリストの判定により事業対象に該当した人 ※介護予防ケアマネジメントに基づき、ニーズ及び状態像に応じた適切なサービスを選択		
		サービスの種類	サービスの内容
サービスの種類	訪問型サービス	介護予防訪問介護相当サービス	従前の訪問介護と同様 訪問介護員による身体介護、生活援助を提供
		訪問型サービスA（緩和型）	掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供 ※身体介護は含まれない
	通所型サービス	介護予防通所介護相当サービス	従前の通所介護と同様 中長期的な生活機能向上のための専門職による機能訓練等
		通所型サービスA（緩和型）	通いの場等一般介護予防事業へのつなぎとして体操、レクリエーションを通じ、社会参加を促進
		通所型サービスB（住民主体型）	ボランティア等の運営による交流や介護予防に資する取組
		元気はつらつ教室（通所型サービスC 短期集中型）	生活機能を改善するために運動プログラム等を短期集中的に提供
	介護予防ケアマネジメント		自立した生活を送ることができるよう支援計画を作成する等

●かみかみ百歳体操（37 頁）

口の周りや舌を動かして、食べる力や飲み込む力といった口腔機能の向上を目的としている体操のことです。

●居宅介護支援（4 頁）

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、ケアマネジャーが、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡、調整を行うことです。

●キャラバン・メイト（33 頁）

キャラバン・メイト養成研修を受講し、登録されている人で、「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人のことです。

●救急医療情報キット（49 頁）

緊急時の連絡先、病名、かかりつけの病院などの医療情報を記入したシートを専用ケースに入れ、冷蔵庫などに保管し（表示シールを冷蔵庫や玄関内に張る）、急病や災害時に、迅速に救命活動が行えるよう活用するものです。

●ケアプラン（41 頁）

介護保険サービスが適切に利用できるよう、心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を踏まえ、利用するサービスの種類及び内容、担当者などを定めた計画のことです。

●ケアマネジャー（介護支援専門員）（38 頁）

要介護者又は要支援者の自立した日常生活を援助するために必要な専門的知識及び技術を持ち、要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況等に応じた適切な介護保険サービスを利用できるよう、市町村、介護保険サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う人です。

●ケアマネジメント（38 頁）

利用者一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できるさまざまな資源を最大限に活用して組み合わせ、調整することをいいます。

●軽費老人ホーム（61 頁）

高齢等のため独立して生活するには不安がある人、または自炊ができない程度に身体機能の低下が認められる人で、家族による援助を受けることができないために入所し、無料または低額な料金を食事サービスその他日常生活上の必要な便宜を提供し、安心して暮らせるように支援する施設です。

●高齢化率（1 頁）

総人口のうち 65 歳以上の人の占める割合です。

●校区福祉委員会（49 頁）

校区福祉委員会は「校区内の住民の福祉向上をめざし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目的として、自治会・老人クラブ・子ども会などの各種団体、民生委員・児童委員などで構成されている概ね小学校区を単位とした住民主体の組織です。

●高齢者虐待（58 頁）

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、養護者による高齢者虐待及び養介護施設等従事者等による高齢者虐待に分けて定義しています。

高齢者虐待としては、次のように分類されます。

i 身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。
ii 介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
iii 心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
iv 性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者に対してわいせつな行為をさせること。
v 経済的虐待	養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

●高齢者等 SOS ネットワーク（55 頁）

高齢者が行方不明になった時に、警察だけでなく、地域の生活関連団体等が捜索に協力して、すみやかに行方不明者を発見保護する仕組みのことです。

さ行

●サービス付き高齢者住宅（77 頁）

高齢者が安心して住める賃貸住宅の供給等を目的とした、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定されている住宅で、居室の広さや設備、バリアフリーといった条件を備えた都道府県等に登録されている住宅です。基本的なサービスとして、安否確認や生活相談などの生活支援サービスが受けられます。

●財政安定化基金（111 頁）

見込みを上回る給付費増や保険料収納不足により、介護保険特別会計に赤字ができることとなった場合に、一般財源から財政補てんをする必要のないよう、各都道府県が設置主体となり、市町村又は広域連合に対して資金の交付、貸付を行うものです。

●C S W（34 頁）

Community Social Worker の略で、コミュニティソーシャルワーカーのことです。社会福祉の総合相談窓口として、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担います。

●若年性認知症（56 頁）

65 歳未満で発症する認知症をいいます。原因となる疾患は血管性認知症やアルツハイマー病が多く、男性に多いのが特徴です。

●消費者被害（34 頁）

全国的に高齢者の消費者被害は増加を続けています。高齢者の持つ「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安につけ込み、悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金・貯蓄などの大切な財産を狙います。また、高齢者は自宅にいたことが多いため、訪問販売や電話勧誘販売による被害に遭いやすいのも特徴です。

●新オレンジプラン（54 頁）

認知症の人が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するために、厚生労働省が策定したものを新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）といいます。

●生活支援サービス協議体（42 頁）

高齢者の日常生活の支援、介護予防に係る体制の整備等を促進するため、地域の実情に応じた高齢者の生活支援体制の整備について協議を行います。

第1層協議体	●福祉や介護などのさまざまな代表で構成 ●生活支援コーディネーターの配置 ●課題の共有、資源の把握、開発に向けた取組を実施
第2層協議体	●日常生活圏域単位での設置を想定 ●現在、未設置の状況

●生活支援コーディネーター（37 頁）

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けた調整役を果たす人のことです。

●成年後見制度（33 頁）

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人の代理として契約を行ったり、本人の同意なく結んだ不利益な契約を取り消したりするなどの保護や支援を行う民法の制度です。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行います。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立て権が付与されています。

●第1号被保険者（7 頁）

市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の方です。

●第2号被保険者（56 頁）

市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険に加入されている方です。

●ダブルケア（35 頁）

介護と育児が同時期に発生する状態で、体力的、経済的、精神的など様々な影響を及ぼしているという問題です。

●地域ケア会議（31 頁）

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。

●地域支援事業（20 頁）

高齢者が要介護状態または要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態などとなった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援する事業です。

●地域包括支援センター（4 頁）

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点です。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置され、お互いに連携を取りながら高齢者を支えます。総合相談支援、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、包括的継続的ケアマネジメント支援を行っています。

●地域密着型サービス（6 頁）

認知症やひとり暮らし高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、平成 18 年 4 月に創設された予防給付及び介護給付サービスです。各市町村が事業者を指定し、利用者は各市町村の住民に限定されます。

●チームオレンジ（52 頁）

市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みです。

●調整交付金（106 頁）

各市町村の高齢化率や所得水準による財政力格差を調整するため、市町村によって 5 %未満や 5 %を超えて国から交付される交付金です。

●特定入所者介護サービス費（105 頁）

介護保険施設入所者で、所得や資産等が一定以下の人に対して、負担限度額を超えた居住費と食費の負担額が介護保険から支給される制度です。

●特定健康診査（39 頁）

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣病といわれる糖尿病や高血圧症、脂質異常症のリスクの有無等を検査することを目的とした健診で、40 歳から 74 歳までの方を対象としています。通称「メタボ健診」と呼ばれます。

●特定保健指導（39 頁）

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い人に対して、医師や保健師や管理栄養士等が対象者の身体状況に合わせた生活習慣を見直すサポートをすることです。

な行

●日常生活自立支援事業（57 頁）

自らの判断だけでは意思決定に支障がある認知症高齢者や知的障がい、精神障がいのある人に対して、福祉サービスの利用手続き等の援助や日常生活上の見守り、金銭の管理、書類等の預かりサービスを提供するものです。

●ニュースポーツ（65 頁）

グラウンド・ゴルフ、インディアカなど、近年、わが国で行われるようになった比較的新しいスポーツ種目の総称で、「力の限界に挑戦するのではなく、触れ合いと楽しみを迫及する」「体力、技術、性別、年齢に左右されず、誰とでもできる」「ルールに弾力性があり、対象、環境、時間による変更が可能である」などの特徴を持っています。市町村で開発したもの、海外から紹介されたものなどを含めると 100 種を超えるニュースポーツがあるとされています。

●認知症（1 頁）

認知症とは、アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいいます。

●認知症カフェ（52 頁）

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場です。地域の状況に応じて、さまざまな共有主体により実施されています。

●認知症ケアパス（54 頁）

地域ごとに、認知症の発症予防から人生の最終段階まで、生活機能障害の進行状況に合わせ、いつ、どこで、どのような医療、介護サービスを受ければよいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したものです。

●認知症高齢者等位置探索システム利用助成金交付事業（55 頁）

要介護・要支援認定を受け、行動・心理症状により問題となる行動が認められる高齢者を介護している家族に対し、GPS 機器の登録料、高齢者の居場所を早期発見し家族の負担軽減を図るための機器購入又は貸借費用等を助成する事業です。

●認知症サポーター（33 頁）

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する人（サポーター）のことです。

●認知症初期集中支援チーム（47 頁）

医療と介護の専門職が家族の相談などにより認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入および調整、家族支援などの初期の支援を包括的かつ集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームをいいます。

●認知症地域支援推進員（52 頁）

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を実現するために、「医療・介護等の支援ネットワークの構築」、「関係機関と連携した事業の企画・調整」、「相談支援・支援体制」の役割を担います。

●認定調査（員）（41 頁）

要介護・要支援認定の申請があったときに、調査員が訪問し、心身の状況等について聞き取り調査をする人です。

は行

●8050 問題（35 頁）

80 代の親が 50 代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題を指し、ひきこもりの子の面倒を年老いた親が見続ける世帯が急増しているという問題です。

●避難行動要支援者（80 頁）

要配慮者（従来、「災害時要援護者」とされていた高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人など、災害時に特に配慮を必要とする人）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいいます。

●福祉避難所（81 頁）

通常の避難所での長期の避難生活が困難と判断された人を二次的に受け入れる施設をいいます。市が長期の避難所生活が困難であると判断した場合に、市と協定締結した施設の被災状況などに応じて可能な範囲で福祉避難所を開設するため、災害発生時に直接、福祉避難所へ避難することはできません。

●福祉用具（41 頁）

自立に役立ち、介護する方の負担を軽減するための用具です。具体的には、特殊寝台、車イス、褥瘡（じょくそう）予防用具、歩行器等です。

●フレイル（31 頁）

加齢とともに、心身の活力（筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態などの危険性が高くなった状態のことです。介護が必要な状態には至っていませんが、十分に健康とも言えない中間的な心身の状態を表します。

●保険料基準額（95 頁）

介護にかかる総費用の見込みから算出される、第 1 号被保険者 1 人あたりの標準的な負担額です。

ま行

●見守り QR コード（55 頁）

QR コード付きシールを交付し、利用者の衣服や持ち物に接着したコードを発見者が携帯端末で読み取ると、利用者の家族等にメールで通知するとともに、発見者は利用者の保護に必要な情報把握が可能となり、クラウドサーバーを介して発見者と利用者の家族等の情報交換ができ、早期の身元確認から保護へとつなぐ取組です。

●民生委員・児童委員（34 頁）

地域で、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、高齢者施策としては、高齢者や高齢者世帯の見守り、安否確認、適切なサービス等へのつなぎなどを行います。

や行

●ヤングケアラー（35 頁）

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護（障がい・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など）や世話（年下の兄弟の世話など）をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている 18 歳未満の子どものことです。

●有料老人ホーム（77 頁）

食事の提供、入浴・排泄などの介護、家事の支援、健康管理のいずれかのサービス（複数も可）を実施しています。「特定施設入所者生活介護」の認可を受け、施設スタッフからの介護を受けられる介護付有料老人ホーム、外部の介護サービスを利用しながら生活する住宅型有料老人ホーム、自立生活ができる方を対象にした健康型有料老人ホームなどがあります。

●ゆめ伴プロジェクト in 門真実行委員会（52 頁）

認知症になっても輝けるまちをめざして、認知症に人や高齢者が主役となって活躍できる場や活動を、多様な人や団体が繋がり合うことで創出し、そこで生まれる笑顔の輪を広げていくプロジェクトです。

●要介護状態（1 頁）

身体上または精神上の障がいがあるために、入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて要介護状態区分（要介護 1 ～ 5）のいずれかに該当するものです。

●要介護認定（4 頁）

介護が必要な状態であるかどうか、どの程度介護を必要とするかどうかを、審査会で客観的に評価し、審査判定して保険者が認定するもの。要介護認定等は、要支援 1 又は 2、要介護 1 ～ 5、非該当のそれぞれに分類されます。

●養護老人ホーム（60 頁）

65 歳以上の方で経済的・環境的な理由により在宅で生活が困難な方に入所措置をする施設です。

ら行

●レスパイトケア（70 頁）

介護をしている家族などが、要介護状態の人の福祉サービスの利用中、一時的に介護から解放されることで休息をとれるようにすることをいいます。

●ロコモティブシンドローム（39 頁）

ロコモティブシンドローム（運動器症候群、通称ロコモ）とは、年齢と共に骨や関節、筋肉など運動器の衰えが原因で、歩行や立ち座りなどの日常生活に支障をきたし介護が必要となる可能性が高い状態のことです。

2. 計画の策定経過

年月日	事項	内容
令和5（2023）年 1月12日	第1回 門真市高齢者保健 福祉計画・介護保 険事業計画審議会	1. 門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業 計画の策定について 2. 第9期計画のための調査（アンケート）について 3. 策定スケジュールについて
2月1日 ～2月24日	1. 介護予防・日 常生活圏域ニーズ 調査 2. 在宅介護実態 調査	1. 65歳以上の方（要介護1～5の方を除く）を対 象にアンケート調査を実施 2. 要支援・要介護認定を受けている在宅の方を対象 にアンケート調査を実施
5月19日 ～6月5日	居宅介護支援事業 者等アンケート調 査	・門真市内の居宅介護支援事業所 64箇所 ・門真市内の地域包括支援センター 5箇所 に対してアンケート調査を実施
5月25日	第1回 門真市高齢者保健 福祉計画・介護保 険事業計画 策定推進委員会	1. 門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業 計画の策定について 2. スケジュールについて 3. 第9期計画策定のためのアンケート調査について 4. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果について 5. 在宅介護実態調査結果について 6. 門真市 第9期介護保険事業計画策定に向けた 調査結果の前期調査結果との比較について
6月26日	第2回 門真市高齢者保健 福祉計画・介護保 険事業計画審議会	1. 計画見直しにおける国の基本的考え方（令和4年 度 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 資料より抜粋） 2. アンケート調査結果の報告
8月30日	第2回 門真市高齢者保健 福祉計画・介護保 険事業計画 策定推進委員会	1. 門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業 計画 骨子（案）について
10月23日	第3回 門真市高齢者保健 福祉計画・介護保 険事業計画審議会	1. 門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業 計画 骨子（案）について
11月16日	第3回 門真市高齢者保健 福祉計画・介護保 険事業計画 策定推進委員会	1. 門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業 計画素案について 2. その他
12月27日	第4回 門真市高齢者保健 福祉計画・介護保 険事業計画審議会	1. 門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業 計画素案について 2. その他

年月日	事項	内容
令和6（2024）年 1月10日 ～1月29日	パブリックコメントの実施	門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について市民意見の募集
2月7日	第4回 門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定推進委員会	1. 門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画最終案について
2月20日	第5回 門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会	1. 門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画最終案について

3. 諮問書

門 保 高 第 915 号
令 和 5 年 1 月 12 日

門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会
会長 岡田 進一 様

門真市長 宮本 一孝



門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について（諮問）

門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定するために必要な事項について、貴審議会の意見を求めます。

4. 答申書

5. 門真市附属機関に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、執行機関並びに水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「執行機関等」という。）の附属機関は、別表に定めるとおりとする。

一部改正〔平成27年門真市条例4号・28年24号・令和2年2号〕

（委任）

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、別表に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月29日門真市条例第30号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第1条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務
門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会	門真市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、及び当該計画を推進するために必要な事項についての調査審議に関する事務

6. 門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例若しくは規則の定めのあるものを除くほか、門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 条例別表1の項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、委員の定数、構成及び任期並びに庶務担当機関は、別表に定めるとおりとする。

（委嘱又は任命）

第3条 附属機関の委員（以下「委員」という。）は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等及び副会長等）

第4条 別表の組織の欄に掲げる会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、会長等が定められていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第6条 会長等が必要と認めるときは、附属機関に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 前2条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が定める。

（関係者の出席等）

第7条 附属機関は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月29日門真市規則第34号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（委員の任期の特例）

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会の委員の任期は、この規則による改正後の門真市附属機関に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第2条及び別表門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会の項委員の任期の欄の規定にかかわらず、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

附 則（令和5年9月29日門真市規則第24号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条―第4条関係）

名称	組織	委員の 定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当 機関
門真市高齢者 保健福祉計 画・介護保険 事業計画審議 会	会長 副会長	20人以 内	(1) 学識経験者 (2) 医療団体を代表する者 (3) 福祉団体を代表する者 (4) 市民団体を代表する者 (5) 市民の代表 (6) 関係行政機関の職員 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長 が必要と認める者	3年	保健福祉 部高齢福 祉課

7. 門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会 委員名簿

規則記載順・敬称略

区分	所属	氏 名
学識経験者	大阪公立大学大学院 生活科学研究科	◎岡田 進一
医療団体を代表する者	一般社団法人 門真市医師会	○外山 学
	一般社団法人 門真市歯科医師会	河合 利彦
	門真市薬剤師会	木村 周平
福祉団体を代表する者	社会福祉法人 門真市社会福祉協議会	市原 昌亮
	門真市民生委員児童委員協議会	森田 隆之
	門真市介護保険サービス事業者連絡会 居宅介護支援分科会	馬淵 晃浩
	門真第5地域包括支援センター	吉田 とみ子
	一般社団法人 大阪府作業療法士会	名倉 和幸
市民団体を代表する者	門真市自治連合会	長谷川 忠秋
	門真市老人クラブ連合会	山岸 眞弓美
	門真エイフボランティアネットワーク	品川 幸子
	門真市介護者（家族）の会	山本 ミツエ
	門真市ボランティアグループ連絡会	増田 悦子
	公益社団法人 門真市シルバー人材センター	和多 幸司朗
市民の代表	公募（40歳～64歳の市民の代表）	榎原 まゆみ
	公募（65歳以上の市民の代表）	清野 千恵子
関係行政機関の職員	大阪府守口保健所	谷掛 千里

◎委員長 ○副委員長

8. 門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定推進委員会設置要綱 (抜粋)

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画を策定するとともに当該計画を推進するため、門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は高齢福祉課長の職にある者とし、副委員長は福祉政策課長の職にある者とする。

3 委員は、次の表に掲げるものとする。

企画課長、危機管理課長、地域政策課長、人権市民相談課長、生涯学習課長、健康増進課長、障がい福祉課長、健康保険課長、都市政策課長

4 前項に定める者のほか、門真市社会福祉協議会事務局長の職にある者を委員に加えることができる。

(職務)

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

第5条 委員長は、委員会の会議の検討経過又はその結果について、必要に応じて市長に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部高齢福祉課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月19日から施行する。

9. 門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定推進委員会委員名簿

(機構順・敬称略)

課名・役職名	氏名
企画財政部企画課長	船木 慎二
総務部危機管理課長	阪本 敏夫
市民文化部地域政策課長	西岡 慈敏
市民文化部人権市民相談課長	黒木 修功
市民文化部生涯学習課長	清水 順子
保健福祉部福祉政策課長	○湯川 みずほ
保健福祉部健康増進課長	池尻 亜希子
保健福祉部障がい福祉課長	木本 吉則
保健福祉部高齢福祉課長	◎北倉 透雄
保健福祉部健康保険課長	十河 大輔
まちづくり部都市政策課長	平山 正和

◎委員長 ○副委員長

門真市

第 9 期高齢者保健福祉計画・

介護保険事業計画

令和 6 (2024)年度～令和 8 (2026)年度



門真市 保健福祉部 高齢福祉課

〒571-8585 門真市中町 1 - 1

電話：06-6902-6176

